

自治制度・地域振興調査特別委員会会議録

1 開会年月日

令和8年2月18日（水）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（11名）

委員長	板倉美千代
副委員長	依田翼
理事	のぐちけんたろう
理事	ほかり吉紀
理事	千田恵美子
理事	松丸昌史
理事	上田ゆきこ
理事	山本一仁
委員	吉村美紀
委員	山田ひろこ
委員	品田ひでこ

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	市村やすとし
副議長	高山泰三

6 出席説明員

佐藤正子	副区長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
高橋征博	区民部長
長塚隆史	アカデミー推進部長
松永直樹	施設管理部長

川 崎 慎一郎	企画課長
菊 池 日 彦	政策研究担当課長
岡 村 健 介	用地・施設マネジメント担当課長
進 憲 司	財政課長
畑 中 貴 史	総務課長
中 川 景 司	職員課長
木 口 正 和	契約管財課長
木 村 健	区民課長
内 宮 純 一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
吉 本 眞 二	アカデミー推進課長
阿 部 遼太郎	観光・都市交流担当課長
矢 部 裕 二	スポーツ振興課長
永 尾 真 一	障害福祉課長
佐 藤 祐 司	事業者支援担当課長
阿 部 英 幸	施設管理課長
武 藤 充 輝	環境政策課長
日比谷 光 輝	児童青少年課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査担当	阿 部 隆 也

8 本日の付議事件

(1) 理事者報告

- 1) 湯島総合センターの建替えに係る事業手法及び「屋内遊び場のコンセプト及び基本的な機能（案）」について
- 2) 最高裁判所本駒込公邸跡地（本駒込二丁目国有地）の取得に向けた活用案について
- 3) 脱炭素化に向けた区有施設整備ガイドライン（案）について
- 4) 文京区食料品等物価高騰対応給付金の実施について

(2) 一般質問

(3) 研究会（15：00～）

テーマ：「公共施設更新問題への挑戦（秦野市の取組と文京区の現状から）」

講師：GON研究所 代表 志村高史氏

(4) その他

午前 9時59分 開会

○板倉委員長 おはようございます。

ただいまから自治制度・地域振興調査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、山田委員が通院のため20分程度遅れるということです。ほかの委員の方は全員出席しております。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

なお、報告事項2に関連する理事者として、永尾障害福祉課長、佐藤事業者支援担当課長、日比谷児童青少年課長を、報告事項3に関連する理事者として、武藤環境政策課長に御出席をいただいております。

○板倉委員長 理事会についてですが、必要に応じて、協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 研究会についてです。

既に御案内のとおり、本日は、GON研究所代表の志村高史様より、「公共施設更新問題への挑戦」というテーマで、午後3時から研究会を開催いたします。

その際、議会広報のため写真撮影をさせていただくことを御了承いただきたいと思っております。

○板倉委員長 本日の委員会運営についてですが、理事者報告が4件です。部ごとに報告を受けて、項目ごとに質疑を行うことといたします。

その後、一般質問。3時から研究会を開催いたしますので、2時までに一般質問を終了したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

その他としては、委員会記録について、令和8年5月の閉会期間中における継続調査について、令和8年6月定例議会の資料要求について、その後、閉会ということで、以上の運びにより、本日の委員会を運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されますように御協力をお願いいたします。

なお、委員・理事者とも資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

○板倉委員長 それでは、理事者報告です。

企画政策部企画課から3件です。

報告事項1「湯島総合センターの建替えに係る事業手法及び「屋内遊び場のコンセプト及び基本的な機能（案）」について、報告事項2「最高裁判所本駒込公邸跡地（本駒込二丁目国有地）の取得に向けた活用案について」、報告事項3「脱炭素化に向けた区有施設整備ガイドライン（案）」について」の説明をお願いいたします。

岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 おはようございます。

それでは、報告事項1番、御報告いたします。

資料は、「湯島総合センター建替えに係る事業手法及び「屋内遊び場のコンセプト及び基本的な機能（案）」について、お開きください。

こちらは、湯島総合センターの建て替えに係る事業手法を整理するとともに、11月議会にて御報告いたしました、屋内遊び場のコンセプト及び基本的な機能の素案につきまして、地域の意見交換会などを経て、一部修正した案をまとめましたため、御報告するものとなります。

2ページ、別紙1をお開きください。

1番、概要となりますが、本施設の整備方針におきましては、統括的なマネジメントを担う運営事業者を事前に公募し、設計段階から参画することで、管理・運営に配慮した施設計画を実現するとしておりまして、施設が一体的・有機的に運営される事業手法について検討してまいりました。

2番、事業手法となりますが、実際の施設運営を見据え、計画策定支援事業者を公募し、管理・運営計画の策定をすること。

また、本計画策定に当たっては、設計者も同時に公募いたしまして、設計者の知見も取り入れながら進めていくことを想定してございます。

来年度は、これらの事業者を同時並行的に選定いたしまして、区と両事業者と連携しながら

ら、本事業を進めていく考えでございます。

3ページをお開きください。

3番は、計画策定支援事業者の業務の概要を記載してございます。

主な業務といたしましては、各行政機能を主管する所管部署の意見を調整するとともに、開館後の運営を見据え、館一体として有機的に運営されるよう、管理・運営計画の策定を行っていただきます。

また、本事業者につきましては、図2のとおり、後継事業として、開館後の湯島総合センターにおける全館管理業務等を担っていただくことを想定しておりますため、事業者選定におきましては、その点も見据えて進めてまいりたいと考えてございます。

また、4番、設計者の業務につきましては、管理・運営計画の策定に支援いただくことと、地域に根ざした施設整備を進めるための取組を行いながら、設計書の作成を行っていただきます。

5番、今後の流れの想定につきましては、図3のとおりとなります。

恐れ入ります、4ページをお開きください。

屋内遊び場のコンセプト及び基本的な機能（案）となります。前回御報告いたしました素案から、11月議会での御議論や地域の意見交換会を経まして変更した部分を赤字で記載しているものでございます。

5ページ以降の別紙3に、案の全体版を掲載してございますので、後ほど御参照いただければと思います。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。

5番、今後のスケジュールとなりますけれども、事業手法につきましては、本年度中に民間事業者に対しまして、発注方式に関するサウンディング型市場調査を実施いたしまして、来年度の事業者公募に向けて、最終的に詰めてまいります。

こちらの御説明は以上となります。

続きまして、報告事項2番になります。

資料は、「最高裁判所本駒込公邸跡地（本駒込二丁目国有地）の取得に向けた活用案について」を御覧ください。

1番、概要となりますが、本国有地につきましては、国のほうから照会を受けまして、高齢者、障害者や児童福祉等の施設の整備用地として検討してまいりましたが、今般、区の活用案をまとめましたため、御報告するものとなります。

本地の敷地情報につきましては、2番のとおりでございます。

3番、意見聴取でございます。活用案につきましては、行政需要に基づきまして、駒込地域において導入すべき機能について慎重に検討を進めてまいりまして、区の考えを意見交換会や戸別訪問等の方法を用いまして、様々な御意見を伺ってまいったところです。

本国有地の近隣の方々からは、新たな施設が設置されることに伴う御不安の声や、施設整備に当たっての具体的な御要望などを頂戴いたしました。区が本国有地を活用し、施設を整備することに関しましては、おおむね御賛同を得られた状況でございますので、取得に向けて進めてまいりたいと考えてございます。

2ページをお開きください。

4番、具体的な活用案でございますが、昭和小学校に併設されております文京昭和高齢者在宅サービスセンターの移転を本地に行うこと。また、放課後等デイサービス事業所と育成室を併設しまして、行政需要への対応を進めてまいりたいと考えてございます。

今後のスケジュールですが、年度内に国のほうへ取得要望を行ってまいりまして、8年度中の取得を目指し、国と協議等を進めてまいります。

御説明は以上でございます。

続いて、報告事項3番となります。

資料は、「脱炭素化に向けた区有施設整備ガイドライン（案）について」を御覧ください。

1番、概要となりますが、各計画に基づく脱炭素化の推進に当たりまして、区有施設の整備における具体的な施設整備方針や、目指す水準等を定めたガイドライン案をまとめましたため、報告いたします。

2ページを御覧ください。

1番、本ガイドラインの目的ですが、公共施設等総合管理計画や地球温暖化対策実行計画（事務事業編）におけます区有施設のZEB化等の指針に基づきまして、脱炭素化に向けた取組を推進することを目的として策定するものとなります。

2番、対象施設は、原則といたしまして、管理計画における建築物系公共施設となります。

3番、基本整備方針といたしましては、(1)から(4)にお示ししている各項目のとおりとなりますが、これらの方針を具体的に進めていくために、各項目における整備基準をチェックリスト化し、推進してまいります。

4番、目指す水準となりますが、新築・改築・増築においては、原則ZEB Ready、延べ床面積が1万平米以上の場合は、ZEB Oriented相当以上として設定しております。

一方で、ZEB化を目指したものの、諸条件によりまして実現が難しい場合もあり得ますので、達成困難となった場合におきましても、可能な限りエネルギー消費性能の向上などの脱炭素化に資する取組に努めることとしております。

また、改修時におきましても、同様にZEB化が難しいものの、本ガイドラインのチェックリストを活用いたしまして、検討することとしてございます。

3ページの運用体制につきましては、本ガイドラインの推進の流れとして、施設所管課とともに環境所管課、工事所管課、管理計画所管課における事務的な進め方を記載してございます。

4ページに、施設整備における脱炭素化のチェックリストを掲載してございます。これらの具体的な整備手法につきまして、対象となる工事の際にチェックを行うことで、検討漏れを防ぐとともに、整備の各段階におきまして、着実に引き継がれるように進めてまいります。

チェックリストの基本項目の一番下の部分に、文京区公共建築物等における木材利用推進方針と記載がありますが、こちらは別紙2といたしまして、最後の8ページ目に概要を掲載してございます。こちら、公共施設の整備におけます国産木材の利用促進を方針として整理したものといたします。

本ガイドラインにつきましては、来年度の施行を予定してございます。

御報告は以上となります。

○板倉委員長 御説明をいただきました。

それでは、報告事項1「湯島総合センターの建替えに係る事業手法及び「屋内遊び場のコンセプト及び基本的な機能（案）」についての御質疑をお願いいたします。

吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。おはようございます。

まず、屋内遊び場のコンセプトについて、前回、私からも分かりやすいコンセプトの策定及び周知を求めさせていただきましたけれども、今回、コンセプトの文言をより分かりやすくしていただき、また、サブタイトルのような説明文も一文つけていただきまして、ありがとうございます。

また、山田委員からも、自然を感じられる場というようなコンセプトのところも、ちょっと分かりづらいのではないかというような意見も述べさせていただきました、それも反映していただいて、木のぬくもりを感じられる場ということで、木の素材のいろんな、おもちゃとかいろんなものも置くということで、そういったコンセプトの書き方に変えていただいて

いて、こういったコンセプトが皆様に伝わるようなコンセプトに変わったと思っております。ありがとうございます。

なので、今後も当該施設のコンセプトが皆に伝わるように、周知に努めていただければと思っております。

ところで、今回は、事業手法として、DBO手法、すなわち設計・建設・運営を包括的に発注する手法ではなく、DとOの同時発注、すなわち設計と運営を同時発注する手法を採用することになっておりまして、このような手法は、文京区では初であると耳にしております。

また、計画策定支援事業者においては、計画策定後の後続事業として、施設開館後には、統括マネジメント業務を担っていただくことも想定をされております。

これら新たな取組について、区はその狙いと効果を具体的にどのように見越しているのかを教えてください。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 設計者と計画策定支援事業者を同時公募することの狙いというところでございます。

今回、湯島総合センターにつきましては、多くの施設、機能を有する複合施設になるということと、機能が多いことに加えまして、運営主体も様々関わってくる形になります。そういった様々な形態の運営主体が入居することになりますので、それぞれの主体が綿密に連携して、施設全体で一体性を確保していく必要があるという考えでございます。

そのために、複合施設の運営にノウハウのある事業者を計画策定支援事業者として選定いたしまして、管理・運営計画を策定していきたいというふうに考えてございますけれども、設計者も同時に公募して、設計の視点も折り込みながら、管理・運営計画をつくっていくということで、施設整備上も無理のない、現実に即した方針をつくっていきたくと、そういった狙いで、今回この計画を立てているところでございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、設計者と同時公募ということで、確かに複合施設でするので、運営主体も様々ということで、包括発注ですと、いろんなものがありますと、それぞれの得意分野というものも多分企業とかにもございますので、こういった手法はすごいそれぞれの能力をさらに発揮できるものかなと思いますし、それを、運営主体とかも様々でするので、綿密に連携して、施設全体として一体的に管理できるように、区がそれをうまくアドバイスをしながら、しっかりと設計段階から、先ほども、設計の視点も折り込みながら計画

を策定していくということですので、ぜひしっかりやっていただきたいと思っております。

こういった屋内遊び場、区民にとっても非常に興味深いといえますか、すごく関心の高いものでして、皆さん、すごい期待をしているところですので、ぜひ、いろんな区民の声、アンケートとかもしっかり取っていただいておりますので、そのコンセプトをさらに分かりやすく、本当に皆様がより使いやすいような施設になるように、しっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

先ほど吉村委員もおっしゃったように、このコンセプトが大分分かりやすくなったなというふうに思っておりますし、今、お話になりましたように、運営については、今回、本会議で浅川議員も御質問なさっていて、先ほどもDBOで検討してきたけれども、ビルドも一緒にというのはちょっと難しいというような話で、設計と運営について一緒に担っていただける事業者を事前公募したいというお話のところまでは、理解をいたしました。

浅川議員の質問の中で、私が聞いていたときには御質問なさったと思ったんですけども、お答えになってなかったかなと思う部分があるところなどについて、お伺いしたいんですけども、まず、浅川議員が、湯島総合センターの利用料等について、子どもたちが使うところも多いので、どうなさるんでしょうみたいなことをおっしゃったような気がしたんですけども、あれは質問になってなかったんでしょうかね。答弁に入らなかったのも、その辺、どういうふうに公共性、子どもたちが使うので、どういうふうにその辺整理されていたのかなというのが、読んでいてもちょっと、ごめんなさいね、分からなかったのも、それはお聞きになってなかったということなんじゃないかな。そういった利用に関してどういう方向性だとかというのは、今、決まっているのかとか、事業者にそこまでお願いをする予定なのかどうかというのをまずお聞きしたいというふうに思います。

それから、事業者なんですけれども、この事業者と確かに一緒にやっていく必要があるんですが、区の公共施設としての思いみたいなものは、その事業者にどのくらい反映されるのかというのが気になる点と、あとは、契約等をどのくらいの長さの契約にしていくことによって、適正な、ある程度長期じゃないといけないとは思いつつも、競争性とか、あと公平性とか、そういった透明性の観点というものはどのようにお考えなのか。

あと、財政リスクみたいなものもあるんじゃないかというふうに思うんですけども、そこについてのお考えを伺います。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 浅川議員の御質問に対します区長答弁のところですが、利用料につきましてはお答えしてなかったという部分で、ちょっとこちらとしては、御質問として捉えてなかったというところがございます。で、屋内遊び場の利用料金の部分につきましては、昨年度、湯島総合センターの整備方針というものを立てたところですが、その中で、大きなコンセプトとして、ふらっと訪れたいくなるというような部分をしてございまして、屋内遊び場という、お子さんが遊ぶことを特性とする施設であるということに鑑みまして、利用料金につきましては、今後、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、事業者さんを来年度公募してまいるところでございますけれども、実際、事業を運営するに当たりましては、事業者の支援もいただきながら、ただ、あくまでも区のほうで手動して進めていくという考えでございますので、先ほど区の考えや思いをしっかりと反映させてほしいというようなことで委員からお話がありましたけれども、昨年度立てました整備方針の中で、絶対に振れてはならない筋というところの、施設の基本コンセプトというところは、きちんと立ててございますので、それにのっとり管理・運営計画をつくっていくというようなことで、公募はしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、契約の長さの部分ですが、来年度、公募いたしまして、ちょっとスケジュールでお示ししている、3ページのところですね、お示ししてございます、9年度から11年度にかけて、管理・運営計画と基本・実施設計というのを併せてつくってまいりたいというふうに考えていますので、基本的に一旦の契約の期限としては、この期限を想定しているところでございます。

また、事業者選定に当たっての公平性や透明性の確保というところですね、非常に重要だというふうに思っております。今回、デザインとオペレートということで、設計者と管理・運営者を、発注するに当たって、一緒に発注をせずに、それぞれ別々に、同時並行的に発注するというようなところ、一つ、そういったような考えもございまして、包括発注をすることによる公平性の担保が難しいというような課題もありましたので、それぞれ得意分野を持つ運営事業者と設計事業者というのをそれぞれ選定することで、公平性について担保してまいりたいというふうに考えたところでございます。

また、財政面の部分ですね、他の自治体におきましても、建設事業において不調になっているというようなことも把握しているところでございます。今後、設計などを経まして、建

設工事費なども見えてくる場所ですけれども、12年度以降の整備に向けて、財源の問題というようなところもきちんと見据えながら、今後、事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。そこが課題であるということを御認識いただいているということが分かりましたので、また今後とも進捗状況というのを見守ってまいりたいというふうに思います。

それから、次に、本駒込二丁目も出てきますけれども、昭和小学校と湯島小学校が今、児童数が増えていて、複合施設であるという状況の中で、複合化している在宅サービスセンターを移転させたいというような話になっているんですけれども、それは特に児童数が増加しているところから、では教室対策をどうしていこうという話をこれまでしてきた中で、本当ならもっと早く移転先を見つけて、湯島総合センターのタイミングというのがもちろんあったんですけれども、教室対策を行っていく、教室対策としての移転というものがあるべきだったんじゃないかというふうに思うんですけれども、児童数のピークと在宅サービスセンターの移転というのがずれているんじゃないかというのは、少し気になるところで、そちらについては、今、どういうふうな状況であるというふうに分析なさっているのかということが1点と、それこそ公共施設マネジメントの中で、そういった複合施設の柔軟な利用というのは、もう少し早い段階で見ることができないのか、対応することができないのかということとを伺いたいと思います。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 湯島小学校における児童数への対応というところでございます。

委員おっしゃるように、湯島小学校の学区域につきましては、児童数が増加しているというふうな傾向もございまして、そういった状況に鑑みまして、ある区有資産の中で解決を図るために、湯島総合センターの建て替えの機を捉えて、あそこを複合化することによって行政課題へ対応していこうという考えでもっているところでございます。

当面のところ、教育委員会の推計としては、今後も湯島小学校の学区域につきましては、児童数は増えていくというふうな推計ではございますので、当面の対応として、今年度、建てられましたけれども、校庭のほうに増築校舎を建設することで対策している状況でございますので、当面の間につきましては、学校運営上も問題はなかろうということで確認をして

いるというところがございます。

一方で、湯島小学校の中に入っているアカデミー湯島とか在宅サービスセンターも規模の大きな施設になりますので、こういった改築の機を捉えずに、その他の民間テナントを探すというのなかなか難しい状況もございました。そういったところで、今回、大規模な施設が建てられるというようなところで、行政課題の対応ということで取り組んでまいりたいというふうに考えているところがございます。

また、公共施設の柔軟な利用も必要なんじゃないかというようなところがございます。

今後、公共施設マネジメントというような関係で、マネジメントシステムを今、つくっているところがございますので、今後も、この湯島総合センターの事例と同じように、改築だとか大規模な改修などの機を捉えまして、集約化だとか複合化だとかというところは、私たちの中でも考えているところではございますので、民間の物件とかも含めて、柔軟な対応ができるように考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 確かに児童数については、もう少し増えるかもしれないですけども、その後の様子は分からないにしても、また今度は、国のほうのクラスサイズの変更などもあり得る話ですので、学校施設にゆとりを持っておくというのは必要なことだろうというふうに理解しておりますので、それ自体には賛成なんですけれども、もう少し早くその端緒をつかんで、公共施設マネジメントのシステムで、もし、明らかになるような、明示的になるような、そういうような兆候が現れたときに、早めに対策が取れるともっといいなというふうに考えておりますので、公共施設マネジメントシステムにとっても期待をしていますということで、ありがとうございました。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 まず、このサウンディング調査をまた3月に行うということなんですけど、サウンディング調査は前もやっていて、外部委託にすると非常に費用もかかるということなんですけど、この2回目のサウンディング調査の目的、1回目とどこが違うのかというのをまずお答えいただきたいと思います。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 サウンディング型市場調査に関する御質問でございます。

令和5年度にもサウンディング調査ということでさせていただいておりまして、その際に

は、湯島総合センターの事業構想段階にあったというところでございまして、湯島総合センターの建っている場所が用途地域として商業地域というところもございましたので、そのセンター全体として民間事業者の参入ができるのかできないのか、そういった可能性も含めて、整備手法を整理することを目的として実施をさせていただいたというものとなっております。

今年度実施しますサウンディング型市場調査につきましては、区として、具体的な事業手法を今回提示しているところでございますので、この事業手法について、民間事業者さんとの対話を通じて、公募条件の精査などに役立てたいというふうに思っているところで、5年度に実施したものとは目的が異なっているというところではございます。

このサウンディング調査を実施することで、事業者の理解度を深めてまいりまして、公募の実現度を高めるアイデアや懸念事項などを聴取してまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 予算とか費用ってかかってないんですかね、外部委託にすると高くなりますけど。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 本年度実施いたしますサウンディング型市場調査におきましては、この事業のための委託契約ということは個別に結ぶことはいたしませんので、基本的に区の職員のほうで実施するものと考えてございます。

ただ、事業全体のコンサルティングといたしまして、事業者よりアドバイスはいただいておりますけれども、この調査自体は、基本的に区が主体的に調査の準備も進めておりまして、実際に対話型の調査を行うに当たりまして、区の職員が対応するというところがございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。区の職員が中心になってやっていただいたということで、理解できました。

吉村委員や上田委員からもあったんですけれども、区の関わりですね、お2人の委員から指摘がありましたけど、もうちょっと詳しくお答えいただきたいんですけど、やはり民間事業任せではどうしても利益が優先されてしまいます。湯島総合センターは福祉の総合施設ですよ。福祉の総合施設というのは、区民のために運用できるのはやっぱり区だと思うんです。なので、設計の段階から、区が主体になることが非常に重要になると思います。もちろ

んその後の管理運営も区が主体、関わっていくのではなくて、区が主体となっていく、そのことが非常に重要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 先ほど御答弁もさせていただいたところですが、管理・運営計画の策定主体は、あくまでも区でございますので、区のほうでイニシアチブを取りながら、民間事業者の知見を取り入れながら進めていくというような考えでございます。

今、千田委員から御紹介がありましたとおり、福祉の機能も多数入る施設となりますので、それらの施設が有機的に、その他別の機能も含んで、有機的に館一体として運営されるということを目指しておりますので、それぞれの所管部署ともしっかりと連携を取りながら、区が主導して進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 そうお答えいただいて安心というか、本当にこれからは私たち委員は見守っていくというか、監視していきますけど、しっかり区が主体になってやっていただきたいと思えます。

それと、非常に大きな建物で、延べ床面積が1万平米から1万2,000平米、それで地上11階・地下2階と大がかりな規模なんですけれども、公共施設総合管理計画の設備単価、理論的には90億から100億円になるんですけれども、実際には非常にもっと膨らんでいくと思うんですけど、金額についてはどのぐらい見込んでいらっしゃいますでしょうか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 湯島総合センターの建築工事費というところがございますけれども、今、御紹介のありましたとおり、90億から100億というところではございますけれども、この後、御報告します脱炭素化への対応だとかというところも、今回、改築になりますので、そういったところも対象になってまいりますので、その100億というようなところから、若干上振れていくだろうというところは考えてございます。ただ、管理計画の単価自体が、改定をした令和5年度の時点の調査の単価になってございますので、建築資材等工事費の物価高騰が今、続いているところがございますので、その管理計画の算定上よりは現状大きくなっているかなとは思ってございます。そういったところも踏まえて、財政上の措置も検討しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 なかなか見込額が出にくいという状況でしょうかね。ただ、非常に大規模になるので、そういう事業が地域経済に回っていくことは非常に重要だと思います。今、公募していますけれども、ぜひ建築は地元ということをお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 建築工事の区内事業者へというところでございます。

区内の産業振興という意味で、区内事業者さんへの発注というところは重要な視点だというふうにご考えてございます。区のほうで、工事請負の指名競争入札に関する参加者指名要綱というものがございまして、そこで5,000万円未満の工事につきましては、原則として区内事業者を指名するというふうになっておりますけれども、5億円以上の規模となりますと、共同企業体ということで、こちら100億規模のそういう工事になってまいりますので、当然、共同企業体というふうになってまいります。

そういうふうになりますと、本センターにおきましては、非常に大規模な建設工事ということが見込まれておりますので、現時点でどういった事業者さんに参画いただくかというところなどは想定は難しいところではございますけれども、これまでの工事発注におけます区内事業者さんの参画への配慮というところも、これまでもございましたので、そういったところも踏まえまして、契約手法につきましては、契約所管課とも協議しながら進めてまいりたいというふうにご考えてございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 ぜひ、区内事業者さんが優先になるように、いろいろ御配慮いただきたいと思えます。

それと、運営開始までは8年以上かかるということで、代替施設について確認したいんですけども、先日の本会議で区長は代替施設の質問に対しては、必要な既存の施設の確保に努めると、そこだけ、それで終わってしまったんですけども、やっぱり必要な施設の確保って、どれもみんな必要ですよ、区民にとっては。特に高齢者は、ちょっとこの8年は長過ぎる。高齢者クラブの方からは、ここがなくなったら活動できなくなるという、8年もたつと体もかなり衰えていくと思うんですけども、福祉施設は特に優先的に、代替施設を早く始めていただきたいんですけども、その辺を具体的にお答えください。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 工事期間中における代替機能の確保についてですけ

れども、そちらにつきましては、地域での意見交換会なども組んでございますし、昨年度、高齢者クラブとの座談会なども開かせていただきまして、やはり集まれる場所があるというところは非常に重要だということで、地域から御要望いただいているというところがございますので、区としても、大事なことだということで認識しておって、昨年度、整備方針におきましても、基本理念の一つとして掲載させていただいたというところがございます。

施設の機能を、どの部分を確保していくのかというところにつきましては、現時点では個別具体的な御提案を今、申し上げられることはできないんですけれども、近隣の区有地のほか、民間テナントの活用も含めて、既存施設の所管課と連携しながら、代替場所の確保については現在検討を進めているというところがございます。

○板倉委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 先ほどの地元企業への発注についての配慮へという御指摘に関連しまして、岡村課長の答弁にちょっと加えてお答えいたしたいと思います。

実際に、現時点ではまだ工事契約の詳細は決まっておらず、概略が説明あったところがございます。今後、少し先にはなるかと思えますけれども、工事の具体的な内容が固まっていきましたら、最終的には契約管財課のほうで、例えば、先ほど触れた要綱に加えて、共同企業体に対する大規模建設工事発注取扱要綱なども踏まえて、JVが想定されますけれども、最終的に入札の条件については、契約管財課のほうで案をつくり、契約委員会というところで諮って、区として決定して入札をやっていく流れになります。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 繰り返しますが、区内事業者が優先になれるようお願いしたいと思います。

この湯島総合センターの最後の質問なんですけど、屋内遊び場については、子どもの意見を聞いていますね、昨年7月に児童館でヒアリングしたり、9月にはパネル展示説明会を行って、子どもの意見を聞いているんですけれども、しかし、運営開始には8年以上かかるということで、今、聞いている子どもたちはみんな大人になってしまっていて、その時点では使わなくなる。また、そのときの子どもたちのニーズも非常に変わっている。今、いろんなおもちゃも変わっているし、子どもたちの遊び方も違って来る。なので、意見の聞き取りはこれで終わりではなくて、工事中を含めて、完成するまで複数回行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 委員御指摘のとおり、非常に長期間のプロジェクト

になりますので、昨年度と今年度と2年度にわたって様々な意見聴取をしましてまいりましたけれども、その情報も、建てる頃には古くなるというようなところは確かにあるのかなとは思っております。そういったところは捉えておまして、今回、来年度、事業者公募して、9年度から11年度にかけて管理・運営計画と基本実施設計を進めていくというところなんですけれども、昨年度、整備方針を立てたところで、設計に当たって、利用者の意見にも配慮していくというようなところを内容として書かせていただいたようなところでございます。

実際に、利用する利用者さんの意見も取り入れながら、設計などにも取り組んでまいりたいというふうに思っております。そういうところで長期間のスケジュールを組んでいるところではございます。なので、昨年度実施しました意見聴取の内容も当然踏まえていくところでありまして、その時々行政需要というようなところは、今後も取り得る限りの意見聴取などもしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 ありがとうございます。子どもの遊ぶ権利、休む権利というものも、区として権利として認めていく。そのような動きの中で、やはり遊び場というのは、こどもの権利を尊重して、子どもが主体となるような進め方をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○板倉委員長 松丸委員。

○松丸委員 今、千田委員がちょっと質問されていましたが、特に地元業者ということ。やはりこれだけ大きな規模で、いろんなところに複合的なあれになると、それは統括的なマネジメントをしっかりとやるというのは、当然のあれだと思うんですけども、あわせて、設計会社もどういった設計会社が、設計会社自体もこういう建物というのは、特に大手のあれというのは結構興味を示していて、幾つかそういう問合せもあるというふうに聞いたんですけども、そういった中で、さっき言ったように、地元業者は、一番やっぱりこういう大きな建物が、金額だけとっても相当な規模なので、やっぱり地元業者もかなり興味は示しているんですけども、一方では、地元のいろんな電気だ、空調だ、いろんな事業者の中で、やっぱり分離発注というのが、常々、我々、いろんな意見交換会する中で出てくるのは、分離発注をできるだけやってもらいたいというのが、これやっぱり地元業者の思いというのはあるわけですね。

これだけ大きな規模になっちゃうと、当然、JVを組んで、そのJVが地元のJVであっても、なかなか施工だけ見てもそう大手のところって、正直言って、文京区内ってなかなか

ないから、せいぜい数社しかないのですね。そうすると、やっぱり区外の大手のところは頭になってくると、必ずしも、ではJVで、例えば地元業者といっても、やっぱりある程度限られてきちゃう部分のところがあるので、その辺は、これだけ大きな建物を建てていくに当たっては、やっぱりよく設計会社とのいろんな、そういう意味では、設計会社も、この最初の段階から一緒にこれやっていくということなので、その辺も配慮しながらやっていかないと、いざ、この先の話になるけれども、発注になったときというのは、意外と地元の業者には、全く、潤わないという言い方はおかしいけれども、そういうふうにならなくなっちゃう可能性も、やっぱりこれだけの、こういう手法でいくとあるということをしっかり配慮しないと、今やっている学校の改修のときも、地元の建設業者とかあれというのは、やっぱり結構不安があった部分があったわけですね、あのときね。だから、そういうことをしっかり配慮した上で、取り組んでいってもらいたいなというふうに思うので、そこら辺はどういうふうに、ちょっと難しいかも……。

○板倉委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 今、委員おっしゃいましたように、分離発注というのは、基本的な考え方としてございまして、実際に本区の建設工事、改修工事でも、いわゆる建設工事本体と電気設備、機械設備、排水というふうに分けて発注している例も多くもございますので、そういった基本的な考え方は、契約管財課としても引き続き持ってまいる予定でございます。

実際に、本件につきましては、御指摘もありましたように、まだ今、粗々な情報しかございませんので、今後、少し先にはなるかもしれませんが、具体的な工事の内容等が分かってきた段階で、それは契約管財として、これまで我々が運用しているルールですね、要綱等ののっとり、一定地元業者への配慮も含まれた要綱にはなっておりますが、適切に契約といえますか、入札といえますか、そういった手続につなげていきたいと考えております。

○板倉委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。ぜひぜひ、その辺は、さっきの千田委員のあれじゃないですけども、地元の業者がきちっと関われるような、そういう体制はつくっていただきたい。実際問題、費用的な問題は、今日の新聞等でもあるように、労務単価もここで引き上げられるわけですね。だから、そういう意味で、いろんな意味において、単価的にはかなり上がっていかざるを得ないような今、状況でもあるので、当初見積もった金額が、やはり何年後にはまた大きく変動があるので、その辺も注視しながらやっていかないと、それこそもう際限なく金額が上がって行って、とてつもないあれになってしまって、これは今回のいろんな代表質

問の、これから予算委員会もありますけれども、そういった中での基金のいろんな取組も、基金のいわゆる取崩しも当然出てくるわけですから、そういうことも見据えながら、しっかりとやっていってもらいたいかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○板倉委員長 品田委員。

○品田委員 私は、屋内の子どもの遊び場のことについて、質問します。

7か所、いろいろと視察をしていただいて、その地域に合った運用の仕方をしているというふうに思うんですが、コンセプトとしては、ふらっと訪れられる、子どもたちが自由に遊べるということらしいんですけども、何かハード的になかなか今までない遊び場になると、人気が出ちゃって、たくさん来ちゃって大変なのかなと思うんですけど、ちょっとこの報告の13ページのところに、入場者数の管理やスタッフの適正配置とかソフト面の工夫があるというふうにあるんですが、訪れた7か所のいろんないいところと悪いところをちょっと学んできたと思うんですけども、文京区にとって、この中で、いい点や、ここは取り入れたいなとかいうこととか、何か課長のほうで少しイメージが湧いているようなソフト面をちょっと御紹介いただきたいなというのが1つと。

あと、先ほど、利用料金についてもこれから考えるということ、ちらっとさっき誰かの答弁でおっしゃっていたと思うんですけど、ふらっと訪れたいのに、予約して利用料金を取られてみたいなのは、コンセプトと全然違ってしまっているところがあるので、そういうことも含めて視察なさっていたと思うんですけども、例えば午前中は就学前のお子さんが遊べるのかな、私たちもちょっとそういうところを見てきましたけど、放課後は小学生が学校から帰ってきて遊ぶとかね、時間帯によって違うというふうに思うんですが、何かもう少し御報告いただけますか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 委員から御紹介のありましたとおり、区内での初めての公共の設置による屋内遊び場ということで、これまでの意見聴取の中でも非常に期待も高いなというふうに所管として感じているところがございますし、始まった際には非常に混雑もするだろうというふうに考えております。

こちらの資料のところにも、視察の他自治体のその結果なども掲載してございますけれども、そういった視察を通じまして、クール制の導入であったりだとか事前予約制とか、あと、入場人数の管理などを行っている施設もあったというところはございますので、そういった

中で、どういった方法がいいのかというようなところは、来年度以降、進めていきます管理・運営計画の中で、利用料金の考え方も含めて、整えてまいりたいというふうに思っています。

混雑をすることによって危険な遊び場になってしまつては、本末転倒というところもごさいますので、その施設の中の広さであつたりだとか遊び方などに配慮して、どれぐらいの人数が適切なのかというようなところは、きちんと考えていかななくてはいけないことなのかなというふうに思っていますので、そういった予測も踏まえながら、今後考えていきたいなというふうに思っています。

また、その料金に関しましては、今後整理をしていくというところではごさいますけれども、御紹介のありましたとおり、ふらつと訪れたいというコンセプトと、あと、お子さんが使うという施設の特性もごさいますので、それを踏まえて考えていきたいなと思うんですけども、他の自治体では、区内の利用者の方と区外の利用者の方で差をつけているというような事例があつたり、逆に、区民の施設なので、区民が使いやすくというようなところのお声も実は意見聴取の中であつたりしましたので、お子さんとしてはひとしくというようなところも一方では考え方としてもありますし、どういった利用料金の設定がいいのかなというようなところは、ちょっと思案しているところではごさいますので、今後、様々状況を確認しながら、検討してまいりたいと考えてごさいます。

○板倉委員長 品田委員。

○品田委員 何度も利用料金という言葉が出てきたということは、利用料金を取ろうということなのかなというふうにも思いますけれど、否定しなかつたですよ、今ね、全然。何かふらつと行けないのは、ちょっとコンセプトと矛盾しているかなと。みんなやっぱり行きたいでしょうね、できたらね。けがしちゃ困りますし、また、障害を持つお子さんも気兼ねなく行けるというところを、ぜひ、外の公園と違うというところで、安心して遊べるということは、特に障害を持つお子さんについては、十分配慮してあげたらいいなというふうに思いますし、区外の方は料金を取るとかいうと、何かスポーツセンターのプールじゃないですけど、孫が来たら遊べないとかいうのも困るし、ちょっといろんな要素を入れなくちゃいけないので、全部が満たされるわけではないというふうに思いますけど、やっぱりちょっと子どものことなので、十分に配慮して計画にさせていただきますよう、お願いいたしました。

以上です。

○板倉委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 既に皆さんからお話いただいているので、手短になんですけれども、利用料金のところで、今、品田先生のほうから話がありましたけど、逆に、取るんだったらば、区内、区外を分けて、ただ、取るということに関しては、私はよいのではないかなというふうに思っていて、区民の皆さんがお使いになる施設ですから、その料金設定については、で、どういうふうにするかという、それもなかなか、インバウンドの問題とかも、ときもいろいろ検討されているかと思うんですけれども、区民の方と証明してもらいものを出したら割引になるみたいな感じのやり方のほうがいいのかなとは思っているんですけど、夏のスポーツセンターのプールみたいに使えないということはないように、広く門戸を広げて、料金設定に関してはちょっと御配慮いただいて、逆に、区民の方が、ああ区民でよかったなと思えるような形がいいんじゃないかなと、私は個人的には思っています。

先ほど千田委員のほうから質問があったときの、浅川議員の質問に対する区長答弁のところなんですけれども、既存のサービスや団体活動を考慮するというふうにあるんですけれども、実際に高齢者クラブの皆さんなんかは、8年丸々あの施設が使えなくて、休会されるようなことがあると、もう本当に活動としては止まってしまうと思うので、実際にお話も伺っているんですけれども、例えばすぐ近くにある教育センター、ありますよね、あそこ午前中はちょっと空いている場所があるんだったら、あそこと連携して使っていただくようにするというのを、既にもうこの段階から御案内して、実際にちょっと試験運用というんですか、やってみたりとかして、場所も近くにあつて、区有施設が使えるよという形に御案内をすると、やっぱり安心感につながるんじゃないかなと思うわけですね。やっぱり1年1年活動内容が、メンバーも含めて変わっていくような特徴のある会でありますから、そういったところで、考慮するというのを、具体的にもう安心材料という意味でアナウンスしていただきたいなと思うんですが、そういうのはいかがですか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 先に御質問いただいた利用料金の部分です。先ほど品田委員への答弁のところ少し誤解を呼ぶような答弁をしてしまいましたけれども、何か利用料金ありきで考えているわけではございませんので、そちらは、やるのかやらないのかは今後検討にはなりますけれども、利用料金を設定したいという考えではございませんので、そこは補足で申し上げます。

あと、代替機能の部分でございます。先ほど千田委員のほうからも御質問がございましたけれども、現時点では、個別具体的には、当てがあるというところではないんですけれども、

まずは区有施設というようなところは、利用状況とかも確認をしながら、使えるかというようなところは、まず優先的に考えていくものなのかなとは思ってございます。そこで難しければ、民間テナントなども検討していくというようなところはあるかと思えますけれども、湯島の地域に教育センターのほかにも大規模な公共施設がございますので、そういったところの利用状況なども確認しながら、あと、団体さんのほうでどういう活動の仕方をしていいのとかかというようなところも含めて、検討していく必要があるかなというふうに思っておりますので、のぐち委員のおっしゃっていたような試験運用といいますか、実際に施設の解体が始まって、いざ、では来年から移ってというのがなかなかもしかしたら難しい場合もあるのかなとは思っておりますので、そういった試験運用というようなところが可能かどうかというようなところも含めて、所管課とも協議をして進めてまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。これは多分、委員によっても意見は分かれるかと思うんですけども、やっぱり利用料金は取るという形でやっていって全然いいと思うんですけども、その取り方については、区民、区外を分けての配慮があるような形だとよいのかなというふうに思っています。実際に、これから先、物価高であつたりとか、もろもろのものが上がっていく中で、下がるということはなかなか考えにくいと思うので、利用するものに対して対価を払って、区有施設であってもね、というのは全くよいと思っておりますので、その部分は御配慮いただければなと思っております。

団体様の活動は、いろいろ、高齢者クラブもあるかと思うので、規模であつたりとか時間であつたりとかあるかと思うんですけども、どうなってしまうんだという不安感に対しては、向き合って、こういったものもあるということも含めて考えると、早めに、区有施設のほうが動きはしやすいと思うので、御案内ができるようにしておくというのは、よいのかなと思っておりますので、具体的にその検討がないというのはちょっとびっくりしましたけれども、ちょっと考えていただいて、早めにお出しできるようにしておけばいいかなというふうに思っています。

もう一点、先ほど松丸委員のほうからも質問がありましたけど、JVをつくったときに、やっぱり区内業者の割合が低くなってしまふという問題は、どうしても規模の問題とかもあるかと思うので、仕方ないと思うんですけども、これについては、一定やっぱり御配慮いただくようにしていただきたいかなというふうに思います。やっぱり文京区内で事業をしていただいて、いろいろ活動されているということは、大変ありがたいことなので、そういった

部分でも、やっぱり区内業者が入れるところの枠は何とか確保できるような形を取ってもらえればなと思いますので、よろしく願いいたします。

○板倉委員長 それでは、依田副委員長。

○依田副委員長 すみません、1点だけ。今回、管理・運営計画策定支援事業者というのを選んで、全体の管理の仕方も含めて計画していくということなんですけれども、このP3に、その支援事業者は、計画策定後の後継事業者として、開館後の湯島総合センターにおける統括マネジメント業務を、全体的な管理・運營業務を担うことを想定しているというふうに書いてあるわけなんですけれども、要は、この計画策定支援業者が開館後の統括マネジメントもやることを想定していますよということなんですけど、あくまでも契約とかその選定プロセスというのは、一応、別だと思いうんですけれども、ここに想定していますよと書いてあるんですけど、事業者目線から見ると、計画策定支援と統括マネジメントと両方できるんだらうという想定をした上で、もちろん応募すると思いうんですけど、そこら辺はどのように両方できるというふうに担保されるような仕組みにするつもりなんですか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 計画策定支援事業者の業務として、今後の後続業務のところの御質問でございます。

この計画策定をするに当たっては、やはり開館後の湯島総合センターの運営を自身で担っていただくというような思いがないと、なかなか計画をつくるのは難しいのかなというふうに考えておまして、その開館後の後続業務というようなところを踏まえて公募したいというふうに考えているところでございます。

現時点では、施設が存在しないという形になりますので、開館後のその事業者としての担保することは難しいところではあるんですけれども、こういった管理・運営計画をつくっている他の自治体などを視察している中で、その公募の一つの条件というか、要項の中で、当該事業者の取組姿勢や遂行状況等を勘案した上で総合的に判断し、決定をするといった旨の記載を公募要項の中で示していて、そういった区の考えとして、そういった後続事業を考えているということを事業者さんにちゃんと伝えるということが、その公募に手を挙げやすくなるというようなところも事業者のほうからも聞いているようなところはございますので、担保はできないけれども、ある程度そういう想定をしているということをしかりとお示しながら、来年度の公募に向けては進めてまいりたいと考えているところでございます。

○板倉委員長 依田副委員長。

○**依田副委員長** ありがとうございます。ちょっと一瞬では理解できないところもあるんですけども、要は、この計画策定支援事業者として選ばれるためには、最終的な開館後のマネジメントも含めてやる気のある事業者じゃないといけませんよという、そういう形で公募するというのは、それは分かるんですけども、逆に、事業者の目線から見て、そういうつもりで応募するのは当然だとは思うんですけども、では本当にちゃんと統括マネジメント業務まで取れるのかというところが何か不安になったら困るなというのがあって、そこら辺は何か明確に、計画策定支援事業者であったということが何か明示的にプラスになるかどうかみたいなどころまでは、多分、現状では出せないと思うんですが、ただそうはいつでも、計画策定支援事業をやっているならば、当然、おのずとその統括マネジメント業務の担当の事業者として選ばれるに当たって、おのずとそこは有利というか、一歩抜き出た形になるんだろうなというふうに期待していいんですかねという、じゃないと、先まで見て事業者は応募するわけなので、そこら辺の見通しがなくなかなか難しい面もあるのかなとちょっと思ったんですが、いかがでしょうか。

○**板倉委員長** 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○**岡村用地・施設マネジメント担当課長** 湯島総合センターの開館後の話につきまして、公の施設として指定管理を設定していくような形になりますので、確実に決めるということは難しく、指定管理者の選定を現状では行えないという中で、こういった配慮ができるのかというところの一つの工夫として、先ほど申し上げたような募集要項における一つのそういう記載の仕方というようなところをお示ししているというところでございます。あくまでも、事業者さんの目線からいうと、確実に担保されたものではないんですけども、区の考えとして、後続事業を考えているのかどうかというようなところが一つ大きなポイントとなるというところは、複数の事業者からもヒアリングで聞き取っているようなところはございますので、そういった区の工夫についていかがかというようなところも含めて、今年度実施するサウンディング型市場調査の中でもまた改めて確認してまいりたいというふうに考えてございます。

○**板倉委員長** それでは、報告事項1の質疑を終了いたします。

次に、報告事項2「最高裁判所本駒込公邸跡地（本駒込二丁目国有地）の取得に向けた活用案について」の御質疑をお願いいたします。

山本委員。

○**山本委員** ありがとうございます。

一般質問でも言わせていただきました、進捗状況を聞かせていただきましたが、この報告資料にあるように、先ほどの答弁では、おおむね近隣住民の方の理解は得られたようだというところでございまして、非常に御努力に感謝をしております。

この先の、まだ取得はされていないということで、これから取得ということでもございました。実際に進んでいく中で、やっぱりまだまだ実際に建物が整備されて出来上がるまでは、何年もかかるかというふうに思っておりますが、一方では、学校側の関係者の人たちにとってみますと、一日でも早く計画ができればなということで、大きな期待があるところでございます。ここまで、若干取得に向けて時間がかかったのは致し方ないということで理解をしておりますけれども、私も地域でも、私の講演会や、また、いろんな関係者の方に今の現状についてお話をするようなことがあるんですけども、逆に、これ順番というか、あまり勇み足というか、前のめりになり過ぎて、私のほうからも話がまとまりそうだとか行きそうだとかいう話が、尾ひれはひれついて大丈夫だと、もうできそうだというような形になっていっちゃうと、今度また、まだ協議中の方ですとか、まだ100%納得しないけれども、80%ぐらい納得したよということでもいると思って、あまり気持ちを逆なでもいけないなというふうにも思っております、その辺の非常に進め方がデリケートなところですけども、まず1つは、これ意見聴取をやられて、おおむね理解は得られそうだとということで、いろんな条件が出されているんだと思うんですけども、その辺、できる限り意に沿うような形で計画をしていただきたいということは強くお願いをしたいなということでございまして、1つは、これ一旦ここで第1回目の説明会が8月にあったんですけども、これ第2回目以降でやるような計画はあるんでしょうか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 本駒込二丁目の国有地の活用に当たりまして、8月に全体に対する意見交換会ということで説明会をさせていただいて、その中で様々な御意見があったことを受けて、戸別訪問、より丁寧な対応ということで、戸別訪問等の意見聴取を進めてきたというところでございます。

全体へのお話と、一番影響のある方々への戸別への意見聴取というところがある程度まとまっているところではございますので、改めて2回目の住民説明会というようなところは行う予定はないんですけども、いざその設計だとか施設の整備の段階におきましては、住民の方々に御説明する機会もあろうと思っておりますので、そういったところでは、活用方策を決める上での住民説明会ではないですけども、別の形で地域の方々とも関わりながら進めてい

く形になるかなというふうに考えてございます。

○板倉委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。そのような形がいいかなと思います。

それとあと、この話が、いわゆる当該関係者の近隣の昭和小学校においてですけれども、昭和小学校、学校側ですとか、現時点での保護者側ですとか、学校が保護者や説明を聞きたいという方々に対しての説明、その辺、今の話、これまでの経過だとか今の最新情報というのは、どの辺まで情報提供しているのでしょうか、これからしていくのかという、その辺、ちょっと確認したい。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 昭和小学校の方々への御周知というところでございます。

今回、昭和小学校の中にあります在宅サービスセンターが移るに当たりましては、当然、学校運営上の大きな影響がございますので、教育委員会とも連携をしながら進めておりまして、私も直接、教育委員会と共に、こういったプロジェクトを考えていますということで、PTAの皆さんの役員会かな、でお話をさせていただきまして、学校の児童数への対応というようなところは、国有地を使った解決を考えていますというようなところの御説明はさせていただいているところではございます。学校の皆様からすれば、そういったところで解決が図られていくというところに期待をいただいているというようなところでは聞いていますところではございます。

○板倉委員長 山本委員。

○山本委員 よく分かりました。あまり大っぴらにというか、大きく、やれる、できるみたいな話ではなく、段階を踏みながら、丁寧に関係者にも御説明をしているということで、大変理解しました。

といいながら、私、個人的に、実際この話が、取得から、設計から、完成からということで、数年かかるということだと思わんですけれども、実は3年後に昭和小学校の創立100周年を迎えることになるんですけれども、その辺も少し頭の隅に入れて、あまり影響が出ないような形で進めていただければなというのと、移転するしない、工事がなったときに、若干、中で使用する子どもたちが影響が出ると思うので、その辺もちょっと考えながら進めていただきたいなというふうに思っております。

とにかく推移を見守らせていただき、私もあまり先走っていろんなことを聞くと、また語

弊を呼ぶと思うので、とにかく見守りたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 私もこの近隣住民、知り合い、お友達が何人かいるので、そこの方たちにも聞いたんですけども、まず木の問題なんですけど、最高裁官舎のときは、周りはすごく、一帯が背の高い樹木で覆われていて、剪定も年に数回行われて、落ち葉もなく、非常に手入れも行き届いて、その木が保存木のような立派な樹木であって、まるで緑地帯のようだったという、本当にちょっとイメージしていただくと、本当に立派な木でこうあって、中には日本庭園もあったという話も伺っているんですけども、そのようなことで魅了されて、そこに引っ越したという方も結構いらっしゃるんですね。そんな中で、いきなりぱっと切られちゃったんですね。なので、地元住民は本当に残念というか、無念がっているというか、で、あの辺、緑がそんなにないので、余計、近隣にないので、非常に残念がっているんですけども。

今後なんですけれども、一応、公有地なので、都の環境局での緑化条例、緑化計画に当てはまる、250平米以上なので、そこはクリアすると思うんですけど、そのクリアしたからいいというだけではなく、その上を超えて、緑に気を遣っていただきたいというのと、植えただけではなくて、その後の管理、そこをしっかりとやっていただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 私どもも戸別訪問や意見交換会を通じて、もし施設を整備するに当たっては、もともと最高裁の公邸があった際には、立派な日本庭園があったというような話を聞いてございまして、そういった借景を期待して、その地域で住まわっているというような話は伺っているというところでございまして、そういった経緯を踏まえた計画をしてほしいというような御要望は承っているというところでございます。

委員から御紹介のありましたとおり、当然、緑化の基準上の緑化というようなところは、最低限行っていくところではあるんですけども、その中で、今回、活用想定として3つの機能を入れますということで、建物を建てさせていただくんですけども、その目的はしっかりと達成する整備をした上で、その緑化だとか、外構上の工夫というようなところはしっかりと図っていく必要があるかなと思ってございまして、近隣との調和の考え方も非常に重要となってまいりますので、区として、できる検討を今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。その辺は丁寧にやっていただきたいと思います。岡村課長も意見交換会、戸別訪問したというふうに、そのお話を役立てていくというお話なんですけれども、戸別訪問って、72軒も伺ったと聞いているんですけれども、非常に珍しいと思うんですけれども、今まで、こういう区の施設を建てるときに、戸別訪問までして説得したというか、意見を聞いたという例があったのかということと、用地・施設マネジメント担当、今、岡村さん、課長でいらっしゃいますけど、その課ができた。そういう影響なので、より細かくできるようになったのかなという、戸別訪問を行った理由と、あと、今までやったのかということ、あと、今後はどのようなときに戸別訪問するのか、そこは確認させていただきたいと思います。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 戸別訪問につきましては、今回、本国有地の取得に当たりまして、国の協議を行う全段階にあったというところでございまして、区が国から取得をすることと、また、その具体的な個別的な、個別の施設整備も見据えまして、地域の御意見もしっかりと伺いたいというふうに考えまして、全体会に加えて戸別訪問を実施したというところでございます。

全体会の中で、道路環境における懸念だとか、防災上の配慮だとか、あと、先ほど御紹介のあった緑化だとかというようなところの要望だとか、一人一人の方がそれぞれ様々な思いを持っているなというようなところを所管として感じたというところでございます。そのため、施設整備における最も影響のある方々に対しては、より丁寧な説明や疑問点の解消だとか、あと、意見の聴取とか必要だということで、戸別訪問を行うという判断をしたというところでございます。

区では、これまでも施設整備に当たりましては、地域の方々から御理解を得られるように、適宜必要なタイミングで、様々な形式を用いて意見の聴取や周知に努めてきたというところでございまして、戸別訪問というのもこれまでやったことがないわけではないですね、その整備の計画の中で必要があれば、戸別訪問もしてきたというところでございます。

戸別訪問に関しましては、より個別性が高まるというところはございますので、この形式が全てやり方としていいのかどうかというようなところは、個々個別の事業によって判断となってくるのかなというふうに思っております。なので、今回も、全体会と戸別での組合せという形で実施をしているというところもございますので、その時々々の事業計画において、

最適な方法を取っていくということが、今後のやり方なのかなというふうに考えてございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 意見交換会をやったとき、そして、戸別訪問をやったときの皆様の御意見というのを見させていただいたんですけども、意見交換会のときは割と皆さん厳しいことをおっしゃるんですけど、戸別訪問になると寄り添っていらっしゃるんですね。だから、やっぱり非常に効果的だとか、そのような印象を受けました。

それで、実際伺った方もそうですし、意見交換会、戸別訪問で出てくる、とにかく皆さんが心配していらっしゃるのは、道路事情ですね。周辺は道路が狭くて、一通はなくて、見通しも悪い。白山の郷や千駄木などの送迎車の利用もありまして、で、ワゴン車で高齢者が乗降のときには時間もかかりますし、そのときにごみ収集車と遭遇することもあるという。あの地帯は、駕籠町小学校や十中での通学路にもなっていますし、その中でマイカーを持っている方、自転車を持っている方などいろいろいらっしゃるので、多くの方が道路事情を心配されています。

まずは、工事中ですね、工事中だと大型車両が出入りする。実際、解体の工事も大きなクレーン車が入り出したということなんですけど、それで、その道路事情なんですけど、セットバックや引込みなどを考えていらっしゃると思うんですけど、その道路事情について、どのように改善していくか。住民の方たちの不安を取り除くための対応。

それと、北東側ですね、あの角に電柱があって、あれ非常に危険とか、あれどうしていくのかなと。

あと、図面を見させていただいたんですけど、2メートルセットバックするんですね。これは4メートル未満の2項道路の問題なのか、それとも道路事情を踏まえてなのか、ちょっとその辺もお聞かせいただきたいと思います。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 周辺道路の交通環境に関しては、今、御紹介のありましたとおり、様々御意見をいただいております。御賛成いただいている方もそういった道路事情に関しては御心配されているというようなことも伺っておりますので、区としても、今回のこの整備の機会を捉えて、できる対策をしていきたいというふうに思っています。ところでございます。

例えばですね、外構におきまして、歩道状空地というものを設けさせていただくというこ

とも一つ考えているところでございます。施設の中に歩道のようなものを設けさせていただいて、車道と歩道を分離して安全を確保していくということを一つ対策として考えているところでございます。

また、敷地の北東部分に関しましては、車が交差するというようなところではございますので、例えば植栽を低くしたりだとか、交差点の見通しをよくしたりだとかといったところは考えているところでございます。

また、運用上も、周辺環境を踏まえまして、送迎車の運行ルートなどについては、また検討していきたいなというふうには思っております。

電柱のお話も御紹介いただきました。敷地の北東部分に、ちょうど角っこのところに電柱が立っているというところで、それがあると車の交差と、交差する場所に電柱があるというところで、見通しが悪くなっているというところがございますので、その視認性の確保を行いながら、整備をしていきたいというような考えもございますので、敷地北東部分の角の隅切りに加えまして、電柱を敷地内に引き込むということも一つの案として考えながら、それは電柱の設置者とも協議をする必要があると思っておりますけれども、そういったところも踏まえて、検討していきたいと考えているところでございます。

あと、道路の拡幅の部分でございます。前面道路ですね、接している2つの道路がいずれも4メートル未満の2項道路という形になってございますので、それ法定上、施設を整備するに当たってのセットバックが必要となってまいりますので、それは法令上の対応としてするというところでございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 電柱も、お金はかかりますけど、動かせないものではないのでね、そういうのも踏まえて、いろいろ工夫してやっていただきたいと思えます。

あと、日照権の問題なんですけど、一応、建築法上ではもちろんクリアしているとは思いますが、日照権の問題は、特に西側や北側の住宅に迷惑がかからないように配慮していただきたいと思うんですけど、ずっと図を見ていますと、北側の屋根が大きく斜めに削られているんですね。なので、皆さん、周りに配慮しながら、建物を建てていらっしゃる。日照権も、自分のところじゃなくて、周りに配慮しながら建てていらっしゃるのを感じているような場所だなというのを感じました。なので、日照権をクリアしているからいいんだよということじゃなくて、やはり日当たりも配慮していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 日影の問題に関しましても、同様に戸別訪問等を通じて御意見をいただいているようなところでございます。整備に当たりましては、当然のことながら、隣接される住宅の環境に配慮しながら進めていくものとは考えてございますので、今、おっしゃられたように、日影の問題もしっかりと考えながら、施設整備には取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 細かいことをいいますと、工事中の騒音、あと、開設後の防音、窓の位置、景観などありますので、あと、ソーラーパネルも今、つけるか、つけないかはまだはっきりしない段階だとは思いますが、もしつけるようであれば、反射面なども考慮していただきたいと思います。

それと、災害対策なんですけど、あの周辺は避難所が駕籠町小学校になっているんですけども、発災時に駕籠町小学校に行くのは大変だと思いますし、行ってもいっぱいだったら入れないというので、地元でこういう施設ができるのであれば、ぜひ、いざというときの助けになってほしいという、緊急避難所にしてほしいという希望が結構あるんですね。この中に高齢者在宅サービスセンターが入るので、高齢者の福祉避難所にはなるとは思うんですが、それでしたら高齢者しか利用できないので、近隣住民の緊急避難所として使えるでしょうか。

それと、災害用備蓄ですね、それも一定程度は保管してほしいという要望が数多くあるんですけれども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 施設整備後の防災拠点としての活用というところでございます。

それも同様に、様々お話をいただいているところでございます。今、御紹介ありましたとおり、昭和高齢者在宅サービスセンターにつきましては、現在も特別な配慮を要する方を対象とした福祉避難所として指定されておりますので、移転後におきましても引き続き福祉避難所として指定できるように運営事業者のほうには要望していく考えでございます。

基本的には、本国有地のある曙町会の方々に関しましては、町会単位で指定しております駕籠町小学校への避難をお願いするということにはなりますけれども、本地における防災上の利活用というようなところは、施設整備のタイミングで、きちんと検討していくべきものだというふうには考えてございますので、どういった機能が入られるのかというようなど

ころは、防災所管課とも連携しながら、施設計画を検討していく考えでございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 災害対策も考慮しながら進めていただきたいと思います。

それと、先ほど岡村課長のほうから、住民への説明は、機能そのものには説明はしないけれども、一定の段階で住民説明会を開くというお話だったんですけれども、この解体工事のときは、一通の事前通知だけで説明もなく、急に取壊しが始まったそうで、近所の方も始まったときにも困惑と不満で、工事中の騒音も結構気になったそうなんです。平家なんですけど、地下が深くあったということで、そのために陥没など、あと、そのせいもあって、何台もクレーン車が出入りしたということで、解体工事中の近所の方の不満はもうかなり相当だったようです。なので、そんな中で工事を始めるので、やはり説明は丁寧にきめ細かくやっていっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 本プランを検討するに当たりましては、整備所管とも一緒に連携しながら進めているというようなところでございます。今後、実際に施工する段階、その解体も含めて、施工する段階におきましては、当然、近隣の方々への影響というものがありますので、かつて国の施設が解体されたときには、何の連絡もなくされたということで、非常に憤りを感じているということは伺っておりますので、そういった経緯も踏まえまして、きちんと対応するように検討してまいりたいというふうに思います。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 ありがとうございます。意見交換、戸別訪問の資料を見させていただいても、近隣の住民も全く反対しているのではなくて、民間施設ではなく、公的施設が入るので、その辺は安心していらっしゃるんですね。それと、いずれ自分が、または家族が利用するかもしれないので、期待もしているという。なので、文京区民、近隣住民の期待に応えられるように進めていっていただきたいと思います。

それと、意見交換会と戸別訪問の、近隣住民の資料なんですけれども、これ図面もカラーであって、非常に丁寧なんです。それと、想定施設についても、各面積まで記入してあって、全てがいろいろ丁寧なので、もしできたら、私たちに頂く委員会の資料も、もうちょっと丁寧なものが頂けたら、皆さん理解できるかなと思って、これから、岡村課長だけでなく、皆さん課長さんをお願いしていきたいなと思うんですけど。

あと、本駒込二丁目の国有地なんですけれども、昭和小学校が教室不足になる前から、私

たち共産党は、この土地の購入をずっと提案し続けてきました。要望し続けてきました。そして、昭和小学校では、児童数の増加で教室不足になり、校庭に増築棟を造る計画が始まった時点で、その頃ですね、この昭和小学校に併設される文京昭和高齢者在宅サービスセンターがここに移転するという案が出てきたので、これは本当によかったことだと思っています。なので、これからの文京区民のためにも、近隣住民の期待に応えられるためにも、丁寧に進めて行っていただきたいと思います。

以上です。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。山本委員、千田委員のお話にありましたように、住民の御理解をこれからもお願いしていくということと、あとは、緑化についてはぜひお願いしたいというふうに思います。

私も、戸別訪問でいただいた御意見等について確認をさせていただいて、それは民間事業者を買うよりは、区のほうがいいよという話がほとんどでありまして、公園もいいけど、建物が建つのは、確かにちょっと不安なだけけれども、不特定多数の人が入ってくるよりは、区が何か建物を建てたほうが管理上、安全上いいという話は、全体としてそういう流れになっているというのには分かりました。

あと、心配されているのは、交通安全対策についてとか、工事期間中の配慮について等がやはり御心配なのと、もともとの公邸自体は、建物の高さとか緑化とかそういった部分がよかったので、環境的にも、日照の問題とか、千田委員がその話については詳しくしていただいたので、この辺の御不安の部分については、しっかりと解消をして行っていただきたいなというふうに思います。

送迎の車のルートについては、事前に御説明いただいて、ああ、なるほどというふうなルートになっていたのも、それも近隣住民の方に御説明になったと思うんですけども、そういった御不安を感じていらっしゃるのか、あと、ちょっと思いが少し違うところについては、それでも区が買って、民間事業者が買うよりは環境がよくなりますよということについては、御理解いただくように、で、区が買ったとして、何も建てないということはちょっと難しいので、むしろ買わせてもらえなくなっちゃうので、ということをしっかり御説明いただいて、近隣住民の御理解を得て行っていただきたいなというふうに思います。

それでなんですけれども、この財源についてなんですけど、これを買うんですよね、15億5,000万というふうに伺っているんですけども、昨年の12月に日銀の政策金利が0.75%に

引き上がっていますので、そういったことを考えると、こういったものをなるべく早めを買っておくというのは必要なことかなというふうに思っております。

総合戦略の中で、一応、区債残高の目安とか、それから基金残高の目安というものがあって、それが少しずれているというのは理解しているんですけども、年内にももしかしたらまた金利が上がるかもしれない。取りあえず1月は据置きだけでも、また年内に上がるかもしれないというのは、報道でもかなり言われているところがございますので、その辺についてはどういう方向性で考えているのか。

あと、財調についても、今年度のフレームが出ましたけれども、全体で810億ということで、文京区の当初予算でも、結構強気に、特別交付金が例えば40億円って結構強気を出しているんで、この中になのか、これプラスアルファなのかで、やはり財源というのも見通しを立てていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

あとは、資金調達の方法としては、住民参加型市場公募債というのも前から言っていて、これはどちらかというと、この本駒込二丁目よりは、湯島総合センターか、小石川図書館のほうがいいと思うんですけども、そういった様々な資金調達の手法について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 本国有地につきましては、取得ということで、国のほうから購入する予算を来年度当初予算で計上しているというところがございます。実際に金利上昇などの影響というところもございますし、当初予算の編成時から購入に至るまで一定の期間もありますので、そういったところで状況は色々変わるかなと思ってございますけれども、来年度の国との見積り合わせの中で正式に額としては決定していくというところがございます。

当然、財源の問題はございます。この取得費用に関しましては、8年度の当初予算の中でしっかりと組まれているものではございますので、財源の裏づけがある中で、予算としては当然組まれているということではございますので、そういう意味では、購入費用につきましては、財源の裏づけがあるというところがございます。

ただ、御紹介のあった財調の算定ですね、特別交付金が算定できるのかどうかといったところは、本プロジェクトも含めて、色々可能性としては当たっていく必要があるのかなというふうには考えてございますので、そのあたり財政所管課とも協議をしながら、進めていく必要があるかなというふうに考えてございます。

○板倉委員長 進財政課長。

○進財政課長 住民参加型予算につきましては、対象物件について、どれぐらいの規模になるか、そういったところをちょっと勘案したいと思います。実際にある程度の大きな資金調達が必要にならないと、区民にとっても販売の口数の影響もありますし、あと、利率の問題もありますけれども、ただ、いずれにしても、いいことは、結局、銀行とかそういったところに利率分を払うよりも、やっぱり区民に還元するという点が一番大きなメリットと考えておりますので、そこは一応いろんな施設の整備の状況も考えながら、検討していきたいと考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。財源については、そのように、もちろん今は確保されているけれども、さらにその財源を取りにいくという、補填分を、補填されるように少しでも取りに行っていただくということで理解いたしました。

また、住民参加型市場公募債については、ここではないかもしれないけれども、今後、検討していただくということが分かりましたので、結構です。

この入る施設については、これまでも議論してまいりましたけれども、例えば障害のある方の施設として、グループホームとか生活介護とかショートステイ、放課後等デイサービスとか様々ありますけれども、こちらのほう、今、いろいろ整備を進めているところでございますけれども、充足状況というのはいかがでございましょうか。

本駒込二丁目国有地における整備によって、もちろん一定よくなるものも、放課後等デイについてはよくなると思うんですけれども、需要も高まっていることかと思っておりますので、今後さらに計画が、来年つくりますよね、障害者（児）計画を、その中でさらに整備を進めていくような方向性、拡充をしていかなければならないというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

例えば、先日、大塚四丁目の仮校舎の整備方針が出ているんですけれども、必要諸室の中で、その他行政機能を入れたみたいなのも入っていました。ここがそうかと言われればちょっと違うような気もしているんですけれども、その近くに槐の跡地も出てきて、そこに病児保育をやるという話が出ていましたけれども、そこはちょっと奥まっているよという話を11月にしたところでもございました。そこをむしろその他行政機能のところを持ってきて、例えば大塚四丁目でも培ってきた障害者の方へのすごい理解のある地域柄というのを生かした施設整備みたいなものが今後可能なんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがで

しょうか。

○板倉委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 今、上田委員のほうから御指摘ありましたとおり、区としましては、様々な障害福祉サービスの中でも、特にグループホーム、生活介護、短期入所、放課後等デイサービス等につきましては、ニーズが多いというふうに認識をしております。

公有地を活用した整備につきましては、旧アカデミー向丘跡地のほうで既に整備のほうを進めているグループホームの新設と生活介護の定員拡充、また、湯島総合センターの建て替えにおいて、短期入所のほうの新設というところを進めているところでございます。

また、大塚四丁目の障害者施設の敷地につきましても、グループホームと、あと短期入所ということで、地域の皆様に既に御説明をし、検討を進めているところでございます。

今回、本駒込の国有地につきましては、いわゆる活用できる面積等を考慮しまして、ニーズの高い放課後等デイサービスのほうを整備するというような形にしているところでございます。

また、今年度、障害者（児）実態・意向調査のほうを実施しておりますので、その分析のほうをしっかりとすることで、来年度の障害者（児）計画の策定、そういったところで、地域のニーズに基づいた施設整備というのをさらに進めていきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 大塚四丁目の障害者施設等々の資産の活用方法というところでございます。

たまたま同時期に、槐の会の跡地だとか、あと購入した民有地だとか、あと東邦音大、今、区有地となっておりますけれども、大塚四丁目の区有地ということで、幾つか選べるような環境になっているというようなところもありまして、様々議論はあるのかなというふうに思っております。

施設の特性といたしまして、槐の会の跡地の障害者施設に関しましては、福祉と児童の施設というところもございまして、上田委員おっしゃられるように、場所の分かりやすさというところですね、施設の特性から鑑みると、場所の分かりやすさというところも一つポイントとしてなってくるのかなとは思っております。

一方で、大塚四丁目の区有地、東邦音大の跡地になる、現在は音大ですけれども、その場所につきましては、もともと取得した目的として、区立学校の改築工事期間中の代替用地

ということで、目的をもって取得した不動産というふうになってございますので、基本的には、仮校舎の建設に向けた検討が進められていくというふうには認識してございますけれども、限られたスペースの中で、防災関連機能のほか、その他行政機能ということで、導入可能性というようなところは、今現状のところではまだ未知数というところでございます。ただ、そのこの部分の導入機能につきましては、今後とも教育委員会とも、どのような施設機能を入れるべきかというようなところについては、協議を続けていきたいという考えではございますけれども、現状のところは、大塚四丁目の障害者施設の跡地の活用につきましては、さきに御報告した内容となっているところでございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。本駒込二丁目国有地に放課後等デイサービスができるということで、先ほどおっしゃられた地域ニーズが、一定、改善に寄与するということがよく分かりましたし、そのほかの施設についても、来年度の計画に合わせて、今年やったニーズ調査に基づいて、計画を立てていくということが分かりました。

また、大塚四丁目エリアの最適な配置についても、公共施設の、いま一度考えていただきたいということを改めて申し上げ、さらに本駒込二丁目国有地については、先ほどから区長も御答弁いただいているように、外構の緑化とか歩道状空地とか交通の問題とか住民理解とかということをしつかりとやっていただくということを改めてお願い申し上げます、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○板倉委員長 松丸委員。

○松丸委員 今、上田委員もいろんな話があった中で、特に障害児のあれが、今回、放課後等デイサービスの事業所ということで、この活用案の中には入っているわけなんですけれども、今回、代表質問でもさせていただいた、障害児のいわゆる18歳の壁、これはやっぱり非常に大きな喫緊の課題でもあるし、区も一歩踏み出して、そういった費用的な部分で事業者に対する支援をしていくということでもありますので、今、聞いた中でも、結構幾つかいろんな障害者施設が今後できるわけなので、ぜひそういった中で、こういった今のうちの区の課題でもあると同時に、これ国の大きな課題でもあるのでね、障害児の18歳の壁というのは。そういうものをやはり文京区が先駆的に、こういう新しい土地を取得する中で、しっかりと取り組んでいていただきたいというふうに、この活用方法を聞いて思いましたので、ぜひぜひお願いしたいというふうに思います。これは要望としてお願いしたいというふうに思います。

○板倉委員長 ほかには。

山田委員、副委員長、いいですか。はい。

それでは、報告事項2を終了いたします。

続きまして、報告事項3「脱炭素化に向けた区有施設整備ガイドライン（案）について」の御質疑をお願いいたします。

ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。

この段炭素化に向けたガイドラインということで、1万平米以上の区有施設で、ZEB Readyを目指すということで、事前にも伺ったんですけども、この費用的なところで、ZEB Readyを目指すことによって、費用も当然多くかかって、時間もかかると思うんですけども、そのあたり費用と工期に関してどういう想定を今されているのかって、施設によってまちまちだと思うんですけども、大まかにどのぐらい見ているのかというのがあれば教えてください。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 ZEB化を進めることによって、その費用、一定上昇するところではございます。ZEBの実現のためには、従前の工事費に対しまして約10%程度の上乗せになるというふうに言われているところでございます。ただ一方で、省エネ性能が向上してまいりますので、例えば延べ床面積1万平米程度の事務所ビルで、ZEB Readyを達成した場合には、大体、その省エネ効果として、光熱水費が40から50%削減できるというところではございますので、建築費としては一定上がるんですけども、長期的に見れば省エネにもつながってくるというような試算、これは国のほうの試算ですけども、出されているというところでございます。

工期に関しましては、入れる設備などの変更はございますけれども、大きくは変わらないのではないかなと思っているところでございます。ちょっとここは定かではございませんけれども、大きくは変わらないのではないかなというふうに考えているところでございます。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。予算に関しては多くかかるけど、後で回収が可能ということで、分かりました。

で、やっぱり工期もかかるので、更新も時間がかかって、計画がどんどん後ろに後ろに押されていっちゃうんじゃないかなと思ったんですけども、そこまで影響はなさそうだとい

うことだったので、それも大丈夫なんですけれども。

あとは、ZEB化を進めると、施設の管理のコストがかかると思うんですね。以前、建設委員会で、ZEB認証を取っている愛媛の、品田先生が行きたいとおっしゃっていたゼロエネルギーホテルですか、ZEB認証を取っているホテルに行ってみせていただいたんです。そこはもうゼロエネルギーの施設なんですけど、お話を伺って、やっぱり設備管理が結構専門的になるので、コストがかかるというのと、ホテルなので、区有施設も一緒ですけど、稼働率によって、ZEBの基準の達成できるかできないかというのが、使う人によってエネルギーというのは変わるので、かなり変わってくところは結構難しいという話で、多分、区でこれから建てていってZEB Readyを目指すのは、利用率、大分、時期とかによって変わってくると思うので、そのあたりをどういうふうに想定されているのか、もしあれば教えてください。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 今、ほかり委員から御紹介のありましたとおり、施設の稼働率といいますかね、その使用の用途によってZEBが達成できるかどうかというようなところは、非常にポイントとなってまいります。やっぱりフル稼働しているところ、エネルギー消費量の多いような施設につきましては、ZEBの達成が難しい施設というふうには一般的には言われておるところでございます。

当然、建物全体もゼロエネルギー化していくというところは、非常にハードルが高いところはございまして、そういったところも鑑みまして、今回、省エネルギー化を50%ということで、ZEB Readyということで、そこは現実的な落としどころとして目指したというところでございます。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。よく分かりました。

で、これガイドラインの案にも書いてあるんですけど、水準の達成が困難になった場合は、可能な限り向上に努めると書いてあるので、そこはそれは大丈夫なんですけれども、施設を造るに当たって、施設の設備とか利便性がもちろん大事なんですけど、環境性能ありきになって、設備の充実というか、利便性が疎かになってしまわないかというのをちょっと心配しているので、そこはぜひ御配慮いただきながら進めていただければと思います。

以上です。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 施設の整備に当たりましては、まずはその施設がきちっと行政目的に照らしてしっかりと達成できるということが大前提となってまいりまして、それを達成した上で、ZEB化についても並行して考えていくという考えでございます。

今回、チェックリストを設けまして、施設の整備に当たっては、検討する事項として掲げさせていただいているところですが、これを達成するために、例えば部屋が狭くなるだとか、そういったところは本末転倒になりますので、そういったところは、施設の整備に当たって、きちんと確認をするものではあるけれども、必須ではないというところがございますので、そのあたりはきちんと整備の中では検討していきたいというところがございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

今回、このように脱炭素化に向けた区有施設の整備ガイドライン、非常に分かりやすいですし、区の方向性というものがはっきり示されたなということで、大変ありがたいなというふうに思っております。

質問、幾つかありますが、まず、3ページのところで、脱炭素化のチェックリストというところを見ると、あ、こういうことをやるのねということが非常にここよく分かりやすくまとまっています。先ほどほかり委員のほうからも、こういったことを整備していく上では、初期費用かかりますよねという質問がありました。もちろんランニングコストもかかっていくわけですが、御答弁にもあって、その辺のところは、先ほどの御答弁で聞いたんですけど、私、やっぱりちょっと気になるのは、文京区の人口って、今、増えてはおります。そういった意味でも、区の歳入規模というのは、非常に大きく年々増えているところにもあるので、こうした設備投資ということに今、力を入れていくということは、理にかなっているのか、賛成ではあるんですが、今後、例えば区民の人口が減ってきたとか、そうなったときも大丈夫なのかという質問も変なんですけれども、その辺の人口動態というの、それをどう捉えているのかな、あと、稼働率も話もありましたし、その辺をちょっとお聞きしたい。

それからあと、今、ここにあるのは、こういったものを整備しますという具体的な手法例も含めて書いてあるわけですが、今後これを数値として、数値目標というものを掲げていくのか、いってほしいな。というのは、国は、2030年には、2013年度から温室効果ガスを46%削減するという目標がある。といった中で、では区はどのぐらいを目指しているのかというのを、やはり数値をもって把握していくべきであるというふうに思います。だから、その辺

のあたりをどう考えていくのかなと。

あともう一つ、この表の中で、再生可能エネルギーのところを見ると、それ以外のところは省エネ、省エネのことが書かれているんですけども、例えば災害が起きた時、その建物が事業が継続できるのかとか、これ脱炭素からはちょっと外れるのかな、停電の際の電源の確保という意味で、蓄電とかそういう観点では、どう整備されていくのかなという点も少し気になりました。

で、岩井で今、発電して、それを送電しているじゃないですか。その発電の送電というのは、やはり今、まだ技術的にも送電料がすごい高いというふうにも言われている。でも、では今後、その辺のところも含めて、それも再生可能エネルギーを使っているわけなので、そういった脱炭素化といううちの一つの手法だと思うんですけども、その辺のあたりも含めて考えてほしいとか、あと、雨水を貯めておくところとか、そういった利用のことも、こういった中に盛り込んでいくのかなというようなところが、ちょっと疑問になったので、まずはその辺のあたりをお答えください。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 公共施設の整備の全体のまず御質問をいただいたところでございます。

公共施設等総合管理計画におきまして、基本的な方針としてございますけれども、行政需要に応じまして、機能集約の推進方針だとかということで立ててございまして、効率的な行財政運営を行っていくということが計画の中でもきちんと書かれているというところでございます。

今後、中長期的な視点におきましては、行政需要や人口動態については、変遷していくということが当然考えられますので、様々な用途に供されております公共施設の活用については、柔軟な発想を持ちながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えてございまして、そのための一つのツールとして、来年度から稼働します公共施設マネジメントシステムも活用した分析だとかいうところも取り組みながら、進めまいりたいというところでございます。

あと、再生可能エネルギーのところでございますけれども、一つ災害利用というところも可能ではないかというところで御指摘をいただいているところでございます。まず、蓄電池のところでございますけれども、今回は整備基準の中で蓄電池の導入というようなところは記載はしていないところではございますけれども、今後、ガイドラインを運用するに当たっ

て、事務要領というものを内部にはつくっていききたいなと思ってございまして、その中で、地域防災計画の中で蓄電池の活用、設置の推進というようなところも書かれているような部分もございまして、そういった内部向けの事務要領の中では、その蓄電池の導入の検討というようなところも一つ紹介していききたいなというふうに思っているところでございます。そういったところで、災害での活用というところも踏まえながら、公共施設の整備については進めてまいりたいというところでございます。

○板倉委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 先ほど山田委員からちょっとお話ありました。国のほうでは、多分、46%削減というお話がちょっと出ていたのが、文京区の場合は、2030年までに56%削減という目標は立てておりますので、国よりも野心的な目標を現在立てているところでございます。

それで、今回は公共施設ですので、計画では、いわゆる実行計画のほうに該当するところでございますが、2030年までにゼロカーボンオフィスを目指していこうという考えで現在進めているところです。

御質問のありました、先ほど災害時にどういうふうに電源確保ですとかというところがあつたかと思いますが、今現在では非常用電源というものをしっかり確保してございまして、基本的にはそれを使って3日分ぐらいは電源確保となりますけれども、今後、このガイドライン策定に当たりまして、当然、蓄電池の可能性についても検討した状況でございます。

ただ、蓄電池だけというものではなく、いわゆる太陽光発電設備との、割とセットで考えるところもございまして、なかなか、屋根の使用状況を踏まえて、進めにくいところもありますので、施設整備部門と協議をしながら、こういった災害時の対応のことについても検討していきたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。災害を例に挙げましたけれど、やはり蓄電というその観点も、再生可能エネルギーを使うということで、脱炭素化という意味なので、こういったガイドラインにもしっかりと明記していくことも必要なのではないかなというふうに思いましたので、質問させていただきました。

それからあと、木材のところ、木材利用推進方針案のところを見させていただくと、木材の利用を推進しましょうというふうになっていて、途中のところ、区と交流・連携のある自治体を産地とする木材、または多摩産材を優先的に活用というふうに書いてある。国内木材。

でも、この最後のほうを見ていくと、最後の2行ですね、ZEB化や省エネ化に加え、国産木材の利用可否について、環境政策課と協議し、国産木材の利用を進めるとなっている。ちょっと私、「うん？」と思ったのは、国産木材を使っていこうというふうに推進をするけれども、利用の可否があるんだということ。いや、それは当然だと思うんですね。多分、これ木材利用は、もちろん輸入木材も含めてということの推進だと思うんです。それはそれでいいんですが、実際問題、ここでは国産の木材とか多摩産材というふうには言っていますが、国産の木材は、やはりコストも高いし、それからあと供給が追いつくのかなとかという心配もある。だから、そういった面では、輸入木材が使われるケースも多いとは思いますが、その辺の割合というんですかね、実際にはどの程度、国産木材の利用を進めるとはあるけれども、その辺のあたりをどう考えているのかなというところがちょっと気になりましたので、教えてください。

○板倉委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 どれぐらい今後使っていくのかという御質問かと思いますが、もちろん設計の段階、その前に検討の段階で、可能な限り国産木材を使っていたきたいという趣旨は、以前から森林環境譲与税の活用という観点では進めてきているかと考えてございます。ただ、工事の進捗とかもございまして、一定、毎年度どれぐらいというような指標を現時点ではちょっと持つことができないかと思いますが、定期的な活用が図れるようなところになりましたらば、可能な限りの手数料的なところも考えていきたいというふうに考えてございます。現時点では、使える公共施設のところで使っていただけるようにということで、環境政策課でも後押しをしていきたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。可能な限りということで、可能な限り取り組んでいただけるのかなというふうに解釈しました。

それと、この木材のところ、(3)の木材利用のPR及び普及の推進のところに書かれていることで、区民等に対し、その木材利用の意義ですね、啓発及び普及の推進に努めるとあるけれども、これ具体的にどういうふうに行っていくのかなというのと、あと、国・関係自治体等との連携を緊密にする。これ連携というのは、どういう連携を言っているのかなというのと、それともう一つ、公共建築物における木材利用が推進される情報の提供、この情報の提供というのはどういう提供を言っているのかなと、この3点もお聞きしたいです。

○板倉委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 まず、区民への周知という観点では、区の施設で木材を使っているというところの周知もごさいますが、国のほうでは、10月8日がまず木材利用の促進の日、そして10月がその月間になっているということでごさいますので、そういった機会を捉えて周知をしていこうというふうに考えてごさいます。

また、国や都との、関係自治体との連携のところですけども、いわゆる国の動きですとか、中には補助金制度とかもごさいますので、その活用なんかもできるかできないかも含めて、区とのやり取りをしていきたいというふうに考えてごさいます。

また、その情報の提供でごさいますが、基本的には、区のホームページを通じて、活用事例などを示していきたいというふうに考えているという状況でごさいます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。区民への啓発・普及というところは、その木材利用のそういう、10月8日とおっしゃられたけど、何もそういうときだけではなく、例えばですけど、その公共施設のそれぞれのところに、この公共施設はこういったところに木材を使っていますという、そういうコーナーがあってもいいですし、何か折に触れて、広報でもそういったことをアピールしていてもいいのではないのかなというふうに思いますので、それをつけさせていただきます。

それと、ちょっと今のに似たような質問ですけど、この脱炭素化の取組そのものを、今回こうやって公共施設を整備していくんだよということを区民にはどうやって知らせていくのか。何か広報、区報「ぶんきょう」でそういったことを知らせていくのかというところ、それは今も言ったように、区民にも脱炭素化に取り組むということの大切さの意識をやっぱり啓発することにもなると思うんですね、区が率先してやっていくということで。だから、それをどういうふうに考えているのか。

あと、先ほどもちょっと触れましたけど、区民に向けて、その成果や効果というのをどうやってこれから公表していくのかなという点を聞きたいと思います。

それと、時間になっちゃうので、質問だけ、あと最後1つだけしちやいます。

先ほど湯島総合センターのところで、区内事業者へのいろんな各委員からの御提案というか、意見があったと思います。御答弁にも、参画の配慮をしていくつもりですと言いました。それは私からもお願いしたいですし、今回、こうやった脱炭素化に向けた区有施設整備のガイドラインというのが出来上がったことで、区の方向性がしっかり分かったわけですけども、脱炭素化に向けた、こういった施設整備をやっていくんだよと、これについての説明を

する機会というのも、やはり区内事業者さん、特にこれまでも公共施設に関わっている事業者さんには、やはり前もってこういった情報は提供してほしいなというふうに思っておりますので、そのあたりしっかりやっていただきたいなというふうに思っております。質問はそれです。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 こういったガイドラインをつくっていることに関する広報というところでございます。

区有施設の整備のガイドラインというところで、あくまでも区役所向けといいますか、ゼロカーボンオフィスを達成する上で、区役所の仕事のやり方といいますかね、整備の進め方として、内部向けの基準として、ガイドラインとして設定したところでございますけれども、こういった取組をしているというところをしっかりと皆様にお示ししたいという考えで、今回、御報告をしたというところでございます。

こういったガイドラインとして、区の姿勢として、脱炭素化については進めていくというところは、きちんと今後広報をしていく必要があるかなというふうには考えてございますので、区報に載せるかどうかというのは、その手段は今後の検討にはなりますけれども、こういった取組、姿勢については、今後、周知啓発をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○板倉委員長 よろしいですか。

（「区内事業者さんにも説明をしていただきたい……」という人あり）

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 この広報の流れの中で、区内の事業者さんにもきちんと周知をする必要があるかなと思っております。そういう説明会のようなものは行うことは考えてはおりませんが、説明会は特には考えてはございませんけれども、こういった取組をしているというようなところは、様々な手段を講じながら、周知はしてみたいというふうに考えているところでございます。

○板倉委員長 若干早いですが、休憩に入ります。午後は1時から再開したいと思います。

午後 0時00分 休憩

午後 0時59分 再開

○板倉委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項3ですが、岡村課長が答弁漏れがあるということで、お願いいたします。

岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 午前中の山田委員からの御質問の中で、脱炭素化のガイドラインについて、工事事業者へもしっかりと説明すべきではないかというような御指摘をいただいておりますけれども、ちょっと私のほうの答弁の言葉足らずであったかなというふうに思いますので、ちょっと補足をさせていただければと思います。

脱炭素化のガイドラインにつきましては、今後の区の施設整備に当たっての基準となりますので、事業者への周知というのも重要なポイントになるというふうに認識してございます。ガイドラインの策定後は、内部的な基準ではあるものの、区のホームページ等におきまして、脱炭素化の取組として紹介してまいる考えでございますし、また、今後、事業者の公募を行うに当たりましては、設計や施設整備上の仕様に本ガイドラインの基準を盛り込んでいく考えでございますので、事業者への理解促進も図りながら進めてまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

まず初めに、脱炭素化に向けた区有施設整備ガイドラインと公共施設マネジメントシステムの連動について、伺いたいというふうに思います。

先ほどからランニングコストに関するお話が出ていたかというふうに思います。近年、建設費用もちろんですけれども、工事費用もそうですけれども、電気料金等も上昇していることは御存じのとおりかと思えます。やはりこのZEB基準で整備を進めていくことによって、光熱費の削減効果というものが見込まれますので、ライフサイクルコストで回収できる期間というものも一定程度計算できるのではないかというふうに思うんですが、その辺を公共施設マネジメントシステムで明示化することができるのかということをお聞きしたいと思います。工事費もそうですし、あと、電気代の問題もありますので、むしろ整備を先送りすることによって、将来的にコスト増というか、機会損失になり得るというふうに思いますと、一定前倒しの整備というものも必要なのではというふうに思うんですけれども、その辺の公共施設マネジメントとの連動について、伺いたいと思います。

それから、4ページのチェックリストなんですけれども、この原則導入というのがありますね、黒丸がね。これがどういう基準なのかというのはちょっと分からなくて、というのも、特に私が先ほどから言っている、その電気代の話から言うと、やっぱり断熱化とかがって重要

だと思っんですね。ガラスと、あとサッシですね、アルミサッシは特に熱伝導率が高く、非常に断熱効果を弱めているので、樹脂サッシへの変更もしくは木製のサッシへの変更が効果があるというふうに言われております。そういうことから考えると、これが黒丸なのというのは一体どういうことなのかなというのは気になっていて、この辺はどういうおつもりで策定をされているのかということをお聞きしたいと思います。

あとは、4ページのチェックリストにもありますし、用語集であれば6ページなんですけれども、ビル・エネルギー管理システムのところですね。この管理というのは、どういうふうに行っていくのか。専門人材を育成するのか、それとも外部委託の方針なのかなということをもう少し分かりやすくお聞かせいただきたいと思います。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 今回の脱炭素化のガイドラインと公共施設マネジメントシステムとの連動というところがございますけれども、公共施設マネジメントシステムの管理項目といたしまして、脱炭素化の取組に関します環境配慮の技術の対応の状況だとかといったところは、システムの中できちんと管理していく考えで、その部分は、今回のシステムの導入に当たっても特に管理をしてほしいということで、区のほうから要望して入れているというところがございます。

あと、ライフサイクルコストの検証というものも今後必要になってまいりますので、このシステムの中で運営コストですね、光熱水費や各所管課で行った修繕費などのランニングコストにつきましても、この管理項目として持っておりますので、今後の分析に使える情報としては、網羅的に把握していくという認識でございますので、今回、この脱炭素化を進めながら、そういったところの検証も進めていくことができるのかなというふうに考えているところでございます。

あと、ガイドライン上のチェックリストのお話です。

導入検討のところ、黒丸、白丸ということで、黒丸が、原則導入を前提として検討する。白丸が、施設特性に応じて導入することを検討する項目ということで、若干濃淡をつけているというところがございます。

様々、東京都やその他の自治体でのこのチェックリストを作っているようなところも研究してまいりまして、この策定に当たって、整備の所管とも一つチームを組んで検討してきたところですが、技術的に検討がしやすいものとしにくいものというところがございますので、そういったところで若干濃淡をつけさせていただいたというところがございます。

先ほど委員のほうから御紹介がありました樹脂サッシに関しましては、断熱化という部分ではZEB Readyを達成する上で非常に重要なポイントになってまいりますので、複層ガラス、気密サッシ、樹脂サッシ等につきましては、原則的には導入を進めるという前提で考えていきたいというところでございます。

あともう一つ、BEMSにつきまして御質問をいただいたところでございます。

ビル・エネルギー・マネジメント・システムというところで、BEMSでございますけれども、こちらは、それを導入する施設の特性に応じて検証するものになってございまして、これでビル管理のシステムになっておりまして、部屋の使い方だとかによって、こっちの部屋は使っているから空調を強めにしようとか、こちらは使っていないので空調を弱めようとかというのを自動制御するような仕組みになるんですけれども、そういうような仕組みになってまいりますので、基本的には、そういう複合的な様々な用途で使われているような大きな施設であれば、一定の費用をかけて、このBEMSを導入する意義もあるのかなというふうには考えているところですが、どこでも入れればいいというものではございませんので、こちら管理項目としては白丸としているところでございます。

分析に当たっては、区のほうで直接的には分析するのは難しいかなというふうに思いますので、何かこちらのBEMSのデータを使って分析をする場合には、事業委託になるのかなというふうに思っているところでございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。すごい心配していた、この原則導入というのが、原則だからやってもらえないんじゃないかとかというのがちょっと心配だったんですけれども、基本的にやるということによろしいんでしょうか、黒丸は。あ、よかった、ということであります。

先ほどおっしゃったように、公共施設マネジメントシステムと連動していただけるということなので、そのコストが明確になれば、それこそ工事の優先順位というものも、改修の優先順位が非常に明確になるというふうに思いますので、そちらを参考にしながら、効率的に行っていただきたいと思いますし、また、例えば補助金があるものもないものもあると思うんですけれども、財調算定されるものもあると思いますので、取れる財源を取っていく、特定財源もですけれども、財調みたいに一般財源でも取れるところを取っていくということをお願いしたいというふうに思います。

それから、木材利用についてですけれども、こちらについては、都の補助金を取ったほう

がたくさん事業が行えるものとか、いろいろあると思うんですね。やっぱり補助金がどうい
うものがあるのかということ、あと、基金が幾ら貯まっているのかということを考えながら、
活用とか、基金以外でも一般財源から使っても、木材利用とかを推進していくこともいいこ
とかなというふうに思うんですけども、とにかく効率的にこの基金を活用しながら、木材
をより、区民の方に税金取られているからこんなふうに活用されていますということをお知
らせできるようにPRしていただきたいと思うんですけども、先ほど山田委員のほ
うから、区報による広報についてお話があって、確かに令和7年の12月時点での広報メデ
アの区民調査によれば、区報が区民への到達度は圧倒的ではあるのですが、さっきまたま
20代のインターン生に話を聞いたら、区報は見ないと。やっぱり年齢層とかもありますし、
区政への関心度とかも違うので、やはり年代別のクロスの広報が必要ということが分かる
と思います。

実際に、私、交通安全協議会のほうで、最近、若いお母さんたちに子どもたちへの交通安
全啓発のために、広報戦略課がショート動画とかインスタとかすごい頑張っているから、そ
ういうのをやったほうがいいんじゃないですかと言ったら、今回、自転車の安全利用に関す
る動画を作成していただけたという話になっているんですけども、それと同じように、木
材利用に関しても、インスタとか、私は使ったことないんですけど、ティックトックとかで
広報してもらえると、親しみやすいとかリーチするとかというようなお話もお聞きしまし
たので、そういったのも検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 ありがとうございます。今の周知に関しましては、確かに先ほど申し上
げたとおり、10月の木材の日というのが法律で定めた日なんですけれども、そういったこと
も踏まえまして、区報だけではなく、ターゲットをにらんで、どんな媒体で周知するのがい
いかについては、広報戦略課と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 あと、木材利用の話だけではなくて、CO₂の吸収に関しては、木材利用も、あ
と、協定自治体とのカーボンオフセットとかいろんな方法があったというふうに思うんです
けれども、これも聞いて、最近、CO₂吸収型自動販売機とかというのがあるそうなんです
ね。アサヒがやっているらしいんですけども、例えば、それがいいとかというよりも、そ
ういう何らかのCO₂吸収技術みたいなものを、広報として導入していくというのは、カー
ボンオフセットで買うという方法もあるけれども、見える形で区民にこうやって、緑化はで

きる範囲でやるとしても、それ以外の方法でも頑張っていますということをアピールする方法として、今後検討できるんじゃないかなと思ったりいたします。

例えば区役所の、区役所だけではなくて、区有施設の自動販売機、今、アルミ缶になっていますよね、ペットボトルじゃなくて。そういったような方法で、これを調達するに当たって、いろいろな観点から環境に配慮した調達、契約をされてはどうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

また、同様に、最近話題になっているブルーカーボンですけれども、文京区の中高生の居場所、AQUABASEを置かせてもらっているイノカさんがいますよね、株式会社のイノカさんがブルーカーボンの普及に取り組んでいらっしゃるって、何かブルーフォレスト事業みたい、そういう何かこう水槽の中にCO₂を吸収する森をつくるとか、そういうのを環境教育で子どもに見せたりとか、そういうことをなさっているらしいので、そういった区内にある事業者さんとかで、協力していただければいい方たちに、環境への啓発につながるような、そういったものを展示したりとか、そういった事業もぜひ展開していただければなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 私も、CO₂を吸収する自動販売機ということでは、ちょっと見たことがございますけれども、確かに区の施設の中に1件自販機を置いております。機関ごとに、いわゆる置いていただくための要件とかを定めておりますので、これは関係所管課のほうと、今後導入していく中で、こういった機器の導入が、一般的に可能なのかですとか、公平性の観点も踏まえまして、これは協議をしてみたいと考えてございます。

また、ブルーカーボンということで、新しい技術がどんどん出てきているところかと思いますが、様々なところで、CO₂の吸収という観点では、環境への啓発には非常に資するところがあると思ってございます。

今後、我々のほうで、毎年度、環境に関するイベントを実施しておりますので、そういったところで啓発につながるようなところがあれば、今後、事業者さんと協議して展開してみたいというふうに考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 最後に、一言。これは私たちの会派でも、やはりペロブスカイトによる電気をつくるというのは、もっと増やしてほしいという話を予算要望に入れさせていただいております。これからやっていくいろんな太陽光パネルとかも、屋根を改修しないと設置でき

ないようなものではなくて、できればもっと軽量化された最新のものなどを、都のモデル事業などを活用しながら行っていただきたいというふうに思います。

以上です、ありがとうございました。

○板倉委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 以前から御要望いただいておりますペロブスカイト太陽電池の導入というところでございますが、我々の区のいわゆる実行計画の中でも導入検討ということでは入れさせていただいております。

技術につきましては、各事業者さんの開発状況をちょっと確認しているところでございますので、当然、まだまだ課題とか、あと、商用化されるまでにまだ数年かかるですとか、そういうところも確認しておりますので、そういう状況を見ながら、導入できるところを一つでも見ていきたいと考えておまして、関係所管課と協議をしながら、できるところからというふうに考えてございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 すみません、ありがとうございます。

脱炭素化に向けた区有施設整備ガイドラインを新たに策定されるということで、このようなガイドラインの策定は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティを目指すことを表明している文京区においても、非常に重要な取組であると考えております。なので、策定、そして施行後は、その内容を実現できるようにしっかりと取り組んでいただければと思っております。

ちょっと今、上田委員も質問していたところと少しかぶるので、ちょっと言い方も変えようと思っているんですけども、4ページにある再エネの有効活用、再生可能エネルギーという項目部分についてなんですけれども、自民党はエネルギー政策として、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら導入を進めることを政権公約に掲げております。

再生可能エネルギーには、太陽光発電だったり、先ほどちょっと出てきていたペロブスカイト太陽電池、そして洋上風力発電とか地熱発電等、注目されている技術が多数ございます。本ガイドラインには、太陽光発電が再生可能エネルギーとして記載されておりますけれども、今後は、先ほどからも、ちょっと計画にも入れていただきたいんですけども、述べられておられましたペロブスカイト太陽電池等、注目されている技術が実用化して市場に出回るようになった場合には、それらの技術も活用していただいて、より効率的に再生可能エネルギー

一の有効活用をしていただきたいと思いますので、このガイドラインというのは、今後、何年かごとに見直すとか、そういった内容の精査というものは、今後どのような感じで行っていかれるつもりなのかというところを教えてください。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 ペロブスカイト太陽電池との再生可能エネルギーとガイドラインの見直しというところがございますけれども、先ほど環境政策課長のほうからも御答弁のほうがありましたとおり、地球温暖化対策実行計画の事務事業編におきましては、新技術の導入といたしまして、ペロブスカイト太陽電池の活用の検討を示しているというところがございます。

ただ一方で、ペロブスカイト太陽電池につきましては、社会実装に向けた実証実験中というようなところもございまして、その段階にございますので、国内の市場展開は2030年度以降というところで目指しているというところがございます。

来年度から運用する本ガイドラインにおきましては、そういった市場動向もございまして、ペロブスカイト太陽電池の技術を具体的に記述してはいたないところではございますけれども、現状、広く認識としては、太陽光発電というところで大括りには入れているつもりでいるところがございます。

今後も、ペロブスカイト太陽電池などの新技術の動向には、区のほうでもきちんと注視しながら、脱炭素化の推進に取り組んでまいるといような考えでございます。

こちらのガイドラインの、世の中の状況によって、改定するかどうかというようなところは、当然、このガイドラインに先立つ計画だとか、国のほうでの計画などの変更などもございますので、そういったところについては連動して検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。先ほど言ったように、ペロブスカイト太陽電池は、実証実験中ということも承知しておりまして、市場に今後出回るときには、広く使っていただきたいんですけども、この計画自体には、確かに太陽光発電に広く含まれているというのもそのとおりでございまして、そういうのも一理あるんですけども、こういったところで文言として入っているというのも、また視覚的に、区民の方とかも見て、そういったものも積極的に活用していくんだなということが分かりやすいと思っていたので、でも、今回はちょっと来年度から施行のというか、ガイドラインですかね、なので、ちょっと入れてないとい

う趣旨は分かりました。

なので、今後、改定とかに向けても、技術というのが、ちょっと私は技術者でもないし、そういう理系の人間ではないので、ちょっと難しいことは言えないんですけども、非常に発達というか、どんどんすごい技術が、革新的に何か変わっていくもので、いろんな新しいものが出てきて、市場が数年たったら全く違う技術が通常のものになったりとかすることも往々にしてあると思いますので、こういった計画も、今の段階でこちらをつくったとしても、よりよい技術がどんどん出てきた場合には、柔軟に、これ計画じゃないんですけども、ガイドラインなんですけれども、どんどんと取り入れていただけるような柔軟性を持って、必要に応じて、今、言ったように連動して、改定作業とかも必要になったらぜひ行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 このガイドラインなんですけれども、今後のスケジュールなんですけど、この議会報告をして、3月に策定して、4月に施行って、あまりに拙速だとは思んですけど、パブコメとか区民の意見は聞かないんでしょうか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 こちらは、区の公共施設等総合管理計画や地球温暖化対策実行計画にひもづくガイドラインとして策定させていただいているというものでございます。こちらの基準につきましては、内部の施設整備上の基準ということで、区の脱炭素化を進めたいというような考えで進めているところでございますので、こちらにつきましては、特段パブリックコメントなどを行う予定はございません。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。必要に応じて、区民の意見も今後聞いていただけたらいいのかなと思います。

木材についてなんですけど、国産木材ということで、熊本の中心にある五木村、または多摩の森林ということなんですけど、五木村からではかなりコストが運ぶのにかかってしまうのではないかって、ちょっと……。

（「違うよ」「五木村はカーボンオフセット……だから関係ない」と言う人あり）

○千田委員 あ、そうかそうか。失礼しました。分かりました。

あと、木材の財源なんですけど、国から入る森林環境譲与税というのは、利用するか。

○板倉委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 まず、こちらのガイドラインにあります、2の(2)のところで、区と交流・連携のある自治体の産地とする木材ですけれども、ここはまさに五木村での木材というのも、一応ターゲットには入れているところでございます。委員の中にありましたとおり、実際に持ってくるとなると、調達には結構手間がかかったり、コストもかかったりということが課題になっておりますので、現在、そこに関しては、五木村、それと熊本県とちょっとお話し合いをしながら、実現に向けて進めていければと考えております。

それとあと、森林環境譲与税の財源のところでございますが、こちらについては、従前から施設の中での内装木質化ですとか、ここにJクレジットの購入とかで使っておりますので、こういった財源は有効に使っていきたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 ほかに。よろしいですか。

そうしましたら、報告事項3を終了いたします。

続きまして、区民部経済課から1件です。

報告事項4「文京区食料品等物価高騰対応給付金の実施について」の説明をお願いいたします。

内宮経済課長。

○内宮経済課長 それでは、資料第4号、文京区食料品等物価高騰対応給付金の実施について、御報告いたします。

まず、項番1、概要を御覧ください。

国の「強い経済」を実現する総合経済対策により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を拡充する旨が盛り込まれ、令和7年12月16日に国の補正予算が成立したことを受けて、本区においても食料品等物価高騰対応給付金を行うものでございます。

次に、項番の2、給付内容でございます。

表中(1)として、全区民を対象に、基準日1月1日に住民登録がある方に対し、お1人当たり5,000円の給付を行います。

また、表中(2)、(3)として、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯には、1世帯当たり5,000円の加算を行うものでございます。

項番3、給付方法でございます。

(1)として、直近の給付金で給付実績のある方、マイナンバーカードにおける公金受取口座の登録がある方に対しては、口座情報を把握可能であることから、申請不要のプッシュ方

式にて振込を行います。

(2)として、口座が把握できない方については、確認書方式という形で、口座の情報を御提供いただき、当該口座に振込を行う形になります。

項番の4、周知方法でございます。

記載のとおり、区報や区設掲示板、SNS等で発信をしていくものでございます。

項番の5、スケジュール（予定）でございます。

(1)として、プッシュ方式の発送につきましては、3月中旬、具体的に今、予定しているのは、19日を目標という形で行っております。

(2)確認書方式、こちらの発送は、3月下旬という形で、現時点、最新のところでは27日を目標という形で実施を考えているところでございます。

確認書方式の方々の受付は、発送と同時にスタートする形で、具体的な支給は4月以降順次スタートしていく形になります。

申請の期限については、7月31日までという形の予定をしているところでございます。

御報告は以上です。

○板倉委員長 御質疑ある方。

松丸委員。

○松丸委員 これ国の給付金のあれで実施をするわけなんですけれども、区長も町会とかいろんな新年会とかいろんなところなんかで言っていたように、いわゆるそういうマイナンバーカードを持ってない人なんかは、どうしても口座をお知らせするというので、その際が一番大きな、詐欺ですよ、オレオレ詐欺、当然それが予想されるんですけれども、そこはやっぱり警察とのいろんな連携も当然しっかりとやりながら、やっていくことになると思うんですけれども、その辺の今、状況というのは、詐欺対策、必ずこういうのはそういうのが出てくるので、その辺は今、どんな進捗状況で進んでいるのか。かなりそういう口座を教えるという方が多くいるのか、その辺、ちょっと状況を教えていただきたいと思うんです。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 詐欺に関する対策としましては、事務的にまず危機管理室にも協力を得まして、今回だと子育ての給付金も併せて実施する形になりますので、3課で打合せをするともに、警察のほうとも一度事務的に打合せをして、どういう詐欺がある意味多いのか、そういった情報も得ながら、どういうふうにアプローチしていけば、区民の方々にしっかりと周知できるかというお話はしているところでございます。

お送りする紙面は、どうしても紙の限界というのがあるので、なかなか伝えられる量というのが限界があるんですけれども、ホームページだったり、SNS等でできるだけ情報発信をしていこうというふうに考えていまして、警察のほうからのアドバイスでも、区として、やらないことというのをはっきりお伝えしていくのが大事だろうと。具体的に言うと、例えばですけど、ATMに行って具体的な操作をお願いするということはまずないというようなところ、そういったところをしっかりとお伝えしていくことが大切だろうというようなアドバイスをいただいているところでございます。

振込の人数のところでございますけれども、公金口座と、あと過去の給付金の口座を把握している方のデータを、今、こうばつと対象者の情報を抽出しているような状況で、今現在の数字、ちょっと変動、これから対象精査をするので出てきてしまうんですけれども、割合としては60%ぐらいの方が口座が登録されている形で、プッシュ方式で送れるだろうというところで今、考えているところでございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 まず、これ事務手数料がどれぐらいかかるんですかね、1人当たりと全体の金額と。

それと、事業者は入札ということでもいいんでしょうか。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 事務費のところ、1人当たりといったところまでの計算はあれなんです、全体の歳出予算としては17億5,000万円ぐらいという形で、先日、補正予算の中で御審議いただいております、事務費の割合は、その中で21%という形になってございます。

あと、契約関係のところを申し上げますと、対象者のデータの抽出作業というのは、早く取りかからなくてはいけない部分もあるので、区内事業所のほうに随意委託するような形になりますけれども、コールセンターであったりとか、審査手続ですね、そういった窓口関係については、入札という形で行っているものでございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 結構、事務手数料もかかるものだと思います。私たち日本共産党は、昨年12月23日に、物価高騰、円安で、区民の暮らしと地域経済が大変になっているということで、一刻も早く暮らしを応援する施策が必要であるということで、区長に申入れしました。そのときの申入れの内容が、区民1人当たり5,000円を支給することということと、もう一つは、住民税非課税世帯と均等割の世帯に1世帯当たり1万円を支給するというのを要望させて

いただきました。1世帯当たり5,000円は、そのとおり実現になっているんですけども、そのときの財源として、この物価対応重点支援地方創生臨時交付金も提案させていただきました。これが約11億円来るということで、それと、2024年度の決算剰余金額80億1,615万円のうち、年度末まで財源留保を想定している10億5,000万円、このような財源と財調基金も一部活用して、5,000円ではなく、1万円を要望したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 進財政課長。

○進財政課長 9月補正時点で財源留保額は10.5億円となっております。ただし、その後、11月と今回の1月補正で財源留保額を使いまして、結果、2月補正時点では約3億8,000万円の財源留保額となっております。

以前にも御答弁したんですけど、2月補正時点で過年度分の精算還付に対応するため、約9.5億円の財源需要が見込まれるというところで、留保財源につきましては、まずは精算還付に要する財源として使うべきかなと考えております。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。私たちが要望したその12月23日の要望が、世帯1人当たり5,000円、これが通ったことは歓迎しております。ただ、1世帯5,000円はやっぱりちょっと物足りないかなとは思いますが、それでも暮らしの助けにはなるとは思いますが、今後もそういう機会に、こういう給付金も、また、事務手数料かかるので、1回の金額が多いほうが手数料も少なくて済む、1回で終わるので。そういうことも提案していきたいと思えます。

以上です。

○板倉委員長 よろしいですか。

吉村委員はありました、いいですか。

吉村委員。

○吉村委員 私からは、ちょっと簡単に質問したいと思うんですけども、この給付金について、申請受付をしてから支給されるまでの標準処理期間はどのぐらいの期間とされているのかという点を聞きたいと思えます。総務区民委員会では、先ほども言っていましたけど、システムデータの抽出に時間がかかっているというような御答弁もありましたけれども、給付段階においてはどのような想定なのかということとはちょっと教えてください。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 前提として、今までの給付金のところでいいますと、大体申請をいただいて

から3週間ぐらい、申請の内容を確認し、財務上の処理をしていって振り込まれるまでかかる。大体3週間から4週間ぐらいというのが通常の流れでございました。

今回は、今までと違って、対象の規模がちょっと違うところがありますので、基本的な事務作業という意味では、その3週間、4週間といったところは変わりがないんですが、対象世帯が今まで3万世帯ぐらいだったものが13万世帯という形になってくるので、それが一気に来たときに、それをすぐどんどん処理できるかといったところは、少し危惧しているところでございます。

なので、一応、目標としては、当然、申請いただいてから、できるだけ速やかにということで、1か月ちょっと過ぎぐらいまでには何とかというふうには考えてはいるんですが、申請の混み具合によっては、少しお待たせする状況が出るかなというふうに見込んでいるところでございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、これは全区民給付ということで、世帯ごととはいえ、ちょっと全区民ですし、あと、追加給付というものもあったりとかして、結構、標準処理期間、通常、今のお話だと3週間から4週間ぐらいかかるということですけども、一気に本当に申請が来たときとかに、読めない部分はかなりあると思うんですよね。通常の経済課さんの普通の申請とかでも、一気に締切り間際とかに来たら、やっぱり今までの標準処理期間よりも、一、二週間ずつとかどンドンずれ込んで後ろに行くのは、今までも往々にしてあったことで、職員さんが一生懸命やったとしても、数が多ければ、幾らなんでも雑にやるわけにはいかないの、丁寧に迅速にということをやりながらも、そうなっていくとは思われますので、ちょっと人手とかが足りなくなるのかなとかちょっと心配している部分はあるんですけども、何はともあれ始まらないと分からないというところもおありだと思うんですね。

なので、スピード感と正確性とのバランスを図りながら、引き続き、なるべく申請が来たものは早めに給付するという思いで多分やっつけていかれるとは思われますので、ただ、ヒューマンエラーというものも本当に発生しますし、この人数の給付というものを、6割ぐらい、先ほど聞いたところだと、口座がひもづいていて、プッシュ式でできるということは、その分は迅速な処理ができるのかもしれないんですけども、それ以外の方々というのは、郵送で口座情報とか教えてくださって送られてきて、そこからQRコードとかを読んで、入力とかをウェブでできるとしても、手書きでちょっと読みづらい文字とかでちょっと、達筆

な方とかもいらっしゃるので、そういったものが送られてきたりとかすると、さらに処理がどんどん送れていくというところも想定されますので、ぜひ、そういったところどころで、ちょっとまだ不安なところも、私もちょっとあるんですけども、ただ、本当に今の段階で言えることは、スピード感と正確性を持って、職員の方々も負担、体も壊さない程度に、迅速に対応していただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

（「すみません、委員長、一つ忘れちゃったので」と言う人あり）

○板倉委員長 千田委員、質問漏れていましたか。はい。

○千田委員 すみません、1点。生保の方なんですけど、この生保の方のは、収入認定になるんでしょうか。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 今、福祉事務所を通じて、収入認定に係る特段の取扱いの必要があるという形で、収入認定除外の取扱いになるように、国に協議を、申入れを行っているところで、まだ国からの回答は来っていないという状況ではございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 これ結構前にも質問して、1か月ぐらいもうたっているんじゃないでしょうかね。やはり生活保護の方にとっては非常に真剣な問題だと思いますので、国の返事を待ってないで、もっと積極的に動いていただけたらなと思います。いかがでしょうか。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 過去にも国のほうに協議を投げかけたことがあり、そのときもやはり1か月近くかかってきてというところで、現在、1月の下旬、19日ぐらいに福祉事務所のほうから照会をかけて、約1か月、そろそろたつというところがあるので、判断については国のほうにという形になってしまうところがあるので、そこは見守りつつ、国の方針に従って適切に対応していこうというふうに考えてございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。では、収入認定にならないということを区としても要望していただけたらいいと思います。

以上です。

○板倉委員長 それでは、報告事項4、質疑を終了いたします。

○板倉委員長 続きまして、一般質問です。

一般質問については、お2人から2件ということですので、まず、山田委員。

○山田委員 昨年の12月に、大山のハッピーロードの商店街を視察してまいりました。非常にいい取組をやっていたので、文京区でもいかなものかななんですけれども、まちゼミといって全国展開されている、まちおこしなんですよね、お店の店主とかスタッフが講師となって、プロならではの専門的な知識や情報、またはコツ、趣味の楽しみなどを講座として無料で年1回行っているという取組があります。

で、受講生として来られる方には、これを機会に商店街に足を運ぶようになるわけだし、それからあと、店の認知もアップの機会にもなり、また、交流のきっかけとしても非常に、今では、板橋区でこのまちゼミを始めてから、大山に限らず、今度は区内全域に広げていこうというような傾向にあるというお話を聞きました。

私もそもそもこれを聞いたときに、開催期間が、このまちゼミというのが年に1回なんです、夏休みの、例えば第11回の昨年度のときには、8月1日から9月15日までという期間の中で、お店がそれぞれに期間を設定して、1日のコースなのか、それとも何日間かのコースなのかというものをお店が設定するんですね。それで、例えばそこで、ダンスの中の着物活用法とかいうのもあれば、また、ピザ屋さんでは、ピザをおいしく食べる方法とか、決して物販ではない、そういったゼミなんです。

それ以外にも、あと、例えば居酒屋さんだったら、簡単おつまみレシピ作れますというような感じで、本当にいろいろありまして、あと、面白いなと思ったのは、板橋のヤクルトスワローズファンの集いというのもやっていたりとか、多種、非常にテーマが広く捉えられて、決して物販につなげるわけではないので、単純に、これをするに当たっても、お店側での新たな初期費用というものはそんなにかからないでできるものであって、しかも、お客さんのほうから、区民から、受講生から足を運んでくるというように、非常にお店にとっても負担がない。

で、45のメニューもあれば、これ私も見ていて、面白いな、こんなの行きたいなとも思うし、これ夏休みの機会というのは、ある意味、子どもの夏休みの自由研究に焦点を当てて、この期間にしたというふうにも聞いております。

こういった形で、文京区の中でも、何かこういうまねてやれるといいなと思いますが、どういうふうに思われますか、お聞きしたいと思います。

○板倉委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 先日、視察で私も同行させていただいたところの内容をお伺いして、感想と

しては、私も全く同じ意見をお持ちいたしました。まちゼミの内容、非常にユニークで、先ほど委員のほうからありましたけど、物販に結びつけているわけではなくて、どちらかというと、本当にユニークな内容を展開することで、私自身の受け止めとしては、店舗のファンをつくるようなイメージで、愛される店舗、愛される商店というものを一つ実現する取組として、非常に有効に機能しているのかなというふうに感じた次第でございます。

文京区の中で、今やっている取組でいいますと、「ぶんばさだあ」というような形で、商店のファンの人たちを集めて、その人たちが投稿した内容から、いろいろこちらでも紹介を、「文京ソコヂカラ」の中で紹介していくという取組をしていて、そういった中でも、今年だとパン屋さん特集だったり、お花屋さん特集みたいなものをしたんですけど、そうすると、そのインプレッション数というか、見ていただける方でもご一つと数が増えて、そういうやっぱりファンをつくる取組というのは、非常に有効に機能しているのかなというふうに感じているところでございます。

そして、今回の視察を受けて、内容について、私のほうからも、うちの区の中の担当でいうと、エリアプロデュースという事業、各商店に入って、プロデューサーと共に商店のプロデュースをしていくというのをやっておりますけれど、その担当のほうにも情報を提供して、例えばこういった取組で魅力発信できないかというのは、区商連等も含めて、情報提供しながら取り組んでいきたいというふうにご考えているところでございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。やはりそう思っていただけなのかと思って、ちょっとうれいしいです。

それで、先ほどもSNSを使ってというお話もありました。こういったメニューというのを、SNSでば一つと載つけられるはずですよ、こういうのもね。そうすると、非常に広くにわたって目に触れやすいというのかな、見ていて非常にメニューが面白いから、一つじゃないじゃないですか、テーマが、本当にいろいろあって。なので、そういった意味でも、たまたまその一つを見ても、こういうのがあるんだという、その一つの目的だけでなく、こういうのもあるんだと目に入ってくる。先ほど「ぶんばさだあ」と、そのテーマがあるわけですよ。パンダとかって、そういうところ。そうじゃなくても、ほかにもいろんな情報が入ってくるという、目に留まるというところでは、非常にこういった手法もいいのかというふうに思いましたので、初期費用とかあまりかからないと思いますし、もし何かモデルケースとして始められるのであれば、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。あ

りがとうございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 小石川税務署の跡地について、跡地というか、その土地利用についてお伺いしたいんですけども、小石川合同庁舎が今月完成して、小石川税務署もそちらの、供用開始されるということで、5月18日移転という横断幕が小石川税務署にかかりました。私たちのほうでも、土地利用について、土地活用について、早く財務省と交渉をとずっと求め続けてきたんですけども、先日、区長の御答弁でも、国において利用方法が決定した際に、区に情報が提供なされると認識しており、現時点では具体的な協議を行う段階ではございませんという回答だったんですけども、一貫して小石川税務署の土地活用については、移転後に交渉するという立場から進展はしてないんですけども、ただ、もう5月18日に移転と決まっていますね、横断幕がかかっているの。なので、今、文京区、高齢者や障害者向けの公営住宅、グループホーム、育成室、放課後等デイサービスなど、まだまだ不足しております。なので、区として必ず確保するよう、強く求め、早急に財務省と交渉することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 小石川税務署の跡地の活用でございます。

今回、区長のほうからも御答弁させていただきましたとおりにはなりますけれども、現状のところは、まだ国税庁の持ち物というところになってございまして、ただ、まだ財務省のほうに下りていないというところではございます。実際、国税庁としての活用が終了した後に、国のほうでどのような活用が可能かという、国の中での検討が進められた後に、国のほうで活用がされないということであれば、区のほうに払い下げられるということになってございますので、現状のところはまだ交渉できるような段階ではないというところの立場は変わってはございませんけれども、ただ、東京財務事務所とは、先ほどの国有地の報告もさせていただきますけれども、様々な国有地の話の中の一つとして、税務署の跡地の情報交換というようなところも、お願いをしているというところではございますので、国のほうで何か動きがあれば、区のほうに情報提供はされるということがされるように、コミュニケーションは引き続き続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○板倉委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。もう5月18日に移転が決まっていますので、国からの情報を待つというか、もっと細かく動いていってください。お願いします。

○板倉委員長 それでは、一般質問を終了いたします。

午後3時から研究会を開催いたします。委員の皆様、参加される理事者の皆様は、3時までにこの第一委員会室にお集まりください。

それでは、休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 2時58分 再開

○板倉委員長 皆様おそろいですので、ただいまから研究会を始めます。

本日の講師を御紹介させていただきます。御講演いただきますのは、GON研究所、代表の志村高史講師でございます。

本日は、「公共施設更新問題への挑戦（秦野市の取組と文京区の現状から）」というテーマで御講演をいただきます。

御講演後には、質疑応答の時間を持たせていただく予定となっております。

志村様の略歴を御紹介させていただきます。

志村様は、1987年より秦野市職員として教育委員会・財産管理課等にて、公有財産の維持管理、賃貸・売却等を担当されておりました。

2007年には、全国初となる庁舎敷地への独立型コンビニエンスストア誘致を担当し、その後も、公共施設マネジメントに従事され、公有財産の有効活用を推進されてこられました。

元秦野市政策部公共施設マネジメント課長で、現在は、秦野市総務部市民税課調整官をされております。

それでは、志村講師、よろしくお願いをいたします。

○志村講師 文京区議会の皆様、そして執行部の皆様、こんにちは。

ただいま御紹介いただきました、本業は市民税課の調整官というのをやっております。何をしているかという、3月で役職定年、私、去年迎えていまして、その後、新しくできた職名なんですが、税に関する情報を分析して、税収増を目指す政策へつなげていこうと、そういう仕事をやっております。

今日は、副業のほうでこちらへ参りました。GON研究所というのは、私、個人事業主になっております。非常に珍しいと思うんですけども、文京区役所にも60を超えて働いていらっしゃる職員の方っていると思うんですが、あまり生き生き仕事をしてないですね。そうなんちゃうんですよ。役職定年を迎えて、議会对応という重圧からも解放されて、後は年金をもらえるまで、のほほんと置いてもらうかなという感じ。あまりそんな姿を後輩たちに

も見せたくないし、人事課のほうも役職定年を迎えた職員のセカンドキャリアの在り方をいろいろ模索しているということで、ぜひ、モデルケースになってほしいということで、きちっと許可を得て副業をやっております。ですから、今日は、午後半日、年休を取ってやってまいりました。よろしく願いをいたします。

私が公共施設マネジメント課長をやっているときにも、たくさんの議会の方が視察に参りました。400近いと思います。とてつもない数じゃないかと思うんですが、私が必ずそのときに議員の皆様をお願いしておいたのは、これはもう全国の自治体が必ず取り組まなければいけない問題なんですと。ですから、ぜひ執行部の援護射撃をしてあげてほしいということをお願いしておりました。援護射撃でございますから、撃ち殺さないようお願いをいたします。私も、11年間の間、前から投げられているものより、後ろから投げつけられているもののほうが多いんじゃないかというような仕事をしてまいりましたけれども、そういう取組になってまいりますので、ぜひ議会の皆様は援護をしてあげてほしいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では、早速、中身のほうへ入ってまいります。

まず、ちょっと秦野市を紹介させてください。

神奈川県我真ん中よりちょっと西寄りに位置しています。神奈川県下で唯一の典型的な盆地の地形を持ったまちです。これが中心市街地ですね。周りをぐるっと山に囲まれて、奥に見えるのが富士山です。富士山が非常にきれいによく見えるまちで、これは関東の富士見百景に選ばれている展望台から撮った写真です。富士山の側から見るとこうなります。

これ市街地で、これ湘南海岸ですね。湘南海岸まで車で三、四十分で行けちゃいますかね。新宿まで小田急線で1時間です。そういう電車が1時間に5本も6本も止まる、そういう駅が4つもあります。でも、そういうまちでも、もう人口減少が止まらない。平成24年、17万人超えたのをピークに、今もう16万人を切るところまでやってきています。ですから、東京都内だって、この先も永遠に人口が増え続けるというわけではないと思うんですよね。必ず減るときがやってきますから。

秦野市がこの取組を始めたのは、まだ人口が増えていたときです。その先を見越して、早くに手をつけたわけですけれども、ですから、文京区もできるだけ早くきちとした方向を持っていったほうがいいのかと思います。

周りがぐるっと山ですので、山に降った雨水がこの盆地の地下にたまります。芦ノ湖の4倍と言われる水量の地下水を持っています。その地下水を使って水道水を作るので、秦野の

水道水は安くておいしいというのは、市民の共通認識です。その水道水を作って、そこから塩素を抜いて、ボトル詰めしたボトルドウォーターというカテゴリーなんですけど、これ環境省の名水選抜総選挙で、おいしさがすばらしい名水部門の1位に輝いたと、そういうお水になっております。

ふるさと納税の返礼品にもなっています。たしか8,000円で1ケースかな、今、値上がりしちゃったかな。でも、1万円いかないんじゃないかなと思いますけれども。お酒の割り水とか料理に使うと、軟水で非常においしいので、ぜひ、興味がありましたら、ふるさと納税をしていただいて、御賞味いただければなというふうに思います。

面積は、大体、文京区の9倍ちょっとぐらいですね。

人口は、さっきも言ったように、今、7年の1月1日だと16万537となっていますけど、もう16万を切りました。

一般会計の規模は、640億円と。

職員の数は、消防とか上下水道、全部、自前で単独でやっています。6つの公立幼稚園と5つの公立のこども園を持っていて、それらを全部合わせても1,088人ぐらいと。人口当たりの職員の数は、神奈川県下19市の中では、ほぼ一番下の数ということですね。それだけ少数精鋭ぞろいでやっているとかそういうのじゃないんですね。財政力も下から2番目ぐらいなので、結局、人を雇いたくても雇えないと、そんなような状況だということですよ。

では早速、本題のほうに入ってまいります。

「公共施設更新問題が起こります」というところをまず御説明いたします。

公共施設と一口に言ってもいろんなものがあると思います。大きく分けると、この3つかなと思うんですが、建物を使います、ハコモノ系の施設ですよ。ここも大きな箱ものですけども。それと、道路上下水道などのインフラ系の施設。ごみ焼却場、汚水処理場などのプラント系の施設。これらの公共施設というのは、そのほとんどが日本の経済成長、人口の増加、それに伴う税収の増加ですよ、こういうものに伴って、短期間に一斉に整備されているんですね。一斉に整備されているということは、もう当たり前のことだったんですけど、一斉に古くなって、一斉に造り替えなきゃいけない時期がやってくるということですよ。

その時期が、これらを造っていた頃のように人口も増える、税収も増えていく、そういう時期であれば問題にはならないんですが、人口減少と高齢化はどんどん進んでまいります。地方自治体の財政もどんどん厳しいものになっていく。そうすると、今までと同じことを繰り返していると、本当に必要性の高い公共施設まで維持していくことができなくなってしま

う、そういう自治体が出てまいります。それを公共施設の更新問題と呼んでいます。日本の社会問題の一つなんです。

では、どうして更新問題が起きちゃうのか、市民の皆様に説明するときに、私がどのように説明していたかというのをお見せします。

これは、秦野市がいつどういう公共施設を造ってきたかをグラフにしたものです。秦野市は、東京のベッドタウン、横浜のベッドタウンとして昭和50年代に急激に人が増えているんですね。そこで、合わせるようにハコモノを一斉に造ってきたので、この昭和50年代の10年間に、今持っているハコモノの5割弱が竣工していると、これだけ集中的な建設を行ってまいりました。

今、何が起きているか。一斉に造ったものが一斉に古くなっています。ここからこのたった10年間で、築30年以上が3分の1だったものが、4分の3に達するまできている。この後も、建て替えは進んでいませんから、もっとこの割合は現在では高くなっているということになります。ですから、建て替えのことも考えなきゃいけないんですが、今、一斉の老朽化にどう対応していくか、それを考えることも大変なことになっているということになります。

では、人口の変化を見てみます。

集中的な整備が終わった昭和60年、秦野市の人口ピラミッドはこれです。

これが、令和2年の国勢調査の結果こうなりました。こういう状態からこういう状態に変化した中で、今、一斉の老朽化に対応中だということです。

では、これらの建て替えが本格化している2040年は、どうなっていますか。もうこんな形です。

そうすると、どれもみんな壺の形に似ていると思うんですね。倒れやすい壺はどれですか。もう一目瞭然ですよ。これです。自治体財政も同じなんです。ちょっと指で突っつけばころっと倒れちゃう、そんなような財政状態になっている。そういうおそれもありますよということなんです。こういう中で一斉の建て替えにも対応していかなきゃいけない。それを今からしっかりと考えていかなきゃいけないんですということです。

これから先、建て替えとか大変お金がかかりますといっても、もう現状でも秦野市の財政は大変なことになっています。

これは、国民健康保険、後期高齢者医療会計、介護保険の3会計、その事業費の推移です。どれもどんどん事業費が伸びていきます。事業費が伸びれば伸びるだけ、別に保険料収

入もそれに見合っただけで入ってくればいいんですけど、保険料収入は入ってこない。赤字になっちゃうんですね、この3会計。文京区もそうですよね。赤字にならないでやっていますか。ちょっと23区はどうか分からないんですけど、日本中のほとんどの自治体は赤字です。その赤字を放っておくわけにもいかないんで、一般会計からの繰入れとって、税金を原資に補填をします。その金額も、3会計ともにどんどん増え続けていく。この先まだ高齢者の割合が高まってまいります。この傾向は収まるわけじゃないんですね。医療や介護というのは、以前は税の役割ではなかったわけです。ところが、今や税で支えなければいけない大事なものの一つになってしまっているということです。

子育て支援なんかも大事です。福祉関連のお金も大事です。扶助費、これがどうなったか。2000年から2010年までのたった10年間で2.2倍に膨らみました。ここから先もどんどん、まだまだ伸び続けていくと。扶助費という福祉関連の支出が伸びれば伸びるだけ、それに見合った歳入も入っていれば問題にはならない。ところが、歳入は増えないので、何をしていますか。これ日本中のほとんどの自治体が似たことをやっています。投資的経費の圧縮ですね。投資的経費というのは、公共施設の更新などに充てるお金です。それを今でもこれだけ圧縮を続けてないと予算が組めない。こんな状態で、一斉の改修、一斉の更新に対応できるんだろうかということです。

医療や介護の赤字の補填、子育て支援をはじめとする福祉関連の支出、これがどれだけ財政に重荷になっているかというのはこれですが、1995年、扶助費、補助費と赤字の繰出金、合わせて2割程度の歳出しかなかったんですね。これが時を経て、今やどうなったか。合わせると5割です。この割合というのは、今後下がる見込みはないです。まだ高まる、そういう可能性のほうが高いということです。

では、何が一番あおりを受けているか。これも一目瞭然ですよ。普通建設事業費です。公共施設の維持や更新に充てるお金、これがこれだけ圧縮されちゃっている、押されちゃっていると。今までと同じことをやっていけば、公共施設に回すお金がなくなってしまう。これはもう当たり前のことなんですよ。それでも市民の皆さんの中には、公共施設は大事なもののなんですと、ちゃんと今までどおり維持すべきじゃないですかと、そうお考えになる方も当然います。

では、今持っているハコモノ、小・中学校は子どもの数が減っているんで、縮小して建て替えます。それ以外のハコモノは、全部、今と同じ規模で更新しようとしたとします。そうするとどうなるか。40年間の総事業費、758億円に達するというふうに見込んでいます。中

でも、ピークの10年間は、年平均40億以上、一般会計600億のまちで、40億円をハコモノの建て替えに充て続ける予算を10年間組み続ける。こんなこと到底できっこないんですね。

ところが、市民の皆さんの中には、たしか、あなた、さっき昭和50年代の10年間にハコモノの半分建ててきたって言っていましたよね、同じようにやったらできるんじゃないですかと、そう思う方がいます。

では、義務教育施設には一部国庫負担が入ります。それ以外はもう一般財源も充てられないので、ほとんど借金に頼ることになります。そうすると、この先のハコモノの建て替えにかけた借金の償還だけで446億円に達すると。このうち、今の秦野市の財政力からいって、今持っている借金に上乘せして返せるのはどれぐらいだろうかと試算しました。年2.5億円、40年間で都合100億円です。ということは、差引き346億円は絶対的に不足するはずだというふうに見込んでいます。それでも市民の皆さんの中には、だって昭和50年代だっていっぱい借金したんでしょと、秦野市が財政破綻したことがあるとか聞いたことないですよと、そう思う方がいます。

では、なぜその頃できたことが今できないのか。その頃、自治体って借金あまり持ってないんですね。秦野市でも、大体、歳入決算額の25%に見合う額ぐらいの残高しかなかったんですね。ところが、今やこれが8割近くの額にまで膨れています。それでも秦野市は、全国的に見て、非常に借金の少ないまちなんです。昔から財政が厳しいので、借金も怖くてできないんですね。そういう借金の少ないまちでも、これの上にこれをのっけちゃうと何が起きるか。秦野市、起債許可団体になっちゃうかもしれないんですね。

市民の皆さんに起債許可団体といっても難しいので、市民の皆さんにはこういうふうにお話をしていました。起債許可団体というのは、夕張市の2段階手前なんですと。市民の皆さんも夕張市ってどうなっちゃったか御存じなわけです。ここでようやく、今持っているハコモノを無理して建て替えを続けようとする、秦野市の財政をそれだけ破綻させてしまうかもしれない、そのことに御理解いただけるわけです。

さらには、先ほどの3つの区分のうち、インフラ系の公共施設、しかも道路、これが少し根深い問題になりかねないんじゃないかというふうに思っています。これ青いのは、秦野市の道路延長の推移です。人口はずっと減少を続けているのに、道路延長は増え続けていくんですね。人が減っても、土地利用されれば道路ができていっちゃうんですね。

では、道路が増えれば増えるだけ、それに充てられるお金も増やせているかという、道路橋梁費、この辺でぐーんと落ちて、あと横ばいです。増やせないんですよ。増やせないお

金で、増え続ける道路を何とかしているんですね。本当に道路、橋、トンネル、ちゃんと更新していけるんだらうかということです。

ハコモノというのは、少し不便になるかもしれませんが、統廃合や複合化ということによって、床面積を減らしながら、持っている役割を維持していく方法というのは、いろいろと考えていくことができます。同じインフラ系の中でも、上下水道、これはもう企業会計ですから、使用料で独立採算するのが原則です。このどちらの方法も使えない道路、有料にもできないですし、統廃合もできない。もしかすると、この道路の更新問題というのは、非常に根深いものになるのではないかなというふうに思っています。

ここまでをまとめますと、この3点、市民の皆さんに申し上げていました。まず1点目、現在のハコモノの総量を維持していくことはもう不可能です。はっきり不可能ですというふうにお伝えしていました。公務員って、はっきり物を言うのが嫌いな人が多いですよ。不可能になると思われますとか、不可能になる可能性が高いですとか、そういう持って回った言い方をする人が多いと思うんですが、私、あえてそういう言い方をしないようにしたんです。なぜかというと、市民の皆さんにも危機感を共有してもらわなければいけないわけなんです。ですから、はっきり不可能ですというふうに言っていました。

そして2点目、秦野市が放漫経営を続けてきたとか、特殊事情にあるわけじゃないですよ。これ全国の市町村で全て同じ問題が起こります。日本の構造的な問題、社会問題なんです。

そして3点目、今の市民の皆さんの便利さ、豊かさ、これだけに目を向けて、結論を先送りしちゃうこと、こんなことをやろうと思えば簡単にできます。でも、そんなことをしてしまうと、子どもの世代、孫の世代にどれだけ大きな負担を押しつけることになってしまうのか、そのことにお気づきいただきたいと。

そこで、秦野市は、この更新問題に対応するためにも、平成20年の4月、専任組織を設置して対応を始めました。

住民の高齢化を止めることはできないんです。秦野市民は、今年みんな1歳、年を取ります。そして、また来年1歳、年を取るんですね。少子化というのは、これからのことなので、時間はかかるかもしれませんが、変えることができるかもしれない。でも、今、住んでいらっしゃる方の高齢化を止めること、これだけは誰にもできませんよね。でも、この更新問題が起こることは、今からしっかりやっておけば、止めることができるということになります。

では、ここまでのお話をお聞きいただいた上で、文京区ではどのぐらいの更新問題が起きるんだろうかというところを、私なりにいろんなデータを使って比較をしてみました。一般的な自治体は、このコーナーで聞いている皆さんは恐怖のどん底へ落ちてしまうわけですね。ところが、やっぱり東京23区というのは、ちょっと状況が違って、あまり恐怖感を覚えるとか危機感を覚えるとか、そういうことにはならないのかなというふうに思います。

まず、ハコモノの量って何で決まってきているんだろうかと。うちのまちは、多いんだろうか少ないんだろうか。これはどの自治体でも気になると思うんですね。まず、人口との関係があります。人口の多いまちほど1人当たりの面積は少なくすることができています。1つの施設を大勢で使うようになりますからね。当然こうなるんだなということですが、もっと関係の深いものがあるんです。人口密度です。この青いマーカーより緑のマーカーのほうが、黒い線に沿ってぎゅっと凝縮されているのがお分かりいただけと思うんですが、実は1人当たりのハコモノ面積というのは、人口よりも人口密度との関係が強いということがこうしてはっきりしています。もちろん人口密度の高いところほど、1人当たりの面積を絞り込むことができていくということです。

ただ、秦野市、人口15万9,000人、人口密度1,500人です。これ見てください。20万人いても2.54平米が標準的な面積。人口密度2,000人あっても、2.75ぐらいが標準的な面積。これに対して秦野市は、2.02しか持ってないんですよ。そんなにハコモノの少ないまちでも大変なことが起きるよというのが、この更新問題なんですね。

日本には、ハコモノ整備の典型的なパターンがあります。これ経済成長期ですね。これは大体昭和40年代、50年代に書いてありますけど、東京なんかだと、30年代からもう一斉に造り始めているというのがあるかもしれませんね。

これは、日本中の自治体ほとんどが持っている山です。これが更新問題を今引き起こそうとしているということです。

2つ目の山を持っている自治体があります。これバブル崩壊後の景気対策ですね。南関東1都3県には、この山ってないんですね。その当時、特別な借金を国が認めたんですね。後から交付税で補填するから、景気対策で公共事業を出してくれというふうにやったんですね。その対象にならなかった自治体が南関東1都3県で、この山はないと。地方に行けば行くほど、この山、顕著なものがあると。

3つ目の山を持っている自治体があります。これ平成の大合併の合併特例債ですね。それでまた追加で造っていると。

最近、私が危惧していることがありまして、長寿命化、これを選択する自治体が非常に増えています。私は、無責任な長寿命化は駄目ですよということをいつも話をするんです。というのは、廃止するというと、反対する市民の方が必ず出てきます。でも、長寿命化しますとって、長く大事に使いますということに反対する人っていないですよ。ですから、安易な先送りの選択肢として長寿命化を選ぶ、そういう自治体が非常に多くなっている。

私が何でそれを駄目と言うのかというと、これ長寿命化したら、この山を持っている自治体、こっちの山をもっと大きくしちゃいます。で、また建て替えられないからって、これ長寿命化したら、今度この山を大きくします。そうすると、これを建て替えなきゃいけない時期より、これとこれを建て替える時期、どっちが生産年齢人口が多いんですか。こっちでしょうって。負担する人が少なくなっている時期に負担を先送りする。そういう長寿命化は駄目ですよ。そのことまでしっかり計算して、将来、生産年齢人口も減ると、そういうのまで計算して、市民1人当たりの負担は、長寿命化したほうが軽いんだ、そういうことであれば長寿命化してもいいけど、長寿命化にだってすごいお金がかかるんです。ですから、安易に、そういう計算も尽くさない長寿命化は、無責任な長寿命化だよということで、警鐘を鳴らしています。

では、文京区はどうなのか。これ文京区の公共施設等総合管理計画に載っていました。ただ、秦野はさっきのグラフ、1年ごとでやっていたんですけど、文京区は、ある程度年数まとめちゃってやっているんで、正確な山の数分からないんですけど、でもこのシビックセンターがここにあるので、やっぱりこれとこれ、2つの山があるのかなというふうに思います。

文京区ぐらいの人口の減り方とか財政力からすると、この山を、長寿命化というものを選択したとしても、そんなには区民に対して無責任な選択とはならないのかなというふうな感じもします。これ一般的な市町村だったら、もう更新問題よというふうになるんですけども、文京区ではちょっと状況は違うかもしれないと。

財政状況です。人口規模も違うので、予算規模も違いますが、人口は1.46倍なのに、予算は2.08倍もあるんですね。すごい、うらやましい限りですね。何が一番違うかというと、秦野は地方交付税をもらっています。文京区はそれがない。代わりに、東京都からの、交付税代わりといたらいいんですかね、23区の調整の交付金が多くを占めているということになります。

住民1人当たりの標準財政規模、秦野市は20.1万円です。標準財政規模というのは、平時

の税収に地方交付税を加えたものですが、東京23区は、これちょっと出し方が特殊なので、参考値としてしか公表されていないんですけど、ほぼ30万円。秦野の20万円に対して30万円、1.5倍の収入があるということですね。

そうすると、これはもしかすると、更新問題は起こらないかもしれないということになってくるわけですが、人口密度、小・中・幼の数、保育園とこども園ですね、で、公民館、公営住宅の数と、トータルすると、秦野市の32万900に対して、文京区は44万2,900で、住民1人当たりに直すと、秦野市の2.02よりさらに少ない1.91というふうになります。収入は、1.5倍ありますよと、ハコモノも少ないですよということで計算するとどういふ結果になるのかというのが、次のページにあります。

秦野市は、31.3%のハコモノを削減しようとしています。それを基に標準財政規模の違いとハコモノの面積を計算すると、文京区は、20ぐらいの削減で済むのかなというふうになります。これに借金の残高とか貯金の残高を加えて計算し直してみると、これマイナスになります。ということは、全部維持できますよという答えです。

ただし、基金の残高というのは、全部の基金の残高です。財政調整基金なんかも全部入っていますから。それをハコモノの建て替えに全部あてがえるならば、全部残せますよと、そういう計算結果だということになります。

ただ、財調は、コロナ禍でもそうでしたよね、最近、災害も大雨だとかそういうのも出てきます。そういうときにあつという間に底をついたりする、不安定な貯金なんですよ。ですから、公共施設整備関連の基金を文京区さんは2つ持っていらっしやいましたよね、そっちのほうを一生懸命厚くしていく、そういうふう切り替えていく、それも一つの作戦ではないのかなというふうに思います。

これは、関東地方の自治体だけでプロットしたものです。秦野市も文京区も、人口から見ても少なめ。人口密度から見ると、秦野市は少なめなんですけど、理論値ですけども、文京区さん、人口密度から見るとちょっと多めじゃないですかという、そういうものが参考に見えてくるということ。

では次に、公共施設マネジメントを進めていくに当たって、私が一番重視していたといひますか、力を注いでいたことというのをちょっと参考までにお話をします。

公共施設更新問題というのは、自治体財政が抱える時限爆弾です。こう言う専門家の方がいます。南学先生ですけどもね。ある時点で一斉に爆発を始めて、そのまちの財政を吹き飛ばす、そういうおそれがあるという意味に使っていらっしやいます。

神奈川県下に実際に爆発を仕掛ける、そういう例があります。そのまちは、人口4万5,000人、ある有名な企業の城下町です。リーマンショックでその企業の経営がガタガタときて、法人市民税収が一番いい頃より20億減ってしまう。一般会計150億のまちで、20億の税収が減るとするのは、それはもう非常事態ですよ。

当時の市長さん、何を始めたかという、財政非常事態宣言をして、市民ホールを休止しますという発表をしました。それを聞いた市民の皆さん猛反発です。お金がないなんていうのは、職員が多過ぎるからだとか、給料が高過ぎるからだとか、そんな議論になっちゃったんですね。

これ、秦野市がつくったんです。何かというと、神奈川県下の市民ホールの状況を比較しています。横軸は、人口1,000人当たりの座席数です。そのまちのホール、これ突出して規模過大なんです。人口4万5,000人のまちが持つような、そういうホールの大きさじゃないんですね。市制施行20周年で、企業も景気よかったときに、どーんと張り込んで立派なホールを造っちゃったんですね。市民の皆さん、そんな大事な施設を何で閉めるんだと言っていますけれども、縦軸は年間の稼働日数です。神奈川県下最低なんです。一番使われてないホールです。なぜか、大き過ぎちゃって使いにくいからですね。興行主さんだって、人口4万5,000人のまちで、そんな大きなホールを借りて興行をやったって、人が埋まらないんですね。

こういう情報を前もって市民の皆さんにお見せをして、このホールを開けておくだけで年間3億円かかっちゃうんですと、財政非常事態なので、過去に造っちゃったことを今どうこう言ってもしょうがないけど、財政非常事態なので、しばらくの間休止するという選択肢はどうでしょうかと、そういうやり方をしていたら、結果は違ったものになったかもしれない。その市長さん、その次の選挙で落選されましたものね。やっぱり争点にされちゃいますよね。だから、こういうエビデンス、それを基にした市民の皆さんへのしっかりとした説明、そのことによって理解を求める。それが非常に大事なことじゃないかなというふうに思います。

では、計画につながるエビデンスがどこにあるのかということで、秦野市は、公共施設白書を平成21年10月に初版を発行して以来、1年置きにずっと改定を続けています。やっぱり情報はすぐ古くなるので、常に最新のデータをそろえておくということです。

初版のものは、本編と解説編を合わせて500ページぐらいのものになっています。当時の市長は、秦野が大好きな方で、秦野市って知名度低いんですよ。それがもう悔しくて悔しくてしょうがなくて、だから日本一とか全国初というすごい喜ぶんですね。ですから、これ

市長のところに報告に行ったときにも、市長、中身はともかく、ページ数は日本一にしておきましたと言ったら、殊のほかお喜びいただけたのを覚えていますけれど。

一番の特徴は、これなんです。自前で作っているんです。お金がないからです。委託料つかないんですよ。市長も、委託料なんかつかないって、人をつけたんだから、おまえたち自分でやれということですね、自分でやりました。ですから、金太郎飴的じゃない、そういう白書になっていると思います。

こういうのを作ったときに大事なのは行政側に都合の悪い情報であっても、利用者である市民の皆さんに都合の悪い情報であっても、それは全部包み隠さずお見せする。これ一番大事なことです。行政側が何か情報をコントロールしている、こんなふうに思われたら、こういうものに協力してくれる人はいなくなっちゃいます。ですから、透明で客観的な情報をみんなが持った上で、同じテーブルに着いて議論をすると。それが一番大事なことじゃないかなと思っています。

この白書の中には、後の再配置計画につながったエビデンスがたくさん載っているということになります。では、どんなエビデンスなのか、少しお見せをします。

まず、公共施設、ハコモノの中で一番ストックが多いのは、大体は学校なんですね。その学校をどうするんだというのは、この対応の鍵を握るわけです。学校の数、秦野市は神奈川県下で比較すると、児童・生徒の数に応じた標準的な学校数よりも少なめなんですよ。もともと数が少ない。学校にかけているお金、小学校にかけているお金も中学校にかけているお金も、神奈川県下の財政規模で比較すると、標準的な額しか使っていないんです。金銭的負担も大きくない。数も少ない。そんな状態で小・中学校を統廃合するなんていう、そういう選択肢はないでしょうということが、ここで一つ出てきます。

秦野には、この当時は公立の幼稚園が14園ありました。小学校区13に対して14の公立幼稚園がある。大正時代、幼児教育を始めていて、幼児教育の充実したまちというのは、行政としての誇りだったんですね。それで、そういう体制を維持していた。その幼稚園費まで加えた学校教育費全体で見ると、財政規模を大きく上回る支出をずっと続けていたわけです。

ところが、公立幼稚園児、ずっと減り続けます。子どもの数が減っているのに減るのは当たり前となるので、何%の子どもが公立幼稚園を選ぶのかと、就園率を計算してみます。それもずっと下がります。私も公立幼稚園の出身です。私が幼稚園児の頃は、公立幼稚園99%です、就園率。それぐらいみんなが公立幼稚園に通っていたのが、今はそれが選択されなくなっていると。みんなどこに行っているか。保育所とこども園。それと、マイクロバスで家

の前まで迎えに来てくれる私立幼稚園ですね。これを選ぶ保護者が非常に多くなっていると。もう行政側の思いと市民のニーズが完全に一致しなくなっていますよねというエビデンスがここで出てきます。

公立幼稚園14から5つはこども園化して、残り1つは小学校へ施設統合、それと2つは民営化ということで、今、14から6に減っているということになります。

子どもの教育、子育て支援、これだって大事でないなんていう人いないと思うんですね。でも、どれだけお金がかかるのか、これもしっかり知っておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

まず、公立のこども園、親の負担12万円ですね。全体で140万円ですから、130万円近く国税と地方税が必要になるということですね、1人の子ども1年間に対して。民間の保育所も大体似たようなものです。公立幼稚園、100万円です、1人の子ども。ところが、さっきもお見せしたように、園児の数がずっと減ってこうなったんですね。白書の初版を出した頃、これです。半分なんです。1人50万円で済んでいた公立幼稚園のコストというのが、100万円に倍増しちゃっているよということですね。これを見ても、やっぱり公立幼稚園の在り方というのは見直さなきゃいけないという、はっきりとしたエビデンスになって見えてきたいうことになります。

それと、公民館、コミュニティセンターとか、住民が時間単位で部屋を借りて活動するような施設、これについて見てみると、利用者の多い公民館と少ない公民館、残せるハコモノが限られているなら、利用者の少ない公民館、これ統廃合したらどうでしょう、そういう意見も当然出てくると思います。でも、年間の利用者のトータル数という、エビデンスだけを見てそんなことをやると、大反対が起きると思います。これ時間単位に分解してみます。午前中フル回転しているんですね。これが公民館なんです。秦野に11館ありますけど、全部こうなります。そうすると、ここを見ないで、この公民館を統廃合したら、この公民館のこの時間を使っている人たち、行くところがなくなっちゃいますよね。周りも全部これですから、大反対が起きるというふうに思います。

それよりも、利用者の数の差はどこで出ているのか。午後と夜間なんですね。これを生かしたまま、この午後と夜間をどうするか考えるほうが先でしょうというエビデンスになります。

ここには、児童館を入れちゃおうかと。大人が使わなくなるなら、午後、子どもたちに使ってもらえばいいじゃないかと。ここは、公民館ではないんですけど、ちょっと特徴的な試

みをやっています。それも後で説明します。

部屋別の稼働率を見ても、みんなが使いたがる部屋と使わない部屋、同じなんです。では、このみんなが使わない部屋、これなくしちゃっていいのか、大事な役割を持っているんです。社協の方が地域の高齢者の方へのボランティアのお弁当を作ったりしている。そういう大事な役割を持った部屋をなくすのはいけない。

では、どうすればいいのかということで、秦野市の公民館は、みんな学校に近接しています。学校にもこの部屋があります。家庭科・調理室。どちらもあまり使われない部屋が、地域の中に2つある。2つを1つにして共用することができれば、面積を半分にしても役割を維持していけるんじゃないのかと、そういうものが見えてきます。これは後で説明する複合施設の中で検討を加えました。

次に、日本中どの自治体にも必ずあるとって過言ではないですね、図書館。秦野市の図書館の蔵書、ずっと増え続けてきました。でも、蔵書庫がいっぱいになっちゃったので、蔵書庫を建設してほしいなんていう声が聞こえてきました。我々はどうやってハコモノを減らそうかと考えているときに、ハコモノを造りたいというところが出てきちゃったんですね。

それで、ちょっと疑問を持ってみました。で、比べてみました。神奈川県下の図書館、秦野市の図書館は人口規模に見合った蔵書をしっかり持っていますよと、見劣りのする恥ずかしい図書館じゃないです。ところが、秦野の図書館の特徴として、その蔵書が貸し出されないことが分かったんです。何で貸し出されないのか。人口規模に見合った貸出し利用登録者がいないからなんです。やっぱり駅を中心にして人の住んでいるところに集まります。秦野の図書館は、駅から歩けるところにはないんですね。車で行く人じゃないと、頻繁に通いにくい。

で、19の市町村の図書館と相互利用できる協定を結んでいます。自分のまちの、車で行かないと通いにくい図書館に行くよりも、自分の通学先の図書館、あるいは通勤先にある図書館、あるいはよそのまちの駅前にある図書館、それを使っちゃう市民の方が非常に多いということですね。

そういう図書館に、蔵書庫を建ててまで蔵書を増やし続けて、市民サービスの向上に直結しますかと、しませんよねと。もしそういうお金が使えるのであれば、駅前に近いところに分館機能を充実させるとか、高齢者会の中で配本サービスを始めるとか、そういうふうに使ったほうがいいんじゃないでしょうかと、そういうエビデンスが見えてくるということです。

ですから、やはりこういうエビデンスをしっかりと見せた上で、市民の皆さんとも議論を

し、庁内での議論もすると。そういうことによって、方向性、よくない方向へ進むことも防ぐことができるということになります。

では、秦野市の取組の事例を幾つか紹介いたします。

まず、公共施設等総合管理計画との関係なんですが、総務省が策定要請する前から秦野市は手をつけていたということです。ですから、総合管理計画をつくりなさいという総務省の要請なのでつくりましたけれども、ハコモノに関する部分は、全部、再配置に関する方針と再配置計画は踏襲していると。個別施設計画も、全部ハコモノは一括して、公共施設再配置計画が統括しているということになります。

これは、総務省が示しているイメージ図と若干、私、意図的に変えてあるんです。何かというと、ここ個別施設計画。総務省のイメージ図は、学校とか福祉施設とか小分けにして書いているんですね。それを担当課任せにしちゃうと、話が進まなくなっちゃうんじゃないかと。せめてハコモノだけはしっかりと取りまとめ役がいて、そこが見張ってなきゃ駄目なんじゃないのということで、意図的にハコモノというふうにまとめて書いているということになります。

では、総務省の要請に先んじて持っていた方針、つくった方針、どういう原則があるかということです。この先40年間にハコモノの維持・管理・運営に1,920億円使えると仮定します。先ほど説明したように、全部建て替えると346億円の財源不足が起きると。ハコモノを減らせば、そこにかけていた維持・管理・運営費用が不要になりますよね、浮いてきますよね。この浮いたお金を、建て替えなきゃいけない大事なハコモノの建て替え費用の不足分に充てていく。ここの金額とここの金額が一致するところまで計算して、面積を減らしていきましょうと。これが秦野市の方針の大原則だということです。ですから、計画を進めながら計画のための財源を生み出す。財政計画的側面も持っているという一つの大きな特徴があります。

では、どんな方針か。まず、方針の真っ先に、原則、新しいハコモノは造りませんと書いてあります。冒頭で、今持っているハコモノを全部維持することは不可能ですというふうに市民に説明してきたと言いましたよね。全部維持できないことを分かっているのに、何で追加して造っちゃうんですかって、余計維持できなくなっちゃうでしょうって、そういうことなんですね。

社会経済の変化、制度の変化で、もしかすると、長い取組なので何か造る必要があるかもしれない。でも、その場合には、同じ面積あるいは同じコスト分だけの更新を取りやめます

と。ですから、市民の負担を増やさないようにやりますと。そこまで言っています。

で、しっかりとした優先度をつけます。最優先されるのは、義務教育、子育て支援、行政事務スペース、この3つだということになります。

方針の3番目が、削減の数値目標です。40年という時間をかけますが、31.3%減らしていきます。先ほどの大原則からいえば、この31.3%にかけていた維持・管理・運営費用で、残る68.7%の建て替えの不足分が賄えるという、そういう計算結果を示しているということです。

秦野市の特徴の一つとして、学校とその他って分けて計算しているというのも挙げられます。義務教育施設は、必要以上に減らすことはできないんですよ。子どもの数に合わせて減らすしかない。ですから、義務教育施設だけだと26%、これ31より低いですよ、その他がもう43%減らさないと追いついていかないよということになります。

これ第1期基本計画のときにつくった方針なんですけど、今もう第2期基本計画になっていまして、ここ、どう変わったかという、さっきの白書を作るたびに、ずっと市民アンケートをやっているんです。優先的に維持すべきハコモノは何ですかと。そうすると、図書館以下の7施設、もう上位7つから動かないんですよ、ずっとアンケートを重ねても。これ秦野市のハコモノの神セブンと呼んでいますけれども、そしたらもうここにはっきり書きちゃおうよということで、この7つ、7種類が優先だよというふうに入っています。

第1期基本計画を進めている間に、コンクリートの劣化度調査なんかも全部やりました。築30年を超えた建物のコンクリートをどれくらい傷んでいるかということで調べました。第1期のときには、一律60年で建て替えで計算していたんですが、その結果によって、築50年から80年まで幅を持たせることができました。建て替えが60年より先に延びる建物ができてきたので、これが第2期だと27%に下がりました。

ただ、その60年で建て替えようとしていたものを80年使うためには、もう設備の更新なんか1回必ず入ってきます。余計にお金がかかります。そのお金まで生み出す、そういうさっきの大原則でやらなきゃ駄目だよということを盛んに後任に言ったんですけども、何か許されないわけがあったみたいで、でも不足額、これだけははっきりと書いてくれました。そうすることのためには、188億円必要なんですと。でも、その財源の見通しはここでは立っていませんということをはっきりと書いてくれましたので、今後、無責任な長寿命化にならないように注意していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

第1期が終わって、今、第2期基本計画の前期実行プランが今年度で終わります。今、後

期実行プランのパブリックコメントをちょうどやっているところかな、来年の4月からスタートするということになります。

計画進行の典型的なパターンです。小さな施設、耐用年数が来たらもう建物は使えません。そこが持っていた役割は、近所の中規模の施設へ入っていく。これも建物の耐用年数が来たらもう使えません。これが持っていた機能は、近所の小・中学校に移っていく。小・中学校を中心とした地域の拠点になる複合施設、これを造り上げて、ずっと将来にわたって維持していこうと、それが秦野市の計画進行の基本パターンです。

では、それがどこにできるのか。全部でこの15か所、予定しています。小学校区13に対して15というのは、カルチャーパークといって大型の公共施設がたくさん入っているエリア、それが一つあるんですね。

あともう一つ、南地区、小学校と中学校が遠い地区が一つあるんですね。ここをどこかへまとめるよりも、小学校は小学校を中心にして、中学校は中学校を中心にしてと、まとめるほうがいいだろうということで、15になったと。

例えば、この上地区、人口2,100人なんです。もう今、2,000人になっちゃったかな。1学年1クラスの小学校があるんですね。1学年1クラスといっても、10人もいかないような人数と。そういう小学校って、こういう計画では必ず統廃合しようとするんですけど、秦野市の再配置計画は統廃合しません。明治時代から地域の中心だった公共施設なんです。ですから、複合化はしますけれども、将来にわたってしっかりと維持していく。

そういう縁辺部の小規模な学校を残そうとすれば、それだけ財政的には非効率ですよ。一番先に閉めたのは、秦野の駅前の施設です。民間のビルを借りていて、家賃が高かったんです。それを先に閉めています。もしかすると、ほかの自治体と逆のことをやっているのかもしれないということなんです。市民の皆さんが本当に大事に思っていることって何なんだろうという、そういうところにやっぱりしっかり目を向けておかないと、いろんな反対をもらうような方針になりかねないんじゃないかなというふうに思います。

幾つかの事業の実例を御説明いたします。まず、知的障害者用福祉施設、公設公営でやっていた。保育園と幼稚園をくっつけて、こども園に移行して、この保育園の跡地を社会福祉法人に貸し付けることによって、公設公営から民営の施設へ転換をさせています。もちろんハコモノは減っています。敷地も建物の従前の2倍の大きさになっています。

役所がもうやっていると、財政上の制約でできないようなサービスが非常にたくさん始まったと。一番分かりやすい代表的な例は、送迎バスの運行ですね。そういうのが始まって、

知的障害者の方ですから、保護者はすごい、駅から施設まで歩いていくことを心配していらっしやっただけですね。でも、送迎バスを出してくれるということになったので、民営化することに対して、保護者の方からも一切の反対はなかったということになります。でも、お金の話をすれば、20年で3億の効果を生むと、そういう事業になっています。

これは、保健福祉センターの中に郵便局を誘致しています。これ行政財産の貸付という制度を使っています。家賃収入が年間200万円入ります。それは公共施設整備基金に全部積み立てています。この保健福祉センターというのは、福祉のお城で、空調を改修するだけでも億単位のお金がかかるんですね。年200万って細々ですけども、そのときの特定財源として使おうということで積立てをしていると。

では、何で郵便局なのかということなんですが、この郵便局では、住民票の交付とか印鑑登録証明書の交付業務をやっています。公務員以外でできるのは郵便局員だけなんですね。法律で担保されています。ですから、銀行ではなくて、郵便局なんですね。

これが誘致前の状態です。これ展示ギャラリーとっていましたが、こんな使われ方しかしてなかったんですね。当時の市長さん、個人商店なんですよ、御実家が。うちの店でこんな使い方をしていたらとっくの昔につぶれているわと、こういう使い方をしてもらいたくないと思わないおまえたちの頭の中はどうなっているんだろうと、よく怒られましたけど、郵便局でも呼んでもみたらどうだということで、呼びましたということです。

これは、学校を拠点にした複合化ですね。中学校の体育館とプール、武道場、隣接していた公民館と消防の分署、これを全部一体的な複合施設で建て替えましょうということです。DBO方式とって、デザイン・ビルド・オペレーション、これ全部、民間の企業グループにやってもらうということです。で、公募プロポーザルで企業グループを選びますよということで募集をかけて、応募した企業グループが出たんですが、何が起きてしまったか。東京オリンピックの開催が決まっちゃったんです。そしたら、工事費が一気に3割ぐらい上がってっちゃったんですね、資材不足だ、人不足だといって。もうこれ以上上がっちゃうと、責任ある提案ができなくなっちゃうということで、企業グループのほうから申出があつて、でも、秦野市も事業費の上乗せができませんということで、事業を中断してしまいました。で、ちょっと方向性が変わって、完成はすることはできたんですけどもね。

複合化のメリットの一つに、敷地に余裕が生まれるというのがあります。文京区さんなんかも土地がないというのが非常に課題だとおっしゃっていましたがけれどもね。ここは、企業グループさんが商売やっていいですよ。でも、その利益の一部をこっちの維持費に還元し

てくださいねと。で、こっちにかかる市民の負担を減らしていきましょうということです。そういう立てつけでやっていました。

これ義務教育で使いますが、義務教育施設ではないです。なぜか。指定管理制度を取れないからなんですね、義務教育は。ですから、ここはスポーツジムの運営会社なんかで維持・管理・運営することを想定していました。そうすると、学校側にもいい効果が及ぼせる。何かといいますと、例えば体育の先生がみんな水泳が得意とは限らないですよ。運営会社が今日午前中、市民向けの水泳教室をやりましたと。インストラクターの先生に午後も残ってもらって、授業の補助をさせましょうとか、そういういい効果を安く簡単に生み出すことかできる。そういう維持・管理・運営形態まで高めて、初めて複合化と言えるんじゃないかなというふうに思います。

用途の違う建物を、ここからこっちが学校です、ここからこっちが公民館ですとやってくつつけているのは、複合化とは私は言わないんじゃないか、単なる合築じゃないかなと、そんなふうに思います。

でも、何だかんだ言っても、事業が中断して方向性が変わってしまっ、出来上がったものは何か。これです。ここからこっちが学校です、ここからこっちが公民館ですってなっちゃいました。建て替えを、これ以上時間を取らずと、子どもたち、古い小さな体育館だったので、それはかわいそうだから建て替えを急いだ、そういう結果なんですね。

これは管理・運営形態、当初目指していたものとは違うものになっちゃったというのは、仕方ないとして、一番いけないこと。これです。従前の建物より合わせて1,300平米も大きくなってしまっている。中学校の体育館は、600平米大きくなることは、もう再配置計画の中でも見込んでいました。新しい文科省の基準だと、その大きさになるんですね。ところが、それをさらに700平米上回るこの大きさ。なぜそういうことになったのか。50年、60年に1度の建て替えですよ。地域の方も、もっと大きく、もっと豪華にと言うわけです。地域に選出されている議員さんなんかも、もっと大きく、もっと豪華にと言うわけですね。教育委員会がその声に負けちゃったんですね。結果、こういうことになった。

でも、人口が増え続けている時期だったら別にいいと思うんです。今、やらなきゃいけないことというのは、分かりましたと、この大きさまで拡大しましょうと、でも、それにかかる余計な予算、一般財源でなんか払えないから、全部借金しますよと。その増えた借金を返すのは誰ですか。ここで体育をやった子どもたちじゃないですか。今、大きくしてくれ、豪華にしてくれと言っている地域の重鎮の皆さんは、もうほとんど借金を返さないですよと。

子どもたちが全部返すんですよと。それでも、それでいいですかと。そういうふうには聞かなくしゃいけないんじゃないかなと私はそんなふうには思います。

この学校を中心にして複合化していくというものの第2弾が今ちょうど進行中です。これは、大根って書いて「おおね」と読むんですけど、大根小中と広畑小、これも子どもが減り続けちゃっているんですね。やっぱり教育委員会の中で改めて議論をすると、これくっつけたほうがいいんじゃないかということですね。ですから、もうここまできちゃうと、再配置計画云々より、子どもの教育上どうなんだということは、教育委員会として適切に判断するというのであれば、それは仕方ないのかなというふうには思います。

これは、平成9年ぐらいに着工できるのかな。9、10、11ぐらいで出来上がるんじゃないかなというふうには思います。

秦野市の計画って、平成23年度にスタートしているんですよ。その間に、市長は1回交代しています。教育長は2回交代しています。でも、基本的な考え方というのは揺らがないんですよ。なぜか。私なりにいろいろ考えてみましたが、まず計画に無理がない。長い年月をかけて、早急に進めているわけじゃない。ゆっくりといきますよと。で、無駄がない。既存のストックである学校の敷地を最大限に生かしていきますよと。むらがない。学校区単位で公平なものをやっていますよと。それと、私利私欲がない。ただひたすらに将来の市民、子どもたちのためのことだけを思って計画を実行していると。こういう計画だから、トップが交代しようとは何だろうと、基本的な考え方は揺らがないんじゃないかと、そんなふうにも思います。

これは小さな施設、小さな施設だからって建て替えていたら目標達成できなくなるわけですね。でも、小さな施設だからこそ、地域に密着した大事な役割もあるということで、これ地域の自治会に差し上げますと、無償で。地域と市の協働によって運営していきませんかということです。

これは、沼代児童館というんですが、何が起きたかという、今までどおり、児童館としての機能は、市が児童厚生員さんを派遣しますから、その人がいる時間は子どもたちに自由に使える児童館をやってくださいと。それ以外の時間は、もう自治会が自主的に利用してくださいということで、児童福祉法に基づく児童館だった頃よりも、より地域の拠点にふさわしいものに生まれ変わったということになります。

先ほど来、公立幼稚園に触れていましたけれども、公立幼稚園の民営化によるこども園化ですね、南が丘幼稚園、かつては200人いた園児が半分以下になっちゃっていたということ

で。これ建物は無償譲渡です、社会福祉法人に。幼稚園のときには、給食・調理室ってなかったですけど、こども園だと造らなきゃいけないんですね。そういうのにお金がかかるので、建物は無償譲渡と。土地は、事業用定期借地で貸しています。市の政策にのっかって、社会福祉法人に貸すんですが、無償にしないです、秦野市は。内規で、この土地が民間の土地になったときに、市が得られる固定資産税と都市計画税相当額、これでお貸ししますよということで、ここの場合は年間350万円。それでも相場よりは全然安いという話ですけれどもね。相場だと多分、年間2,000万円ぐらいじゃないかということですから。しっかりと頂くものは頂きますということです。

それと、これももう避けて通れないですよ、受益と負担のバランスの問題ですよ。今までばらばらだった算定式を統一して、これ将来の修繕や更新に備える費用、いわゆる減価償却費です。これも利用者の皆さんに負担していただくコストということで加えました。もちろん全額じゃないですからね。大体3分の1負担ぐらいになるようにということですね。全ての施設を統一して、33施設の344の料金区分、これを再計算して、引上げが224、3分の2は引上げですね。最大4倍、50円から200円だったのかな。で、引下げというのももちろん出ました。ただ値上げだけじゃ面白くないので、中学生以下と70歳以上のスポーツ施設の個人使用、温水プールとかジムですね、これは無料ということにしました。子どもを含む団体の活動には、1回の利用につき「はだのっ子応援券」というのを1枚交付します。それは次回の利用のときに施設使用料の半額分として使える。ですから、子どもを含んでいる団体は、100%と50%を繰り返すということですね。ですから、実質4分の3の負担で済むということです。それと、夜間の定期的企業使用、これは後で説明します。こういうのを始めました。

この老朽化対策で負担してもらっている分は、公共施設整備基金に積み立てて、将来の更新に備えていくということでやっています。

いろいろやりましたけれども、制度が変わって、一番利用者から不満の声が上がったのは、何だと思いませんか。もちろん高くなったなはありますよ。それ以外で。実は、これ予想だにできなかったんですけど、70歳以上の方の無料化、これに物すごい、窓口で一番文句が出たんですね。ですから、世代間の負担の公平性、社会における。これに対する不満というのを持っていらっしゃる方が相当数いるんだなということですね。一番あれだったのは、またおれたちに負担させるのかという言い方をした人がいたそうです。ですから、そういうのも、秦野市だけでどうにかできる問題ではないですけども、そういう声が社会の中には不満とし

て大分たまっているんだなということがよく分かったと。

これは、冒頭で御紹介いただいたコンビニエンスストアですね。住民票の受け取り、当時、今はもうこれ終了しちゃいましたが、できたり、図書館の図書の返却ができたりとか、こういう公的サービスを24時間、365日、市役所の敷地の中で市役所に代わってやってもらいたいということで、こういう形にこだわったということになります。

地代は、月100万円、年間1,200万円です。これはどこへ消えているかということ、秦野市役所の本庁舎というのは、もう築50年超えていまして、毎年どこか営繕工事しないといけないようなものなんですね。ですから、その工事の特定財源を当て込んでいるということになります。

これは、当初計画になかったんですが、途中で、先ほどの南先生が持ち込んできた話で、面白そうなので食いつきました。これ公民館の図書室なんですが、今まで有人でやっていたんですけど、無人化して、ICタグで管理して、全部自分で貸出しとか返却の手続もやってもらおうという社会実験ということで、「スマートライブラリー」と名づけられています。これほぼ2年間の間やっていました。

これは、全部で2,100万円かかったんですけど、図書館振興財団から1,000万円の助成が出て、図書館流通センターって民間企業と共同実験することによって、残り1,100万円負担してもらって、秦野市の一般財源負担はゼロということでスタートしました。

実験期間が終わって、この機械をどこで使おうかと。さっきの複合施設が一番有力だったんですね。でも、計画が変わって、方向性が変わっちゃったので、1回物置へしまったんですが、高価な機械をそのままにしておくわけにいかないだろうということで、どうしようかと考えていたら、当時の私の部下が面白いことに気づいたんです。これ16歳から18歳、高校生ですよ。高校生の利用が非常に多くなったと。高校生にインタビュー調査しました。どうしてここを使うようになったんですかと。そしたら、ここで無人で手続できるから、自分がどうい本を読むのかを人に知られなくて済むというんですよ。やっぱり多感な時期なんですよ。ああ、この子、こんな本を読んでいるのかなんか思われているんじゃないとか、そういうのが嫌なんですね。それで、高校生の利用が増えたと。

高校生が使う本で、今、赤本を貸してくれるところはない。借りられるとしても、内容を人に知られたくない本ってあるよねと。大学受験の参考書とか問題集ですね。赤本なんて借りようものなら、あ、この子、この大学を受けるんだとか、すぐ分かっちゃいますよね。そういうのを無人で貸し出せる場所をつくれないうことかということですよ。

今、親の所得の差が子どもの学力の差を生んじゃっていますって、そういう社会ですよ。そういうのって、やっぱりおかしいでしょうということですよ。で、そういう場所をつくらうということで、市長さんも乗り気になってつくりました。こういうのをつくるんだと聞いた市内の中小企業の社長さんが市長のところへ来て、100万円置いていきました。これで参考書を買ってやってくれと。多分、その社長さんも苦労されたんでしょうね。

それで、350冊そろえました。一番高かったのは、この左の上、1冊2万6,000円と。そんな参考書、誰が買うのと思ったら、取次書店がこれ予備校が買いますと。だから、予備校に通う学費を出してもらえない子は、見ることのできない参考書。ここに来れば幾らでも見れるし、貸出しもやっているので、14日間、家に持って帰ってじっくり見ることだってできますよということですね。

これら何だかんだで、システムの変更なんかで、さらに500万円かかったんですが、これクラウドファンディングをやりました。そしたら、数か月で集まりました。やっぱりそんな社会おかしいよねと思っていらっしゃる方が、日本の中にもたくさんいらっしゃったということです。

ですから、トータルで2,700万円かけて、一般財源負担ゼロです。これにこだわりました。なぜかという、市長がその気にならなきゃできないというんじゃなくて、工夫をすれば、財源なんかなくたって、事業はできるんだよと。それを特に若い職員たちに見せたかったんです。それで、一般財源負担ゼロにこだわったということです。

トップダウンの事業だったら進むけれども、例えば若い職員がこういう事業をやってみないなどボトムアップしてたって、財政通らないですよ、そんなの財源なんかないよということ。ですから、もう若い子たちが何言っても無駄だよみたいになっていっちゃうのが嫌なんです。ですから、こういうふうにやればできるんだよというのを見せたかったということです。

これは、夜間の定期的企業使用。何かというと、これは保健福祉センターなんですけど、夜間の利用率を見てみると、ちょっと高いところがあるので、夜間開館やめますとはなかなか言い出しにくいよねということです。でも、夜間開けるためには、やっぱり光熱水費が結構かかるんですよ。

で、この第2、第3、第4会議室って、大体同じような大きさ。理論上は、夜間一遍に使われちゃう確率って、1%しかないんですよ。このうちの1部屋、第2会議室を、夜間、例えば火曜の夕方6時から夜8時まで、1年を通して、あなたに使用する許可を出します。そ

ここで、塾とかお稽古ごとの教室をやってみませんか、そういう制度です。月謝をもらって構わないですよ。その代わり、使用料もフルコスト換算の1時間1,000円でどうでしょうということでやりました。それに対して7件の応募があったということで、この人たちが夜間、曜日と時間を割り振って使っている。それだけで使用料収入が年間40万円ぐらいかな、増えたということです。

ですから、公共施設を、既成概念にとらわれない使い方をすることによって、公共施設自身が自分の持っている役割を残していくために必要な費用を生み出す、そういう方法っていういろいろ考えられるんじゃないかなということです。

第1期基本計画、10年間での成果、目標は1,300平米削減だったんですが、1,200削減できました。さっき700余計に増えちゃったというのがなければ、1,900削減できたということですね。

お金のほうは、ちょっと高いげたを履かせた、33億という目標を立てましたけれども、19億ぐらいにとどまったということです。

数値目標というのは、それぞれクリアしてはいないんですが、第1期基本計画、10年間の最大の成果、私は職員の意識が変わったことだというふうに思います。職員の意識を変えることというのは、並大抵のことじゃないんですね。特に公共施設の問題に関しては、新しい行政の教科書が持ち込まれたわけですね。そうすると、古い行政の教科書を読んできた人たちにとっては、もう物すごく嫌なわけです。そんなのやりたくないとなるわけですね。ですから、庁内の危機感の共有ができないというのは、もうこの取組を進めている自治体の共通の悩みじゃないかなというふうに思います。

秦野市は何をしてきたかということ、人事課主催の階層別研修の中で、私が今ずっと話してきたようなことを職員にも話をしています。1から分かる再配置という啓発用の読み物、チラシですね、A4、2ページぐらいのもの、これをずっと月1回ずつぐらい、60何号までいったかな、発行を続けました。六、七年かかったのが実感です。

その結果、何が起きたのかということですけど、時間の都合もあるので、このうちの一つだけ紹介しますが、これ交差点の改良用地として、企業の社宅の土地が欲しかったんですね。企業としては、中途半端に削られるのも嫌だし、社員も引っ越してもう使っていないから丸ごと土地を買ってもらえないか。建物は無償で差し上げますと。建物はあと30年ぐらい使えるんじゃないですかということなんですね。

そういう交渉条件を聞いた市長さんが思いついたのが、その社宅を子育て支援に特化した

公営住宅に転換したいと言い出したんですね。当時の建築住宅課がそれを聞いて、昔だったら、だって市長が言ったんだもんとすぐやっちゃったと思いますよ。ちょっと待てよと。新しいハコモノが増えちゃうじゃん。市民の負担を増やさない方法でやらなきゃいけないんだよねということで、一生懸命考えたわけですね。

入居率8割で、ライフサイクルコストを回収できる、そういう家賃は幾らだということで、4万5,000円から4万7,000円、1LDK、40平米ですから、その家賃としては、秦野の家賃相場で見てもそんなに安いわけではないですよ。でも、これでやらないと、市民の負担を増やしちゃう。で、その高いハードルをクリアするためにどうしたらいいか。東京のデザイナーズマンションのモデルルームを見学になんか行って、今の若い子たちが好む内装はどんなだろうと建築職が行って勉強してきたわけですね。戻ってきて、そうだ、おれたちもモデルルームを見に行ったんだから、モデルルームを造ろうとなったわけです。

もちろんそんな予算はありません。どうしたかということ、市内にある無印良品さんと東京インテリアさんにタイアップしてもらえませんかとお願いに行ったんですね。そしたら、両者ともに、置いた家具とかこういうのを、これ無印さんで売っているんだ、買ってくれる、そういう効果があるんじゃないかということで、タイアップしてくれました。市内には、北海道発祥の某大手家具チェーンもあるんですが、そこには断られたそうです。多分、お値段以上にならないという、そういうあれなんでしょうね。

出来上がったモデルルーム、これです。格好いいですよ。これを見に来た若い夫婦たちは、みんなその気になっちゃうわけです。蓋を開けてびっくり、入居率8割どころか、100%になっちゃったわけですね。

で、市長が交代してから、市内居住者を転居させるのは、市内に空きアパートも多い中で、民業圧迫じゃないかと言い出したんですね。だから、市外からの転入者に限られというふうの方針を変えて、一時は6割ぐらいまで落ち込んだのかな、入居率が。でも、それでは市民の負担を増やしちゃうということで、建築住宅課がもう一度奮起して、市外の保育園とか幼稚園にチラシを配りに行ったりして、で、今は、100とは言いませんけど、90%は超えている状態じゃないかな、それぐらいまで回復しているということになります。

で、秦野市民の皆さんはどう思っているのかです。この公共施設更新問題を知っていますかと。「知っている」、「聞いたことがある」で大体7割ぐらい。では、秦野市が公共施設の再配置の取組を進めていることを知っていますかということ、「知っている」、「聞いたことがある」、最大で多かったときは5割を超えていましたね。やっぱり大きな事業が動いてい

ると、市民の皆さんの関心も高まると。大きな事業が動かないと、だんだんまた関心が薄れていくと。でも、こういう取組に賛成ですかといえば、「賛成」、「どちらかといえば賛成」は、もうずっと7割、8割というところになります。

それから、有権者の皆さんが、今までどおりに近くの何とかセンターを無料、あるいは1時間100円ぐらいで週1回借りて、お友達とサークル活動したいですと、そういう希望をかなえてくれる市長さんを選んだとしても、それは有権者の皆さんの結果責任だと思います。ちょっと冷たい言い方かもしれませんが、でも、その責任を追わされるのは、自分たちではなくて、将来の市民なんだよ、子どもや孫の世代なんだよと、そのことに気づいてもらわなければいけないですよ。まず、それをやらなきゃいけないのは、選挙が我々行政マンの大事な仕事じゃないかなというふうに思います。

次に、公共施設マネジメントを成功に導くために。私の経験則ですけれどもね。

もうこの公民連携の手法というのは、避けて通れないということですね。キーワード、いろいろあるよということになります。

で、公民連携手法を成功させるための七箇条ですね。まず、これ時間がかかるんですね、今までのやり方よりも。ですから、早め早めに動くよ。

で、PFI/PPPだから、量を増やしちゃってもいいんだみたいに考える、それは違うよ。減らすための手法なんだよということですね。

何かつくってとか何か考えてと丸投げ。それと、行政側の意向だけを重視する。これも駄目ですね。お互いにwin-winの関係を築く。

それと、データ、普段、自分たちが使っていないようなデータを民間企業では普通に要求してきます。それを使いこなすと。

既成概念（行政論）は捨てるべきよ。

で、いろいろ教科書もありますけど、習うよりも慣れろよ。それがPFI/PPPじゃないかなというふうに思います。

これは、小さなPPPです。市役所の1階にロビーがあるんですが、おいしい秦野の水のパッケージ型自販機ですね。私が上下水道局にいたときに、ダイードリンコさんから提案を受けて実施しました。これ真ん中一列全部おいしい秦野の水です。ダイードリンコさんとしては、利幅薄いですよ。この自販機のラッピングの費用も一切負担してないです。ダイードリンコさんが全部出してくれています。ですから、これは入札とか貸付料、そうじゃないです。秦野市上下水道局はこれ売るのが仕事ですから。貸付料は1%かな、それで貸してい

ると、そういう枠組みだということですね。ですから、お互いにwin-winだよというような形になっているということがあります。

取組がいろいろ進んできて、やっぱり公民連携を用いた取組で有名になる自治体というのが幾つか出てきています。例えば施設の再生で有名な自治体、これは包括委託で有名な自治体です。これ先ほどの削減目標、同じように計算すると、全然下がらないんですよ。ということは、1つの単発的な取組で、公共施設更新問題というのは解決しないということです。やはり中長期的な目標を立てて、そこに向かって幾つもの取組を重ねていく、このことによって、解決するものだと。そのためには、エビデンスが非常に大事になっていくんだということが言えるかもしれないです。

東京都は、上下水道全部、東京都。で、文京区は病院も持ってないということは、企業会計をやったことのある職員はいない。そうすると、企業会計、上下水道なんかそうなんですけど、これ非常に面白くて、収益的収支と資本的収支の予算、2つの予算を組むんです。こっちは建設改良を行うんですね。で、収益的収支で減価償却費を支出として処理するんです。支出として処理するといっても、誰かに払っちゃうわけじゃないので、このお金、内部留保されるんですね。それに利益を加えたこのお金で、こちらの建設改良費の収支の赤字を補填していくんです。これ企業会計の仕組みなんです。

ですから、理論上は、このサイクルがきちっと回っていれば、企業会計に更新問題は起きない。これが企業会計の仕組みなんです。

この企業会計の仕組みに、一般会計をちょっと模擬的に当てはめてみたところ、何が起きているか。まず、秦野市です。減価償却費、これぐらいあるんです。本当は、これは建設改良費と内部留保にあけなきゃいけないんですが、これ24億円、どこか行っちゃっているんです。どこか行っちゃっているといっても、これみんな医療・介護の赤字の補填と扶助費ですよ。そこへ行っちゃっているんですね。

文京区さんは、さすがにそれはないかなと思ったら、ありました。8億円。秦野の3分の1ですけども、8億円どこかに行っていますということですね。何でどこかに行っちゃったのか。今までこれ意識してなかったからですね。意識しないで、ハコモノや道路を造り続けて、本当はこれだけお金が必要なのに、それに使わなきゃいけないお金は、もう少子高齢化によってほかのものに吸い込まれていっちゃったんですね。気づいたときには、時既に遅し。24億円取り戻すことなんか、もうできないですよ。どれだけ国保の保険料、あるいは介護の保険料を上げなきゃいけないのと、そういう話になってきます。

だから、ハコモノは面積を減らさないと追いつきませんよというのが、更新問題の本質だというのが企業会計をやってみてよく分かったんですね。ですから、せめて道路だけでもこれをきちっと充てるような財政上の内規、それをしっかり整えないと、道路の事故ということは、物すごく大変なことにつながりかねないですよ。秦野市も今、議会のたんびに道路の管理瑕疵というのが出てきます。ですから、道路だけでも、この仕組みをつくれなかなというところですよ。

ですから、まだ8億円なら傷は浅いと思うんですよ。ぜひ、文京区さんは、このサイクルをきちっと回す、日本で初めての自治体になっていただければなというふうに思います。東京23区と財政力指数の高いまちはできると思うんですね。

青森県の六ヶ所村って、原発関係の施設があって、財政力指数全国2位のところですよ。そこからいろいろアドバイスを求められているんですね。もうお金の使い方めっちゃめっちゃになっちゃっているんだそうです。お金がいっぱいあるもので。ですから、こういうのを見せて説明をして、もう内部で財政規律をきちっとつくる。それが一番先だよというふうに話をしているところですよ。

それでも、仕組み上は整っていても更新は滞っているのが、上下水道だということになります。なぜ滞るのか。適正な料金設定ができてないからですね。さっきの仕組みを回せるだけの水道料金になってない。企業会計ですから、独立採算の企業なわけですよ。でも、下手に役所がやっているものだから、それが政治や選挙と一緒になっちゃうんですね。ですから、料金の見直しがちっともできないということになります。

でも、八潮市で、下水道管で、陥没で犠牲者が出ました。あれ耐用年数到来前ですよ。それでもああいうことが起きる。下水道管というのは、水道の管より物すごく太いんですよ。巨大なんですよ。直径何メートルとかいうのはざらなんですよ。秦野も一番大きいのは、直径3メートルといたかな、一番処理場に近いところはそのぐらいの太さになるんですね。それが腐食して落っこちれば、ああいうことになるということですよ。ですから、早く経営と政治を切り離して、適正な料金設定を進めていく必要があるんじゃないかなと思います。

最後に、全国的にどうなのかというのをちょっとお見せします。

市町村道、導送配水管、水道ですね、下水、どれもみんな増えていきます。ハコモノは、一見減り始めたかのように見えるんですが、中を分解してみると、減っているのは学校ばかりですよ。これ規模の適正化というやつですよ、文科省が進める。それによって、学校は数が減って行って、大人たちが使う施設はあまり減らないというのが実態かなということですよ。

ね。ですから、これはまだ、公共施設総合管理計画を全自治体が持った、そのことの成果が表れているとは言い切れないんじゃないかなというふうに思います。

で、住民1人当たりのハコモノ面積、先ほど言ったように、人口が少ない、人口密度が低いと多くなるということなので、ピンクは1人当たり5平米以上ですね。こういうところが出てくると。問題なのは、これを減らす方向へ舵を切れているかということなんですが、令和4年から5年にかけての動きです。ピンクは、もう問題外ですね。総面積も住民1人当たりの面積も増やしちゃった都道府県です。青は、総面積も住民1人当たりの面積も減らすことができた都道府県です。問題は黄色です。総面積を減らせたのに、1人当たりは増えていっちゃっている。

この調査結果公表以来ずっと総面積を減らし続けているのは、秋田県しかないんですよ。ところが、秋田県民1人当たりの面積はずっと増え続けている。ハコモノを減らすペースを人口減少のペースが上回っちゃっているからですよ。ですから、こういうことが起きる。ハコモノを減らすためには、行政側も大きなエネルギーを使うし、住民の皆さんだって不便を受け入れて我慢して、しょうがないよと言って減らすわけですけども、でも、自分たち1人当たりの負担は減ってはいないという、非常に残酷な結果だなというふうに思います。

東京都は、全国で唯一、白く抜けているんです。これは、総面積が増えたのに、1人当たりの面積は減っているという非常に特徴的な都道府県。ハコモノが増えた以上に人口が増えたという結果ですけども、それが東京都だということです。

先ほどの削減目標、東京都下の伊豆諸島なんかを除いた部分ですね、やってみるとどうなるか。簡単な計算式だところ。これは50%以上、黄色が40%から50、緑が30から40、青が30%未満ということ。これに借金とか貯金を加えるとどうなるか。こうなります。白く抜けているのは、もうマイナスになる。先ほど文京区さんもそうでしたけど、全部維持できるかもしれないよというのが、白く抜けているということになります。

大体、東京都で、借金とか貯金を加えて、状況が悪化したというのは、これぐらいかな。何だろう、ここは。日の出町。状況が悪くなったということは、貯金より借金のほうが多いということかなということですね。こんなのも参考にしてみてください。

100%を超えちゃう自治体、東京にはありませんけど、全国に164出てきます。ということは、計算結果が本当だとすれば、役所も学校も一つも残せない、そういう計算結果だということですよ。そうすると、もう自治体の機能を失ってしまうというのが164。主には北海道に多いですね。あとは島ですね。マイナスにできるのは全国で93ということになります。

東京23区はちょっと特殊ですけどね、原発があるところとかね、あとは巨大なダム、固定資産税が物すごく入ってくるような、そういう自治体はマイナスになるということです。

これ都道府県別に塗り替えるところになります。借金、貯金を加味すると、ピンクのエリアがどんと広がります。それだけ地方が今、借金漬けになっちゃっているということですね。ですから、全国平均だと、もう5割ぐらい、ハコモノを減らすのが当たり前だというのが、この公共施設更新問題の世界だということです。

ハコモノは、一度造っちゃったら、この先にかかるお金のほうがよっぽど多いんですね。このシビックセンターも、相当、年間の維持費大変じゃないかなというふうに思うんですけどもね。今までこっちしか見なかったんですよ。幾ら建てるのにかかるんだ、補助金が出るか、起債は幾らできるみたいな、よし造ろうって、一度造っちゃったら、そこから先のお金のほうがよっぽど大きいということですね。

もう更新問題が1回終わった公共施設、ごみ焼却施設は、ダイオキシン問題で一斉に建て替えていたので、また一斉に建て替えなんですけど、平成25年、今から10年ちょっと前ぐらいです。国が建て替えに対して確保できた交付金は、自治体要望の3分の2しかなかったと。後に補正で手当てされましたけど、そのときの補正の名称、廃棄物処理施設強靱化事業費といました。全部、財源は借金です。ごみ焼却場だけでそんなことになっちゃっているんですね。この先、ほとんどの公共施設が一斉に建て替えなきゃいけないなんていったときに、国が面倒を見切れるわけないんですね。

下水道をやっているから分からないと思うんですが、もう下水道の補助金の採択率というのは非常に落ちています。なぜかという、国がお金を増やせない中で、更新を希望する、そういう自治体が増えてきたからですね。ですから、おのずと1自治体当たりの採択率がどんどん落ちていくと、そういう状況です。ですから、住民の皆さんが本当に安全で安心な暮らしを続けていくためには、自治体自らが一生懸命やっていかなきゃいけないんじゃないかなということです。

国土強靱化といいますけど、公共施設、道路とかハコモノとか、そのほとんどを管理しているのは、都道府県を含めた地方自治体なんです。国が幾ら国土強靱化だなんて言っただけで、地方がこれをしっかり維持管理できなければ、強靱化も何もないわけですね。ですから、しっかりとこういうことを我々職員も議会の皆さんも自覚をして対応していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

最後に、危機度を知るための12のチェックということなので、やって見てください。チェ

いっても、まだあまり好む人は少ないのかなというふうに思います。一応はここに載っておきました。

私からの話は以上になります。御清聴ありがとうございました。

（拍手）

○板倉委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑に入っていきたいと思います。どなたからでも。

上田さん、いかがですか。先生にお願いをしていた、はい。

○上田委員 ありがとうございます。まず冒頭に、公務員の方のセカンドキャリアについてのお話をしていただいたのは、私もすごく興味深いなというふうに思いまして、先生を御推薦申し上げることができて、本当によかったなと思っております。

で、先ほどの中で、文京区についても幾つか分析をしていただいて、文京区の公共施設等総合管理計画の見える化というか、分かりやすさというか、データの見せ方というか、そちらのところがいま一つ足りてないのかなというふうなところがちょっと気になったりもいたしました。今回、文京区のほうは、公共施設マネジメントシステムを入れて、より一層、データの見える化とか更新頻度を上げたり、リアルタイムでなるべく見られるようにするとか、それからまた、ランニングコストなども見える化していきたいというふうなことを、2時までの委員会の中で担当課長がおっしゃっていたかというふうに思うんですけども、システムを入れて、どう活用していったらいいのかとか、また、そのシステムを入れて、結局、いろんな複合化とか、いろんな統合とか、集約とかということがもしあるとするならば、政治判断みたいなことも起こっていくかもしれないんですけども、そういった公共施設マネジメントを行っていくに当たって、そういった基本データをどう活用していくのか、また、どう判断していくのか、どういう体制だと、そういったマネジメントがうまくいくのかななどをお聞かせいただければと思います。

○志村講師 システム、羨ましいですね。秦野では、絶対予算通りませんね。システムの最大の効果って、データの蓄積と、その集計とかね、そういうところだと思うんですよ。ただ、データを羅列しているだけでは、エビデンスとはなり得ないので、そのデータを使って、何を訴えるのか、何のエビデンスを作り出すのかというところがやっぱり大事だというふうに思います。そのところは、やっぱりシステムではできないのかなと。AIなんかだと、もうちょっとすればそういうのをやっちゃいそうな感じもしますけれどもね。

でも、やっぱり、今、お見せした一つ一つのエビデンスというのは、全部私がデータを引

っ張り出して、それを組み合わせてみて、シナリオを作って、こういうストーリーできるよねというふうにしてやってきたものなので、やっぱりそういう手間、データも集計の手間とか引っ張り出す手間がシステム化によって省けますので、それを省力化した時間、それをいかにエビデンス、つなげることに使えるかどうか、それにかかっているんじゃないのかなというふうに思います。

○上田委員 ありがとうございます。

あともう一つ、基金の件なんですけれども、特目にしっかり積んでおくことが重要というお話だったかというふうに思います。それは、指標等ありますでしょうか。

○志村講師 これだけあればいいというものって、なかなかないんですよ。それが十分足りているという自治体もないんじゃないかなというふうに思うんですよ。企業会計では、補填財源という言い方をするんですよ、基金のことを。その補填財源を使いながら、計画的な更新をやっていける。それが適切な残高だという感じで、秦野の水道局の場合には、水道事業は8億円と、必ずその8億円を内部に残すということをやっていたので。ですから、それぞれの自治体に応じて、そういったところを計算してみて、この先幾らまで積み立てるのかとか、それを決めるということになるのではないかなというふうに思います。

自治体によって、ハコモノの多い少ないもありますし、財政力も差がありますのでね。ですから、自治体によっては、そこまで積み立てるんじゃなくて、ハコモノは減らしてくれという話もあるでしょうし。ですから、文京区だったら、仮に全部維持するとしたら、これぐらい必要と。今度、財政部局から、それはちょっと無理だろうという話であれば、ではハコモノは多少減らさざるを得ないねとか、そういうところを内部でよく調整していく、そういう流れになるのではないのかなというふうに思います。

○板倉委員長 あと、質問ある方、どうですか。

副委員長。

○依田副委員長 本日はどうもありがとうございました。

いろいろ厳しいお話があったと思うんですけれども、逆に文京区では、今、公共施設とかハコモノについては、むしろ増えているような状況にあるわけなんですけど、多分、事前に資料もいろいろ見ていただいたかとは思いますが、非常に雑駁な質問で申し訳ないです。どのような印象をお持ちになられたかというところをちょっと伺えればと思います。

○志村講師 例えば、子どもが増えれば、学校が大きくせざるを得ないという増え方は分かります。だけど、それ以外の増え方をしているというのであれば、それは誰がどう使うものな

のかというのがやっぱり大事じゃないかなというふうに思うんですね。やっぱりもう今後増やすことはできないというのが普通だと思うんですね。文京区も、人口推計だといつから減り始めるという推計になっているのかな。未来永劫増え続けるはないと思うんですね。先ほど冒頭のほうでも、秦野市がこの取組を始めたのは、まだ秦野市は人口が増えていた時期ですという……。

（発言する人あり）

○志村講師 ああ、そうすると、もうその先を見据えたときに、果たしてそんなに増やしていいんだろうかと。で、前もってお聞きしたお悩みは、土地が非常に少ない、用地の確保が困難みたいなお話を聞いている中で、何で増えるのかなというふうには思いますけれどもね。

増やすのであれば、できるだけ多目的、特定の目的・用途に限るようなものではなくて、できるだけ多目的に多くの区民が使えるようなもの、そういうふうなものを選ぶというような考え方がいいんじゃないかなというふうに思いますけどね。ただ、人口が増えている間って、なかなかそういう、ちょっとしょっぱい話ができづらいですよ。区民の方に対してもね。秦野市はよく増えているときに、これ始めたなと思うんですけど。

ですから、その辺のところをよく考えて、将来もうすぐ減るときがやってくるよというのを少し考えながらやるだけで、増え方というのは少し遅くなるんじゃないかなというように気がします。

○依田副委員長 ありがとうございます。

もう一個は全然別なんですけれども、先ほど志村先生、だからもう公共施設マネジメント担当になられてから20年近くたつという形、おっしゃっていたと思うんですけども、志村さん、もちろん秦野市の何かスポークスマンとしてこの取組、いろいろ外部にも伝えられているし、実際内部でも主力となってやられてきたかとは思いますが、当然、志村さんお1人でやられたわけじゃないわけなので、そういうしっかり公共施設のマネジメントをしていこうという流れは、誰がどのように生み出してきたものというふうに思われていますか。

○志村講師 きっかけは、当時の部長の発案なんです。福祉部長なんかもやられた方で、もう高齢化が進んでいるということを非常に間近に見ていらっやって、これこのままでは、将来、今の行政のシステムが成り立たなくなるぞと。で、まず何をしようかということで、福祉部内でもハコモノを結構持っていたりしますけれども、公共施設って、みんな縦割りで、ばらばらに何か物事を考えているよねと。これ高齢化社会へ進む中で、抜本的に在り方を見

直したほうがいいんじゃないのかということをして市長に進言されたそうです。そしたら、市長もおれもそう思っていたと。保健福祉センターに郵便局を入れたときに、もったいないと、そういう発想なんです。駐車場が空いているからもったいないから、コンビニを呼べないかとかね。公共施設というのは、市民の財産なんだから、それを最大限有効に使うべきなんだと。だから、部長の提案におれはオーケーを出したんだよという言い方をしていました。

それと、自分の政治家の政治信念として、将来に負担を先送りすることが物すごく嫌なんです。お嫌いな方で、就任していた12年間のうち11年目まで、ずっと借金を減らし続けて、基金を増やし続けてきたんですね。最後の1年だけ、どうしても大型事業が重なって、断腸の思いだと言いながら、若干借金を増やしちゃったんですけどもね。そういう政治信念を持っていらっしゃった方なので、こういう取組もしっかり進められたのかなというふうには思います。

○松丸委員 今日、どうもありがとうございました。

これ公共施設とはちょっとまた別の観点になっちゃうかもしれないんですけども、一時期、文京区も、特に保育園の待機児童解消ということで、かつては保育園なんかは、民営化をするなんてということとはとんでもないということで、結構議論になって、僕が入った頃なんかそうだったんですけど、今はかなり私立認可保育園が増えて、その私立認可保育園も、ほぼほぼ待機児童も解消されつつ、結構空きのそういうところがかかなりやっばり出てきちゃって、今後、ではそこをどうしていくかというのは、大きな課題でもあると思うんですけど、その辺というのはどういうふうを考えていらっしゃいますか。

○志村講師 公立を廃止することによって、民間で出ちゃった空きを埋めるべきじゃないかなというふうには私は思いますけれどもね。要は、区がカバーし切れない部分をカバーしてきたのが民間保育所だと思うんですよ。本来は、全て養育の義務は行政にあるんですけど、それがやりきれないからといって、民間に委託するわけですよ。ですから、それをカバーしてきた民間保育所が、空きが出ちゃって経営が何か悪くなっちゃうということは、やっばり防ぐべきじゃないかなというふうには思うんですね。

で、やっばり公立のほうが割高です。公立を全部なくしていいかということ、それもまた違うと思うんですね。やっばりいろんな家庭の子どもがいますから、民間ではちょっともう御遠慮願いたいという親御さんとか、そういうお話も聞きますのでね。公立を全部なくしていいというわけではないんですけども、せっかく一緒にやってきた民間がそういう苦しむ立場へ入っていくのであれば、公立を減らしていくべきかなというふうには私は思います。

で、公立のほうがサービスがいいとか民間だとサービスが悪いなんていうのは、それは昔の話で、今、もう民間のほうが全然サービスいいんじゃないかなと思うんですよね。私なんかも、こういう仕事をしていたので、やっぱり民間の保育所と公立の保育所を見に行ったら、給食がおいしそうに見えるのがもう全然違うんですよね。公立だと、おかあちゃんとの盛りつけみたいになっているんだけど、民間だとちゃんと親御さんに、きれいに盛りつけたものを飾ってあって、今日の給食これですよとお母さんに見せてもらって、そういうふうなサービス、きちっとやっていますのでね。ですから、私の考えは、公立を減らしていくべきだという考えです。

○板倉委員長 ほかには。いいですか。

岡村課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 文京区の用地・施設マネジメント担当課長の岡村と申します。本日はどうもありがとうございました。

平成20年度には、秦野市さんのほうで専科組織を立てられて、こういったハコモノに対する対策を取られていたというところで、私のこのポストは、もう今年度設置された組織ということで、用地政策を進めながら公共施設マネジメントも同時並行していくというところで、用地の取得もしながら効率的なマネジメントもしていかなきゃいけないというところで、ちょっと相反する思想を持つような担当でもなって、ちょっと立場的に非常に難しいところではあるところがございます。

今、お話を聞いていく中で、やはりデータのエビデンスをもって進めていかなきゃいけないなというようなところは、非常に感じ入ったところがございます。ちょっと一側面的なデータをもって考える思考というのは、どうしてもありますので、先ほど部屋ごとの利用状況だとか、使用用途だとか、そういったところも考えながら、データ分析されているというようなところは非常に参考にさせていただけるかなというふうに思いました。

1点、お伺いしたいところは、先ほど上田委員のほうからも御紹介ありましたけれども、今年度、公共施設マネジメントシステムというものを開発しているところがございます、そのデータを使って、来年度以降、個別施設計画の検討をしていきたいというふうに思っているところです。御覧になって、志村先生、分かったかと思うんですけれども、文京区の公共施設等総合管理計画は、個別施設計画は相当というような形になっていて、一つ一つ細かなところですかね、この年にこれをやるよというようなところをまだ示せていないというところはあるんですね。

今後、そういったデータも使いながら、個別施設計画をつくっていくというようなところでは、どうしても優先順位だとか、その施設を改修するに当たっての代替機能の確保だとか、様々課題が出てくるのかなというふうに思うんですけども、秦野市さんで個別施設計画をつくられていたときに、こういったところに配慮しながら進められてきたのかなというようなどころをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○志村講師 基本は、データですよ。ヒアリングはもちろんやりました、各担当課と。で、こういうデータに基づくエビデンスがあるんだけどということで、そうすると大体は、もう担当課は抵抗できないですよ。あるべき論、従来型の行政論といったらいいのかな、こうあるべきだと。図書館はこうあるべきだとか、そういうので蔵書庫を建てるとか、そういう話をしていたものが、しっかりエビデンスを出されてしまえば、それはもう聞くしかない。

それと、計画をつくっていたときに、計画検討委員会の委員長をやっていた東洋大の根本先生が、反対する課があったら、必ず対案を提示させなさいと言ったんですよ。それは何かというと、先生のお考えで、対案のない反対は単なる無責任だという言い方をしていたらしゃいました。こちらが一生懸命考えて、調べてこうして出しているものを、単に反対だというのではなくて、もっといい方法があるのなら、それを出させなさいと。そういうふうなことを言っていましたので、そうすると、もう大体は出してこれないですよ。そういうやり方をしていたから、後ろからいっぱい物を投げつけられていたのかもしれませんがね。

ですから、まず、客観的であること。私情を挟まない。私だって、なくしたくないものってありますよ。例えば、公立幼稚園なんかそうですね。娘の手をつないで送り迎えして、それが非常によかったという思い出がありますのでね。公立幼稚園のあの伝統はいいなという私情はありますが、でも、数字で見れば、もうこんなコスト高で、非効率になっちゃっているものをこれ以上市民の負担にしておくわけにはいかないというのはありますので、そういうところ、心を鬼にして、冷静に考えていっていけばいいんじゃないかなと思います。

随分お若いですよ。そうでもないですか。ですよ。10年頑張れますよね。これ冗談ではなくて、やっぱり取組の進んだ、名前を知られている自治体って、1人の担当が長く関わっていますよね。そういうところが多いです。ですから、ぜひ、文京区が10年後に東京都の中では一番取組がすごいと言われるような自治体になれるように、ぜひ頑張ってください。私なんか11年やっていたから。

○板倉委員長 それでは、これで質疑を終了させていただきたいと思います。

志村講師におかれましては、本当にお忙しい中、御講演いただきまして、ありがとうございます

いました。

御講演いただきました内容につきましては、これから本委員会の調査研究活動に生かしていきたいと思っております。

志村講師にいま一度拍手をお願いいたします。

（拍手）

○板倉委員長 本日は、ありがとうございました。

以上をもちまして、研究会を終了させていただきます。

○板倉委員長 その他ですけれども、委員会記録については、委員長に御一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 令和8年5月の閉会期間中における継続調査については、議長に申し入れることといたします。

6月定例議会の資料要求については、4月24日金曜日を締切りとさせていただきます。

○板倉委員長 以上で、自治制度・地域振興調査特別委員会を閉会いたします。

本日は、先生においでいただきまして、本当にありがとうございました。これで終了いたします。

午後 4時52分 閉会